

平成 25 年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)

資産等を勘案した補足給付の仕組みのあり方に関する調査研究

報告書

平成 26 年 3 月

株式会社 野村総合研究所

－ 目 次 －

I. 調査研究の概要	1
1. 調査研究の背景と目的	1
2. 調査研究の方法	5
II. 制度改正後の補足給付の受給者像の推定	7
1. 分析対象・分析方法	7
2. 制度改正後の受給者像の推定	12
1) 所得要件の適合者・非適合者像	12
2) 資産要件①の適合者・非適合者像	18
3) 資産要件②の適合者・非適合者像	30
3. 制度設計(基準額設定等)への示唆	38
III. 自治体にかかる実務負担の推定	43
1. 調査・分析方法	43
1) インタビュー対象	43
2) インタビュー項目	44
2. 現行生活保護制度における資産把握の実態とその実務負担	46
1) 標準的な実務フロー	46
2) 各種照会の内容	48
3) 自治体の諸条件によって生じる相違点	52
3. その他の既存制度における資産把握の実態とその実務負担	53
1) 国民健康保険料の資産割における資産把握	53
2) 自治体独自の自己負担減免制度における資産把握	53
4. 税務部門における資産把握と情報連携の実態	54
1) 地方中核市のケース	54
2) 東京都のケース	54
5. 補足給付制度に資産把握を導入する場合の課題	55
1) 新たに発生する業務とその実務負担	55
2) 制度導入に向けて必要となる準備	55

IV. 金融機関からみた不動産担保型貸付制度への参入条件	57
1. 調査・分析方法	57
1) インタビュー対象	57
2) インタビュー項目	58
2. 調査対象の商品の概要と特性	59
1) 金融機関別商品比較表	59
2) 各商品の概要・特性	60
3. 不動産担保型貸付制度のリスク・業務負担	69
1) 金融機関と利用者がそれぞれ抱えるリスク	69
2) 一般的な業務フローと業務上の課題	69
4. 補足給付における不動産担保型貸付制度への参入条件・課題	72
1) 新たに発生する業務とその役割分担の想定	72
2) 制度設計において配慮すべきポイント	73
V. 日本における資産等を勘案した負担能力評価のあり方(考察)	75

I. 調査研究の概要

1. 調査研究の背景と目的

1) 調査研究の背景

介護保険施設に入所(または短期入所)する要介護者の食費・居住費の一部を補助する「補足給付」制度に関しては、これまで、以下のような会議において、問題提起がなされてきた。

<補足給付に対する問題提起がなされた会議等>

- 社会保障審議会介護保険部会 「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成 22 年 11 月 30 日とりまとめ)
- 第 39 回 社会保障審議会介護保険部会 資料4(平成 23 年 10 月 31 日開催)
- 社会保障審議会介護保険部会 「社会保障・税一体改革における介護分野の制度見直しに関するこれまでの議論の整理」(平成 23 年 11 月 30 日とりまとめ)

<これらの会議等におけるおもな論点>

(補足給付の見直しが必要とする理由等)

- ・ 本人が資産を保有していたり、同居家族に負担能力があつたりする場合にも補足給付を受給できることは、低所得者対策として制度化された趣旨に合わない
- ・ 特養入所者の約4分の3が補足給付を受給しているという対象者層の広さと、それによる介護保険財政への影響
- ・ 高齢者の資産保有の高さや、生産年齢人口減少等からみた長期的持続性への懸念
- ・ 社会保障・税共通番号の導入による資産把握が行いやすくなることへの期待
- ・ 諸外国では、居住用資産の流動化のための仕組みや死後精算制度等が存在すること

(補足給付見直しの視点)

- ・ 入所者本人の保有資産(居住用資産、預貯金等)の勘案
- ・ 入居前の同居家族の負担能力の勘案

(想定される導入時の課題)

- ・ 社会保険制度の中で、資力調査を伴う低所得者対策を行うことの制度不適合性
- ・ 正確な資産把握が実務的に困難であること
- ・ 居住用資産の流動化が困難であること
- ・ 保険者の判断により勘案できるようにすべきか、保険者によって取扱いに差が生じるのは望ましくないのか、制度の性質の明確化

※上記会議における指摘の詳細は、昨年度報告書(株式会社野村総合研究所 平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)「補足給付の実態と資産等を勘案した負担能力評価のあり方に関する調査研究」)参照。

平成 25 年度に入ってから、社会保険のあり方を展望する重要な報告書、提言書等において、以下のとおり、「補足給付」制度のあり方に対し、課題や方向性が示されてきた。

◆ **第 10 回 社会保障制度改革国民会議 資料**(平成 25 年 4 月 22 日)

これまでの社会保障制度改革国民会議における議論の整理(医療・介護分野)(案)

※同資料は、第 43 回社会保障審議会介護保険部会(平成 25 年 4 月 25 日)にも提示され、以降の同部会の議論の参考資料として位置づけられている。

(介護サービスの効率化及び重点化)

- 利用者負担の在り方については、一定所得以上の所得がある者や預貯金などの資産を有する者には、応分の負担を求めるべき。
- 補足給付は、所得だけではなく、預貯金や不動産などの資産を勘案して給付すべき。また、低所得となる所得や世帯のとらえ方について、遺族年金等の非課税年金、世帯分離された配偶者の所得等を勘案するよう見直すべき。

◆ **第 44 回 社会保障審議会介護保険部会 資料**(平成 25 年 5 月 15 日)

介護保険部会における主な議論(未定稿)

(介護サービスの効率化及び重点化 ー利用者負担の在り方に関する議論)

- 高齢者を一律に弱者として捉えず、その所得に応じて利用者負担の見直しも考えなければいけない時点 coming している。
- 要介護度、その重要性に応じた自己負担も検討する必要がある。
- 利用者負担を医療保険と同様に考えるのは、利用期間が長期にわたると介護の特色上無理がある。高齢者が負担能力に応じて相応の負担をしなければならないということは理解できるし、所得の再分配機能の強化という側面から利用料で負担をするという考え方もあるが、原則論としては保険料で負担するべき。
- 自己負担割合を引き上げずに保険料だけ上げるとことはそれ相応の保険料の確保が必要。特に第 2 号被保険者の納得が得られるのか考える必要がある。
- 利用者負担の検討が避けられないのなら、一定以上オン所得とはどれくらいの所得の人を指すのか明らかにして議論をするべき。

(介護サービスの効率化及び重点化 ー補足給付に関する議論)

- 補足給付における資産勘案については賛同できるが、資産の捕捉を実際に行う市町村の事務負担が大きくなりすぎないよう現実に妥当するような制度が求められる。

◆ **社会保障制度改革国民会議 報告書**(平成 25 年 8 月 6 日)

(4 介護保険制度改革)

(前略)

さらに、施設入所の場合には、世帯の課税状況や課税対象の所得(フロー)を勘案して、利用者負担となる居住費や食費について補足給付により助成を受けることとなっている。その結果、保有する居住用資産や預貯金が保全されることとなる可能性があり、世代内の公平の確保の観点から、補足給付に当たっては資産(ストック)も勘案すべきである。また、低所得と認定する所得や世帯のとらえ方について、遺族年金等の非課税年金や世帯分離された配偶者の所得等を勘案するよう、見直すべきである。

(後略)

2) 調査研究の目的

以上とりまとめたような議論を踏まえ、本調査研究では、社会保障審議会介護保険部会で指摘された「資産の捕捉を実際に行う市町村の事務負担が大きくなりすぎないよう現実に妥当するような制度」を構築するために、制度の実効性と実現可能性から、以下の3つの点について分析・調査を行い、制度の具体化及び実現のための課題や要件を整理することを目的とする。

なお、本調査研究では、9月25日に開催された第49回社会保障審議会介護保険制度部会で提示された仕組み案(次ページ図参照)をもとに、分析や調査を実施している。

<利用者サイド> =実効性担保を目的とした分析

①適切な給付対象を想定するための利用者像の分析

預貯金や不動産などの資産を勘案する制度としたことにより、これまで給付を受けられていたが受けられなくなるのはどのような層で(質的把握)、どのくらいの割合で発生するのか(量的把握)、基準とする金額を変更した場合にそれがどのように変動するのか等について、分析・整理する。

<事業者サイド> =実現可能性担保を目的とした調査

②自治体における資産評価等にかかる実務負担の想定

資産評価や、不動産を担保とした貸付制度について、申請・審査等の事務は市町村が担うことが想定されている。しかし、従来は、介護保険料所得段階等から容易に確認・判断可能な審査と、それに必要な情報に限定された簡易な申請で行われてきた業務であるため、厳密な資産捕捉を導入すると、急激に事務コストが増え、それに対応した人員や予算の担保等ができず、運用上対応不能な仕組みとなってしまう恐れがある。

現行では、生活保護制度や国民健康保険料算定における資産割、一部の市町村が独自に設定する費用助成等で資産が勘案されていることから、それらの制度で資産勘案のために発生している手間やコスト等を把握することによって、補足給付制度に資産勘案を導入した場合に生じる恐れのある手間やコストを想定する。

③不動産を担保とした貸付業務において、貸付業務受託機関の参入可能性・条件の把握・整理

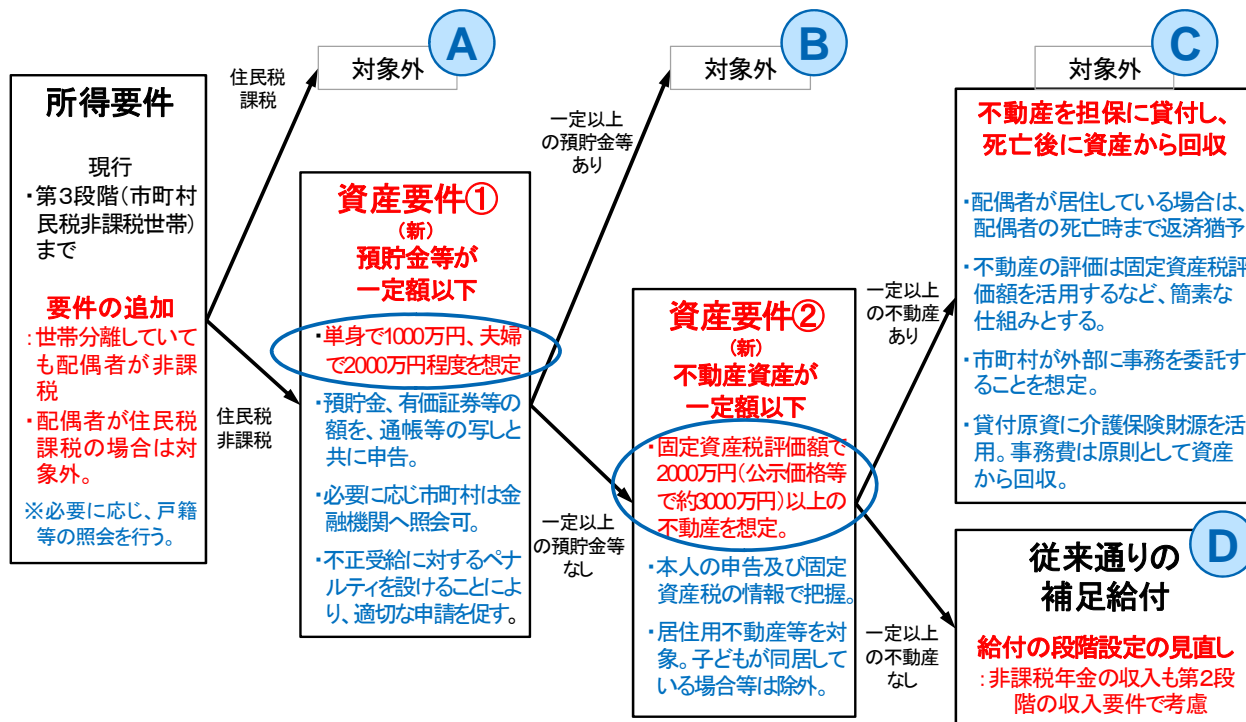
不動産を担保とした貸付制度について、実際の貸付業務部分は金融機関等の外部事業者への委託ができるようなスキームが検討されている。しかし、受託事業者にとって、一定の採算性が見込まれる事業(対象者数、金額)とならなければ、貸付業務の引き受け手としての参入(委託先の確保)が見込めず、仕組みとして実現可能性の低いものになってしまう恐れがある。

そこで、金融機関等が担うと想定される業務及びそれにかかる手間やリスクを想定するとともに、金融機関が参入を意思決定できるための要件や解決すべき課題等を把握・整理する。

《参考》調査の前提とした制度改正案

第 49 回介護保険制度部会では、見直しの視点として、①配偶者の所得を勘案、②預貯金と不動産とに分けて資産を勘案、という考え方が示された。また、所得が低く預貯金がない場合でも、固定資産税評価額が2000万円以上となる場合は、不動産を担保に貸付を行い、死後に資産から回収するという仕組み案が合わせて提案された。

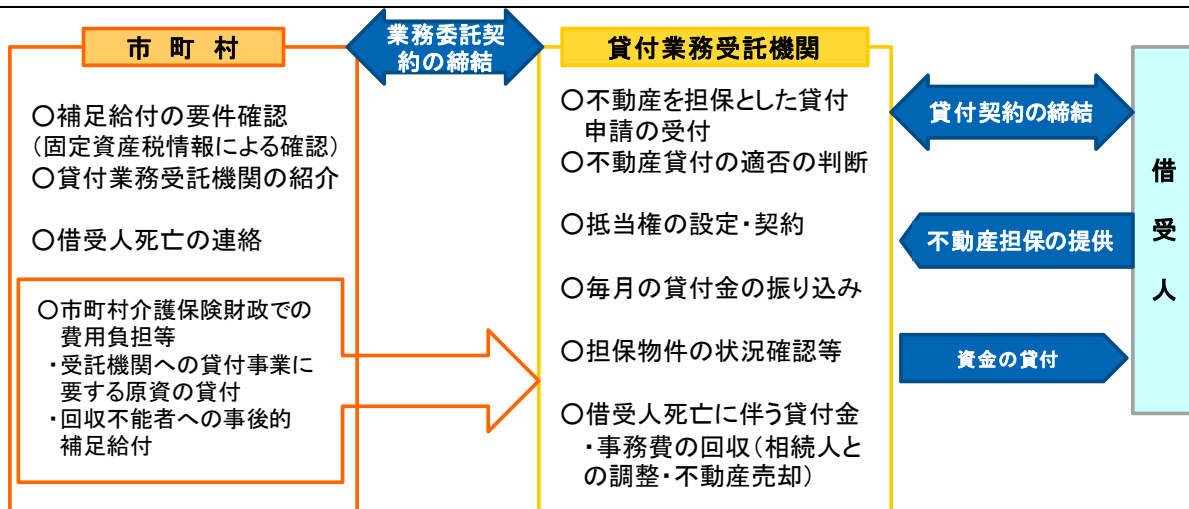
図表 I-2-1 補足給付の見直しのイメージ



出所) 社会保障審議会介護保険部会(第49回)(2013年9月25日)資料をベースにNRI加筆

図表 I-2-2 不動産を担保とした貸付制度のイメージ(案)

- 実施に当たっては、市町村の事務負担を踏まえ可能な限り簡便な仕組みとし、外部への委託を可能とする方向で検討することとしてはどうか。
- 不動産貸付事業は流動性を確保できる一定の価値以上の不動産が存在する市町村において一定の価値以上の不動産を対象に実施し、最終的に不動産が処分できなかった場合の事後的な補足給付などを介護保険財政で負担する方向で検討することとしてはどうか。
- 具体化に向けて、制度の対象者や事務的なコストも含めた費用対効果の面や、委託先の確保にも留意して実施方法を検討するべきではないか。



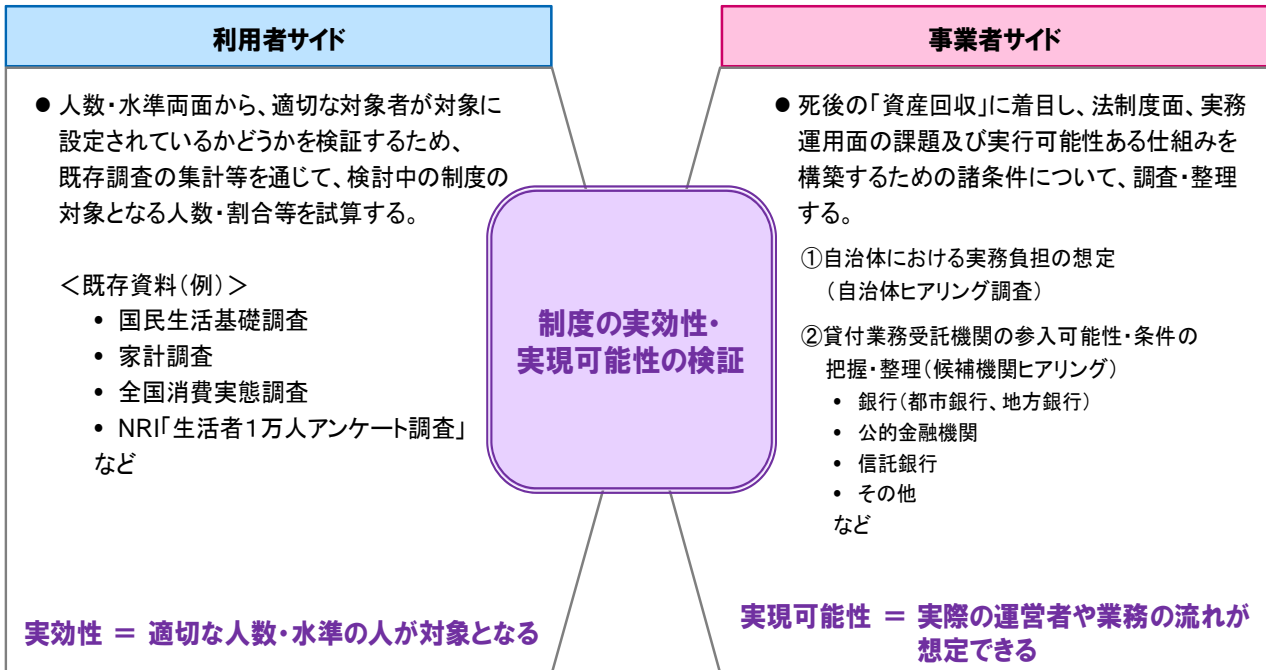
出所) 社会保障審議会介護保険部会(第49回)(2013年9月25日)資料

2. 調査研究の方法

本調査研究は、下図のとおり、利用者サイドの調査と事業者サイドの調査から構成される。

事業者サイドの調査は、さらに、窓口機能を担うことが期待されている自治体において発生が見込まれる実務負担に関する調査(下図①)と、死後回収の場合に貸付業務受託機関として参入が期待される金融機関等に関する調査(下図②)で構成される。

図表 I-2-1 調査研究の視点



1) 制度対象者(ユーザー)の想定 (=利用者サイドの調査)

今後、検討される所得額、預貯金額、不動産資産の評価額の設定金額次第で、制度改正により補足給付適用対象外となる高齢者数や不動産担保型貸付制度の対象となる高齢者数が異なり、本来、支援が必要な層に適切に効力を発揮する、実効性のある制度となるかどうかに影響する。

こうしたことから、まず、既存データをもとに、所得、預貯金額、固定資産評価額の関係から高齢者の類型化を試み、類型ごとの対象人数を試算・推定する。

＜検証の視点＞

- 新たに補足給付の適用外となるB・Cの高齢者の割合は妥当か？
- 設定された基準額は妥当か？
- 等

2) 資産回収の仕組み構築等のフィージビリティ・スタディ

昨年度実施した「補足給付の実態と資産等を勘案した負担能力評価のあり方に関する調査研究」では、所得に加え、資産を加味した負担能力調査を行うにあたっての法制度面、実務運用面の課題等の整理を、既存文献レビューを通じて行った。

本調査研究では、実際に資産把握の事務や、不動産担保型貸付における窓口事務を担う自治体や、不動産担保型貸付において資金の貸し付けを担うことが想定される金融機関等に対するインタビューを通じて、より詳細かつ具体的に、法制度面、実務運用面の課題を整理するとともに、実現可能性ある仕組

みを構築するための諸条件を調査・整理する。

①自治体における実務負担の想定

不動産担保型貸付の窓口事務等を担う機関として、市町村が想定されていることから、「資産回収」に関連して新たに発生する事務として想定される内容や、それに伴う事務負担や軽減の方策等について、自治体担当者ヒアリング等を通じて調査を行う。

<検証の視点>

- 市町村に発生する業務内容・負担はどのようなものか？
- 市町村は何を準備すればよいのか？
- 等

②貸付業務受託機関フィージビリティ調査

実際の貸付業務は外部への委託が行える仕組みとすることが検討されている。このとき、受託機関となる可能性がある機関としては、以下のような業種が想定される。貸し倒れリスクを介護保険財政から補てんすることも検討されているが、受託機関にとって、委託を受けて事務を実施し、採算性を確保できる仕組みとなるか否かによって、当該事業への参入意向が変わってくると考えられる。このため、受託機関候補へヒアリングを通じて、各機関の当該受託業務への参入可能性や、参入のための条件(例:発生件数・率、担保要件、保証人、貸付期間、利回り等)等を把握・整理する。

<受託機関候補>

- ・銀行(都市銀行、地方銀行)
- ・公的金融機関(政策金融支援機構 等)
- ・信託銀行
- ・その他

<検証の視点>

- 引受手が具体的に想定できるか？
- 金融機関が参入を意思決定する際のポイント(参入条件)は何か？
- 等

3)実効性と実現可能性を兼ね備えた仕組み構築のための課題整理

以上の調査・分析を踏まえ、補足給付における適切な資産勘案の仕組みを実現するため、また、実効性と実現可能性を兼ね備えた不動産担保型貸付制度の仕組みを構築するための課題や考慮すべき要件等について、とりまとめる。

(本ページは印刷しません)

Ⅱ. 制度改正後の補足給付の受給者像の推定	7
1. 分析対象・分析方法	7
1) 分析対象	7
2) 分析方法	10
2. 制度改正後の受給者像の推定	12
1) 所得要件の適合者・非適合者像	12
(1) 世帯類型別にみた収入の状況	13
(2) 所得要件の基準額の妥当性について	16
2) 資産要件①の適合者・非適合者像	18
(1) 世帯類型別収入階級別にみた預貯金額の状況	22
(2) 資産要件①の基準額の妥当性について	27
3) 資産要件②の適合者・非適合者像	30
(1) 世帯類型別世収入要件・資産要件①の適合状況別にみた不動産評価額の状況	32
(2) 資産要件②の基準額の妥当性について	36
3. 制度設計(基準額設定等)への示唆	38

Ⅱ. 制度改正後の補足給付の受給者像の推定

1. 分析対象・分析方法

1) 分析対象

適切な給付対象を想定するため、既存の統計調査等のデータをもとに、各要件に該当する利用者像について分析を行う。

本分析においては、利用者の世帯類型(単身世帯、夫婦世帯、その他)と、収入、資産保有状況等が把握できることが必要であることから、これらのデータを含む統計調査等として、以下の5種類のデータを比較検討した(図表Ⅱ-1-1 参照)。

- 国民生活基礎調査(厚生労働省)
- 家計調査(総務省統計局)
- 全国消費実態調査(総務省統計局)
- 生活者1万人アンケート[消費財編](株式会社野村総合研究所)
- 生活者1万人アンケート[金融編](株式会社野村総合研究所)

その結果、以下のような理由から、調査時点が新しく、本人だけでなく配偶者を含めた夫婦を調査単位として収入・資産の状況を把握している「生活者1万人アンケート[金融編]」のデータを用いて分析を行うこととした。

- ・公的統計調査は公表されている集計表ベースでは収入・資産のクロス分析が難しく、マイクロデータの使用申請が必要になること
- ・マイクロデータの使用申請から実際にデータが利用できるようになるまで時間がかかること
- ・「生活者1万人アンケート[金融編]」は調査時点が新しく、2013年度の状況が把握できること
- ・サンプルサイズは統計調査に比べ小さいが、高齢者で2000人超のデータを確保でき、一定のクロス分析等は可能と考えられること

なお、データの出典によらず、調査の回答者は無作為抽出をベースにサンプリングされたものであり、高齢者全体の傾向は反映していると考えられるが、特別養護老人ホームの入所者、あるいは、補足給付の受給者とは層が異なることには留意が必要である(補足給付受給者は、その制度主旨から、当然、高齢者全体に比べて、収入や保有資産額が低い層に偏っていると想定される。特別養護老人ホーム入所者も、同様に、高齢者全体に比べて収入が低い層が多いことが指摘されている)。

特に、収入や資産等の家計の状況に関する設問は、公的な統計調査であっても無回答が多いことや、記載された数値の信頼性が必ずしも高くない場合(控えめに回答する傾向)があること等から、集計値を見る際には留意が必要である。また、設問によって、数値で回答する形式と、カテゴリを提示して当てはまるものを選ぶ形式とがあるため、カテゴリの幅を自由に設定できない場合もある。

また、「生活者1万人アンケート[金融編]」は、民間企業が行っている独自調査(訪問留置法によるアンケート形式)であるため、協力が得られる人・世帯等に、一定の回答バイアスが生じている恐れがある。(株)野村総合研究所では、回答バイアスをなるべく減らすため、例えば、オートロックマンション世帯の回答が除外されないよう、一定の割り当てを行う等の工夫を施しているが、それでもなお、母集団との乖離は残るものと考えられる。

図表Ⅱ-1-1 関連分野の調査の特徴(1/2)

	生活者1万人アンケート〔金融編〕	生活者1万人アンケート〔消費財編〕
調査実施機関	(株)野村総合研究所	(株)野村総合研究所
調査対象	全国の満15～79歳の男女個人	全国の満15～79歳の男女個人
最新時点, 頻度	大規模調査:2013年, (2010年より3年ごとに実施。2011年には 首都圏のみ4000サンプルで実施)	2012年, 3年ごと
標本抽出方法	層化2段階無作為抽出	層化2段階無作為抽出
サンプル数	10,073人	10,348人
うち高齢者	満65～79歳で2,495人分	満65～79歳で2,058人分
調査方法	訪問留置法	訪問留置法
関連設問項目		
収入	本人年収(カテゴリ) 世帯年収(カテゴリ)	本人年収(カテゴリ) 夫婦年収(カテゴリ)
流動資産	保有している金融商品 貯蓄状況 世帯貯蓄額(カテゴリ)	あなたが管理する金融資産額(数値)、種類 夫婦貯蓄額(カテゴリ) 夫婦負債額(カテゴリ)
固定資産	住まいの所有関係 住宅ローンの返済期間	住まいの所有関係 住宅ローンの理應状況、残額、残年数等 自分名義の不動産の所有状況 あなたが保有する不動産の評価額(カテゴリ)
その他 (生活実感等)	耐久消費財の保有状況 今後の生活設計における収入想定 老後の暮らし・経済面での不安	相続意思 老後生活や相続のための準備状況 生活の程度 リバースモーゲージ等に対する関心度
属性	性・年齢 家族構成 世帯人員数 就業状況(業務内容/業種/仕事上の立場) 婚姻状況 配偶者・子の年齢 世帯主年齢	性・年齢 家族構成 世帯人員数 就業状況 婚姻状況

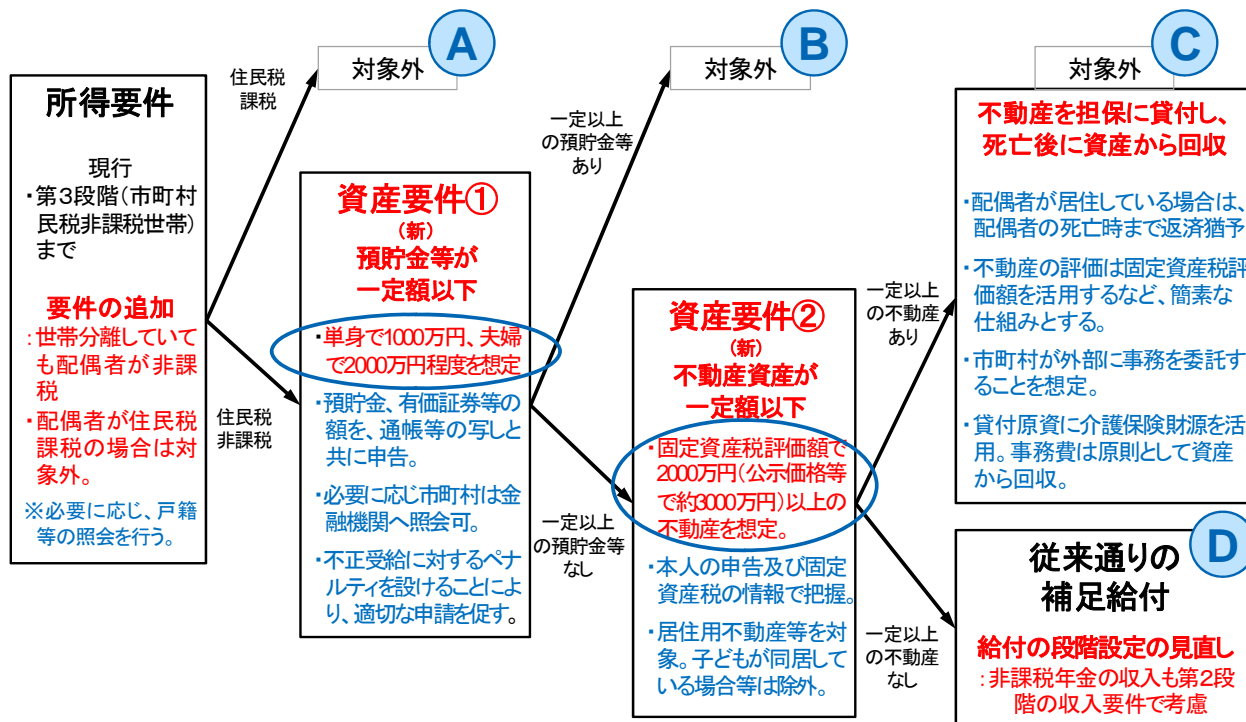
図表Ⅱ-1-1 関連分野の調査の特徴(2/2)

	国民生活基礎調査	家計調査	全国消費実態調査
調査実施機関	厚生労働省統計情報部	総務省統計局	総務省統計局
調査対象	世帯	全国の全ての世帯	全国の全ての世帯
最新時点, 頻度	大規模調査:2010年, 3年ごと (中間年は簡易調査)	(年報)2012年, (月報)2013年9月, 毎月	2009年, 5年ごと
標本抽出方法	層化2段階無作為抽出	二人以上・単身世帯毎に 層化3段階無作為抽出 (市町村→単位区→世帯)	二人以上・単身世帯毎に 層化3段階無作為抽出 (市町村→単位区→世帯)
サンプル数	世帯票・健康票:約29万世帯 介護票:約7000人 所得票・貯蓄票:約3.6万世帯	①二人以上世帯:8,076世帯 ②単身世帯: (一般単位区)673世帯, (寮・寄宿舍単位区)72世帯	①二人以上世帯:52,404世帯 ②単身世帯(15歳未満・学生、 入院・入所中の者を除く): 4,402世帯
	※集計結果をもとに、全国の人口・ 世帯数を用いて全国推計値を 作成・公表	①高齢者世帯:2,793世帯 ②65歳以上単身:412世帯	①高齢者世帯:17,622世帯 ②60歳以上単身:2,748世帯
調査方法	訪問留置法	訪問留置法 (家計簿記入+調査票)	訪問留置法 (家計簿記入+調査票)
関連設問項目			
収入	全世帯構成員の収入種類別年 収額 年金・恩給の受給状況・年金種 類	世帯主/他の世帯員別の収入 の類別年収額	全世帯構成員の収入種類別年 収額
	貯蓄・金融資産等の現在在高 借入金残高	貯蓄・金融資産等の現在在高 借入金残高(住宅・土地、それ 以外、月賦・年賦)	貯蓄・金融資産等の現在在高 借入金残高
	住居の種類(所有)・建て方 住宅の居室数、延床面積 前年度の固定資産課税有無・ 課税額	住居の所有関係 住居の延床面積、居室数、持 ち家の敷地面積、建築時期 家賃・地代	住居の保有状況・所有関係(持 ち家の敷地面積/地代/建築時期) 住宅の構造、延床面積、建築時期 土地の保有状況、敷地面積
	現在の暮らし向き		耐久消費財等の保有状況
	その他 (生活実感等)		
属性	世帯主の性・年齢 家族構成 世帯人員数 (全世帯構成員の性・年齢) (全世帯構成員の就業状況) (全世帯構成員の配偶者の有無)	世帯主の性・年齢 家族構成 世帯人員数 (全世帯構成員の性・年齢) (全世帯構成員の就業状況)	世帯主の性・年齢 家族構成 世帯人員数 (全世帯構成員の性・年齢) (全世帯構成員の就業状況)

2) 分析方法

現在検討されている「補足給付の見直しのイメージ」のステップに沿って分析を行い、下図のA～Dに分類される高齢者の割合を推定する。

図表Ⅱ-1-2 補足給付の見直しのイメージ（図表Ⅰ-2-1再掲）



出所) 社会保障審議会介護保険部会(第49回)(2013年9月25日)資料をベースにNRI加筆

①所得要件の適合者像／非適合者像の想定

世帯類型(単身世帯、夫婦世帯、その他世帯)と収入のクロス分析を行い、現在想定されている所得要件を満たす層と満たさない層(補足給付適用対象外となる層)の発生割合を把握する。

ここで用いる収入に関する項目は、単身世帯の分析の場合は「あなたご自身の最近1年間の収入(ボーナスや臨時収入、年金などを含めた税込の金額)」(本人収入)を、夫婦世帯及びその他世帯の分析には「あなたと配偶者の最近1年間の収入(ボーナスや臨時収入、年金などを含めた税込の金額)」(夫婦収入)とする。

また、世間一般からみた現在の生活の程度について、「上／中の上／中の中／中の下／下」の5段階で評価している設問とのクロス分析を通じ、同一世帯類型の所得要件を満たす層と満たさない層で、「下」と回答している割合の違いを把握し、生活の程度を「下」と認識している人が適切に補足給付適用対象となっているかどうかを確認する。同設問は主観的回答であるため、必ずしも生活実態と一致しない場合が含まれるが、生活困窮を感じている層は生活の程度を「下」と回答する割合が高いと想定されることから、これにより、現在検討している所得要件の基準の妥当性を判断するための一定の参考指標として用いることができると想定した。ただし、単身世帯は、それ以外の世帯に比べ、生活の程度を「下」と回答する割合が高く、リスクに対する感度が高めに出現している可能性があることから、原則、同一世帯類型内で要件を満たす層・満たさない層の相対感で捉えていくこととする。

<分析項目>

- ・世帯類型別にみた収入の状況
- ・世帯類型別収入階級別にみた生活の程度

②資産要件①の適合者像／非適合者像の想定

資産要件①に関する分析に先立ち、「生活者1万人アンケート〔金融編〕」で把握している金融資産に関する各項目の関係性をみるため、項目間のクロス分析を行い、その傾向を見ながら、分析に用いる金融資産額を表す項目を選定する。

次に、所得要件を満たす高齢者のうち、預貯金に関する要件(資産要件①)を満たす層と満たさない層の発生割合を把握するため、選定した金融資産額と世帯類型・収入階級とのクロス分析を実施する。このとき、要件を満たさない層(図中Bに相当)は、現行制度下では補足給付を受給できるが、制度改正により補足給付を受けられなくなる層であり、この層の発生割合を把握することは、制度改正の影響の大きさを想定する上で重要な情報となる。

また、所得要件と同様に、世間一般からみた生活の程度とのクロス分析により、資産要件①を満たす層と満たさない層で、「下」と回答している割合の違いを把握し、生活の程度を「下」と認識している困窮世帯と想定される層が適切に補足給付適用対象となっているかどうかを確認する。このとき、制度改正により補足給付を受けられなくなる層(図中B)における「下」と回答している割合が、資産要件①を満たす層と比べて高くなければ、現在検討している資産要件①の基準額の妥当性が検証できると考えられる。

<分析項目>

- ・金融資産に関する項目間の関連性の分析 →分析に用いる項目の選定
 - －「あなたと配偶者の預貯額」(夫婦貯蓄額)
 - －「あなたが管理・運用する金融資産総額」
 - －「あなたが管理・運用する預貯金額」・・・「あなたが管理・運用する金融資産総額」
×「現金、普通預金、郵便貯金」「定期預金」「郵便局の定期・定額貯金」の割合で算出
- ・世帯類型別収入階級別にみた金融資産額の状況
- ・金融資産額階級別にみた生活の程度
- ・所得要件・資産要件①の適合状況別にみた生活の程度

③資産要件②の適合者像／非適合者像の想定

所得要件及び資産要件①を満たす高齢者のうち、不動産評価額に関する要件(資産要件②)を満たす層と満たさない層の発生割合を把握するため、不動産評価額と世帯類型別に所得要件及び資産要件①の適合状況とのクロス分析を実施する。

「生活者1万人アンケート〔金融編〕」では、夫婦の保有資産額を把握する設問がないことから、この分析には、「あなたの保有する不動産(土地、建物、マンションなど)の評価額」を用いることとする。また、関連する項目として、「自分名義のローン残高」等負債に関する項目も存在するが、高齢者の場合は完済しているケースも多く、ローンが残っていても少額である場合が多いため、本分析では特段加味しないこととする。

また、諸島要件や資産要件①と同様、世間一般からみた生活の程度とのクロス分析により、資産要件②を満たす層と満たさない層で、「下」と回答している割合の違いを把握し、生活の程度を「下」と認識している世帯が適切に補足給付適用対象となっているかどうかを確認し、現在検討している資産要件②の基準額の妥当性を検証する。

<分析項目>

- ・世帯類型別所得要件・資産要件①適合状況別にみた自分名義の不動産評価額の状況
- ・(参考)現在の住まいと自分名義の保有不動産
- ・(参考)自分名義の不動産(自宅)とその評価額
- ・自分名義の不動産評価額階級別にみた生活の程度
- ・各要件の適合状況別にみた生活の程度

2. 制度改正後の受給者像の推定

本節では、社会保障審議会介護保険部会で検討されている要件やその基準額(P10 図表Ⅱ-1-2「補足給付の見直しのイメージ」参照)をもとに集計を行い、各要件に適合する利用者像、適合しない利用者像の把握・分析を通じ、要件の妥当性を検証する。

ただし、前述のとおり、集計対象とした調査はアンケート調査をベースとしたものであること、特養入所者ではなく、在宅にいる一般の高齢者を対象としたものであることから、結果を見る際には、その点を考慮する必要がある。

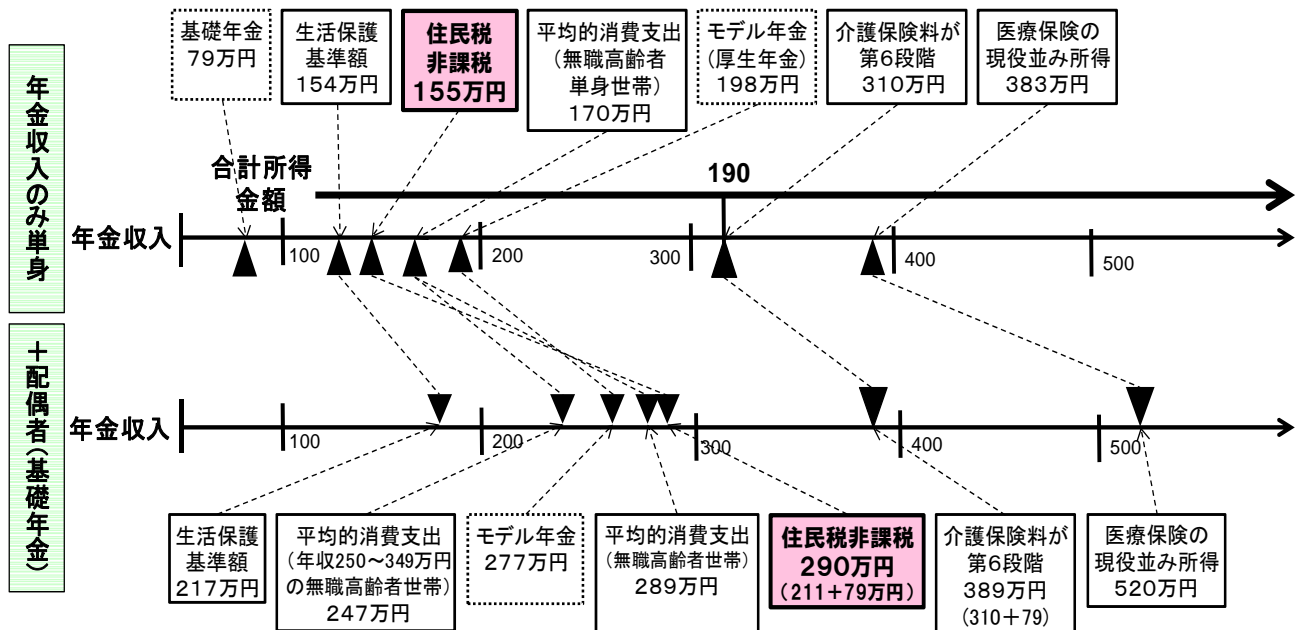
1) 所得要件の適合者・非適合者像

所得要件に関しては、現行制度では「市町村民税非課税世帯」を対象としているが、改正案では、「世帯分離していても配偶者が住民税非課税」であることを追加することが検討されている。

データ集計では、世帯分離の状況を把握・加味することは難しいため、単身者に関しては本人収入、夫婦世帯については夫婦の収入を見て、所得要件に適合しない割合を把握していくこととする。

また、住民税非課税となる収入の金額は、介護保険部会制度の想定では、年金収入のみの単身者の場合 155 万円、基礎年金を受給する配偶者がいる夫婦世帯の場合 290 万円と想定されている。「生活者 1 万人アンケート[金融編]」では、100 万円単位のカテゴリデータとして把握されていることから、この金額で区分して分析することはできないため、単身世帯は年収 200 万円、夫婦世帯は年収 300 万円を基準に、参考として単身は年収 100 万円、夫婦世帯は年収 200 万円も参照しながら、分析することとする。

図表Ⅱ-2-1 住民税非課税世帯の収入イメージ



出所) 社会保障審議会介護保険部会(第 49 回)(2013 年 9 月 25 日)資料をもとに作成

- ※ 夫婦世帯については、夫が厚生年金、妻が国民年金の収入のみと仮定。単身世帯は、年金収入のみと仮定。
- ※ モデル年金とは、厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬 36.0 万円)で 40 年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準であり、上記は平成 25 年 4~9 月分の年金額によるもの。
- ※ 夫婦世帯で夫の介護保険料が第6段階となる場合 389 万円は、夫の年金収入を 310 万円とし、妻は基礎年金 79 万円とした場合の合計額。
- ※ 医療保険の現役並み所得は、収入基準の金額(世帯合計 520 万円、単身 383 万円)
- ※ 平均的消費支出は、平成 24 年家計調査による。単身世帯は 65 歳以上の無職単身世帯の消費支出。夫婦世帯は、高齢者世帯(男 65 歳以上、女 60 歳以上の者のみからなる世帯で少なくとも一人は 65 歳以上)のうち世帯主が無職の世帯(世帯人員の平均は 2.04 人)の消費支出であり、それぞれ平成 24 年平均の一月当たりの消費支出を 12 倍したもの。
- ※ 生活保護基準額は、一級地1の生活扶助の額と、東京都の住宅扶助の上限額を1年分足し上げた数値。

(1)世帯類型別にみた収入の状況

世帯類型別に収入額の分布を見ると、高齢単身世帯の52.4%が「200万円未満」、高齢夫婦のみ世帯の17.0%、高齢その他世帯の35.1%が「300万円未満」である。このため、単身世帯の場合年収「200万円未満」、それ以外の世帯で「300万円未満」という条件に該当するのは、高齢者(65歳以上)全体のうち30.0%である。

参考までに、収入「100万円未満」の割合は高齢単身世帯の20.9%、「収入200万円未満」の割合は、高齢夫婦のみ世帯で6.3%、その他世帯で26.4%であり、これらの条件を満たすのは高齢者(65歳以上)全体の16.8%となる。

これらから、高齢者(65歳以上)全体の20~25%程度が、住民税非課税世帯に該当し、補足給付受給申請時に所得要件を満たし、資産要件①の検討対象となる層であると推定される。特に、単身世帯では、これに該当する割合が高く、資産要件①の対象となる人も多くなると想定される。

図表Ⅱ-2-2 世帯類型別 収入(65歳以上・全体)〔金融編〕

(上段:件数, 中断:縦計に対する割合, 下段:総計に対する割合)

集計対象 : 65歳以上(全体)

年収	世帯類型	合計	単身	夫婦のみ	その他 (無回答を含む)
計		2,058	330	894	834
		-	100.0%	100.0%	100.0%
		100.0%	16.0%	43.4%	40.5%
収入はない		58	12	21	25
		-	3.6%	2.3%	3.0%
		2.8%	0.6%	1.0%	1.2%
100万円未満		128	57	7	64
		-	17.3%	0.8%	7.7%
		6.2%	2.8%	0.3%	3.1%
100万円~200万円未満		263	104	28	131
		-	31.5%	3.1%	15.7%
		12.8%	5.1%	1.4%	6.4%
200万円~300万円未満		224	55	96	73
		-	16.7%	10.7%	8.8%
		10.9%	2.7%	4.7%	3.5%
300万円~400万円未満		233	22	142	69
		-	6.7%	15.9%	8.3%
		11.3%	1.1%	6.9%	3.4%
400万円~500万円未満		253	10	143	100
		-	3.0%	16.0%	12.0%
		12.3%	0.5%	6.9%	4.9%
500万円以上		408	12	262	134
		-	3.6%	29.3%	16.1%
		19.8%	0.6%	12.7%	6.5%
わからない・無回答		491	58	195	238
		-	17.6%	21.8%	28.5%
		23.9%	2.8%	9.5%	11.6%

※単身の場合は本人収入、それ以外は夫婦の収入を採用

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

参考までに、「生活者1万人アンケート〔消費財編〕」の集計結果と比較すると、消費財編のデータの方が「収入はない」の割合が高い傾向が見られる。このため、高齢単身世帯の62.4%が「200万円未満」、高齢夫婦のみ世帯の52.2%が「300万円未満」である。このため、単身世帯の場合年収「200万円未満」、それ以外の世帯で「300万円未満」という条件に該当するのは、高齢者(65歳以上)全体のうち37.7%と、金融編の結果よりも高くなっている。

《参考》世帯類型別 収入(65歳以上・全体)〔消費財編〕

(上段:件数, 中絶:縦計に対する割合, 下段:総計に対する割合)

集計対象 : 65歳以上(全体)

世帯類型	計	単身	夫婦のみ	その他
年収				
計	2,069	279	1,128	662
	-	100.0%	100.0%	100.0%
	100.0%	13.5%	54.5%	32.0%
収入はない	271	51	220	0
	-	18.3%	19.5%	0.0%
	13.1%	2.5%	10.6%	0.0%
100万円未満	280	48	215	17
	-	17.2%	19.1%	2.6%
	13.5%	2.3%	10.4%	0.8%
100万円～200万円未満	229	75	154	0
	-	26.9%	13.7%	0.0%
	11.1%	3.6%	7.4%	0.0%
200万円～300万円未満	248	57	191	0
	-	20.4%	16.9%	0.0%
	12.0%	2.8%	9.2%	0.0%
300万円～400万円未満	122	13	90	19
	-	4.7%	8.0%	2.9%
	5.9%	0.6%	4.3%	0.9%
400万円～500万円未満	52	3	49	0
	-	1.1%	4.3%	0.0%
	2.5%	0.1%	2.4%	0.0%
500万円以上	916	5	135	375
	-	1.8%	12.0%	56.6%
	24.9%	0.2%	6.5%	18.1%
無回答	352	27	74	251
	-	9.7%	6.6%	37.9%
	17.0%	1.3%	3.6%	12.1%

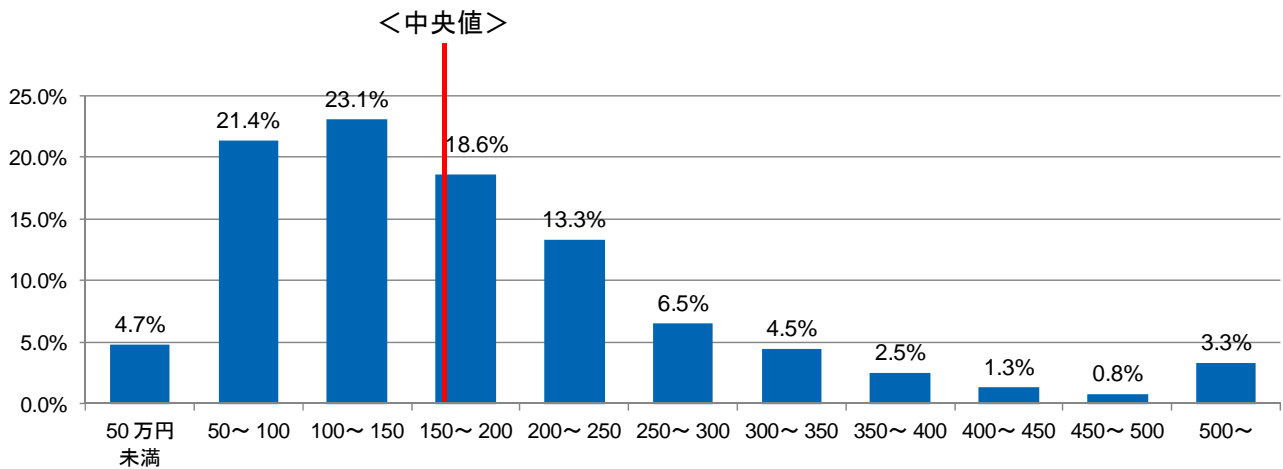
出所)NRI「生活者1万人アンケート〔消費財編〕」より集計

また、「国民生活基礎調査」の特別集計を用いた社会保障審議会介護保険部会資料では、高齢単身世帯の67.8%が「200万円未満」、49.2%が「150万円未満」となっており、「生活者1万人アンケート〔金融編〕」や「生活者1万人アンケート〔消費財編〕」よりも、所得の低い層がやや多い傾向が見られる。

高齢夫婦世帯では、「300万円未満」の世帯が38.7%を占めており、ちょうど、「生活者1万人アンケート〔金融編〕」の夫婦のみ世帯の傾向と「生活者1万人アンケート〔消費財編〕」の夫婦のみ世帯の傾向の、中間的な傾向を示しており、「生活者1万人アンケート〔金融編〕」のその他世帯の傾向とも近い。

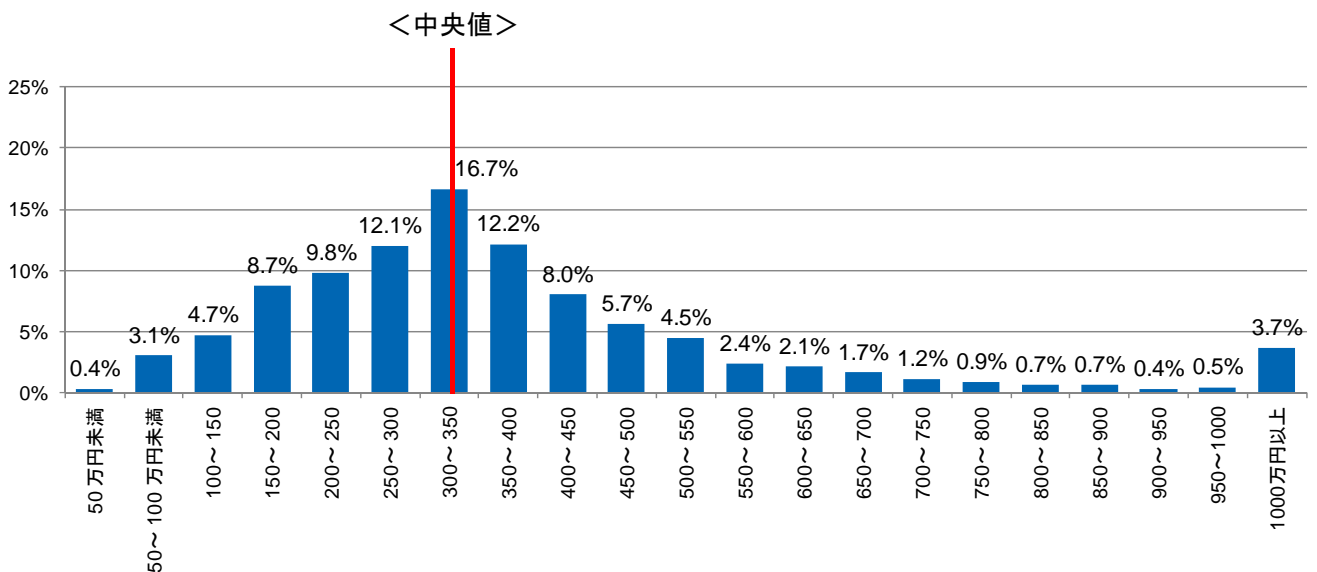
このことから、「生活者1万人アンケート〔金融編〕」では、所得がやや高い方に回答バイアスがある可能性が示唆されており、以降の分析では、そのことを考慮に入れて検討することとする。

《参考》 高齢単身世帯の所得階層分布



出所) 社会保障審議会介護保険部会(第49回)(2013年9月25日)資料より
 (原出典:平成23年国民生活基礎調査(特別集計)より厚生労働省作成)

《参考》 高齢夫婦世帯の所得階層分布



出所) 社会保障審議会介護保険部会(第49回)(2013年9月25日)資料より
 (原出典:平成23年国民生活基礎調査(特別集計)より厚生労働省作成)

(2) 所得要件の基準額の妥当性について

「生活者1万人アンケート〔金融編〕」では、生活の程度に関する回答者本人の主観的評価を把握する設問があることから、これと収入金額とのクロス集計により、補足給付の対象となり得る収入階層における生活の程度を「下」と認識している人の割合を確認することなどにより、補足給付の所得要件の基準額と主観的な生活感の関係性の確認を行った。

高齢単身世帯では、年収「100万円未満」の層では、生活の程度を「下」と回答する割合が4割を超えているのに対し、「100万円以上200万円未満」では3割弱まで低下する。さらに、「200万円以上」の層では「下」と回答する割合が1割程度かそれ以下にまで低下する。「100万円以上200万円未満」の間に、生活の程度に関する主観的評価の転換点があると考えられ、単身世帯で155万円という住民税非課税の要件は、ほぼこれに符合すると言える。

高齢夫婦のみ世帯やその他世帯では、年収「200万円未満」の層では生活の程度を「下」と回答する割合が2～3割程度見られるが、「200万円以上300万円未満」の層では「下」と回答する割合が15%前後まで減少し、「300万円以上」の層では1割以下に低下している。夫婦世帯で290万円という住民税非課税の要件とほぼ符合する結果となっている。

これらから、住民税非課税を、低所得の要件とすることは、主観的な生活感との関係からみて一定の妥当性があると考えられる。

図表Ⅱ-2-3 収入と生活の程度(65歳以上)〔金融編〕(1/2)

＜単身世帯＞

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

集計対象: 65歳以上(単身世帯)

年収	生活の程度	生活の程度						
		合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計		330 100.0%	2 0.6%	20 6.1%	119 36.1%	99 30.0%	75 22.7%	15 4.5%
収入はない		12 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 25.0%	4 33.3%	5 41.7%	0 0.0%
100万円未満		57 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 21.1%	19 33.3%	23 40.4%	3 5.3%
100万円～200万円未満		104 100.0%	0 0.0%	3 2.9%	35 33.7%	32 30.8%	29 27.9%	5 4.8%
200万円～300万円未満		55 100.0%	0 0.0%	4 7.3%	25 45.5%	18 32.7%	7 12.7%	1 1.8%
300万円～400万円未満		22 100.0%	0 0.0%	2 9.1%	12 54.5%	7 31.8%	0 0.0%	1 4.5%
400万円～500万円未満		10 100.0%	0 0.0%	3 30.0%	4 40.0%	1 10.0%	1 10.0%	1 10.0%
500万円以上		12 100.0%	1 8.3%	4 33.3%	7 58.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
わからない・無回答		58 100.0%	1 1.7%	4 6.9%	21 36.2%	18 31.0%	10 17.2%	4 6.9%

※単身の場合は本人収入、それ以外は夫婦の収入を採用

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

図表Ⅱ-2-3 収入と生活の程度(65歳以上)〔金融編〕(2/2)

＜夫婦のみ世帯＞

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

集計対象 : 65歳以上(夫婦のみ世帯)

生活の程度 年収	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計	894 100.0%	4 0.4%	97 10.9%	462 51.7%	234 26.2%	66 7.4%	31 3.5%
収入はない	21 100.0%	0 0.0%	4 19.0%	10 47.6%	1 4.8%	6 28.6%	0 0.0%
100万円未満	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 28.6%	3 42.9%	1 14.3%	1 14.3%
100万円～200万円未満	28 100.0%	0 0.0%	1 3.6%	11 39.3%	9 32.1%	7 25.0%	0 0.0%
200万円～300万円未満	96 100.0%	0 0.0%	8 8.3%	34 35.4%	40 41.7%	11 11.5%	3 3.1%
300万円～400万円未満	142 100.0%	0 0.0%	5 3.5%	76 53.5%	48 33.8%	10 7.0%	3 2.1%
400万円～500万円未満	143 100.0%	0 0.0%	18 12.6%	76 53.1%	38 26.6%	7 4.9%	4 2.8%
500万円以上	262 100.0%	1 0.4%	39 14.9%	165 63.0%	47 17.9%	7 2.7%	3 1.1%
わからない・無回答	195 100.0%	3 1.5%	22 11.3%	88 45.1%	48 24.6%	17 8.7%	17 8.7%

※単身の場合は本人収入、それ以外は夫婦の収入を採用

＜その他世帯＞

集計対象 : 65歳以上(その他世帯)

生活の程度 年収	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計	834 100.0%	6 0.7%	50 6.0%	402 48.2%	248 29.7%	79 9.5%	49 5.9%
収入はない	25 100.0%	1 4.0%	1 4.0%	10 40.0%	5 20.0%	5 20.0%	3 12.0%
100万円未満	64 100.0%	0 0.0%	1 1.6%	23 35.9%	25 39.1%	14 21.9%	1 1.6%
100万円～200万円未満	131 100.0%	0 0.0%	4 3.1%	54 41.2%	48 36.6%	19 14.5%	6 4.6%
200万円～300万円未満	73 100.0%	0 0.0%	3 4.1%	30 41.1%	24 32.9%	12 16.4%	4 5.5%
300万円～400万円未満	69 100.0%	1 1.4%	0 0.0%	33 47.8%	24 34.8%	5 7.2%	6 8.7%
400万円～500万円未満	100 100.0%	0 0.0%	8 8.0%	43 43.0%	40 40.0%	7 7.0%	2 2.0%
500万円以上	134 100.0%	1 0.7%	13 9.7%	76 56.7%	32 23.9%	6 4.5%	6 4.5%
わからない・無回答	238 100.0%	3 1.3%	20 8.4%	133 55.9%	50 21.0%	11 4.6%	21 8.8%

※単身の場合は本人収入、それ以外は夫婦の収入を採用

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

2)資産要件①の適合者・非適合者像

改正案では、所得要件を満たした人に対し、「預貯金、有価証券等が一定額以下」であることを新たに資産要件①として加味する方向で検討されている。また、このときの基準額は、「単身で 1000 万円、夫婦で 2000 万円程度」という案が提示されている。

そこで、本分析では、世帯類型別収入階級別の預貯金等の分布を把握することによって、資産要件①に適合しない割合を把握していくこととする。

「生活者1万人アンケート[金融編]」では、預貯金等に関連する設問として、以下の3つの項目が含まれている。

○夫婦貯蓄額

○あなたが管理・運用する金融資産総額

○あなたが管理・運用する預貯金額

・・・上記金融資産総額×「現金、普通預金、郵便貯金」「定期預金」「郵便局の定期貯金、定額貯金」

夫婦貯蓄額は自分と配偶者の名義の預貯金額が回答されているのに対し、金融資産総額や、そこから算出した預貯金額は「あなたが保有・管理する」ものであり、配偶者分を加味できていないケースや世帯主等で配偶者以外の世帯員の名義の資産を含めて回答されているケースが混在していると考えられる。

改正案では、夫婦単位の「預貯金、有価証券等」を対象とすることが検討されていることも加味しつつ、これらの指標間の相関を確認した上で、分析対象とする指標を選定することとする。

金融資産総額と預貯金額の間には一定の相関が見られるが、夫婦貯蓄額と他2指標は必ずしも相関しておらず、夫婦貯蓄額よりも金融資産総額や預貯金額の方が高い場合も見られる。

また、「無回答」の発生率も、夫婦預貯金額は 18～19%程度であるのに対し、金融資産総額や預貯金額では 35～40%にのぼっている。

これらを総合的に考えると、「夫婦貯蓄額」をもとに分析を行うのが、現在検討している制度の主旨に最も近いと考えられる。

図表Ⅱ-2-4 夫婦貯蓄額とあなたの金融資産総額(65歳以上)〔金融編〕

＜単身世帯＞

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

金融資産総額 (夫婦)貯蓄額	計	なし	～100万円	100～500 万円未満	500～1000 万円未満	1000～2000 万円未満	2000～3000 万円未満	3000万円 以上	無回答
計	330	34	16	51	23	21	25	30	130
	100.0%	10.3%	4.8%	15.5%	7.0%	6.4%	7.6%	9.1%	39.4%
なし	50	24	5	2	0	1	0	1	17
	100.0%	48.0%	10.0%	4.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	34.0%
100万円未満	52	6	10	14	0	0	0	0	22
	100.0%	11.5%	19.2%	26.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.3%
100万円～500万円未満	56	1	1	29	6	1	2	1	15
	100.0%	1.8%	1.8%	51.8%	10.7%	1.8%	3.6%	1.8%	26.8%
500万円～1000万円未満	36	0	0	3	17	6	0	0	10
	100.0%	0.0%	0.0%	8.3%	47.2%	16.7%	0.0%	0.0%	27.8%
1000万円～2000万円未満	29	0	0	0	0	10	11	1	7
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	34.5%	37.9%	3.4%	24.1%
2000万円～3000万円未満	20	0	0	0	0	2	12	6	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	60.0%	30.0%	0.0%
3000万円以上	29	1	0	0	0	1	0	21	6
	100.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	72.4%	20.7%
無回答	58	2	0	3	0	0	0	0	53
	100.0%	3.4%	0.0%	5.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	91.4%

＜夫婦のみ世帯＞

金融資産総額 夫婦貯蓄額	計	なし	～100万円	100～500 万円未満	500～1000 万円未満	1000～2000 万円未満	2000～3000 万円未満	3000万円 以上	無回答
計	894	76	27	137	93	107	59	81	314
	100.0%	8.5%	3.0%	15.3%	10.4%	12.0%	6.6%	9.1%	35.1%
なし	58	21	4	3	1	1	0	1	27
	100.0%	36.2%	6.9%	5.2%	1.7%	1.7%	0.0%	1.7%	46.6%
100万円未満	65	18	10	11	3	1	1	0	21
	100.0%	27.7%	15.4%	16.9%	4.6%	1.5%	1.5%	0.0%	32.3%
100万円～500万円未満	153	11	8	78	18	2	1	0	35
	100.0%	7.2%	5.2%	51.0%	11.8%	1.3%	0.7%	0.0%	22.9%
500万円～1000万円未満	121	9	2	27	34	15	2	1	31
	100.0%	7.4%	1.7%	22.3%	28.1%	12.4%	1.7%	0.8%	25.6%
1000万円～2000万円未満	120	2	1	9	21	56	9	1	21
	100.0%	1.7%	0.8%	7.5%	17.5%	46.7%	7.5%	0.8%	17.5%
2000万円～3000万円未満	97	1	1	4	5	17	30	18	21
	100.0%	1.0%	1.0%	4.1%	5.2%	17.5%	30.9%	18.6%	21.6%
3000万円以上	112	4	0	2	6	9	16	59	16
	100.0%	3.6%	0.0%	1.8%	5.4%	8.0%	14.3%	52.7%	14.3%
無回答	168	10	1	3	5	6	0	1	142
	100.0%	6.0%	0.6%	1.8%	3.0%	3.6%	0.0%	0.6%	84.5%

＜その他世帯＞

金融資産総額 夫婦貯蓄額	計	なし	～100万円	100～500 万円未満	500～1000 万円未満	1000～2000 万円未満	2000～3000 万円未満	3000万円 以上	無回答
計	834	85	42	129	86	75	43	65	309
	100.0%	10.2%	5.0%	15.5%	10.3%	9.0%	5.2%	7.8%	37.1%
なし	101	37	8	4	0	0	0	0	52
	100.0%	36.6%	7.9%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	51.5%
100万円未満	92	16	23	26	0	0	0	0	27
	100.0%	17.4%	25.0%	28.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	29.3%
100万円～500万円未満	150	16	2	71	16	2	0	2	41
	100.0%	10.7%	1.3%	47.3%	10.7%	1.3%	0.0%	1.3%	27.3%
500万円～1000万円未満	109	4	2	13	49	19	3	0	19
	100.0%	3.7%	1.8%	11.9%	45.0%	17.4%	2.8%	0.0%	17.4%
1000万円～2000万円未満	94	1	1	8	10	40	12	4	18
	100.0%	1.1%	1.1%	8.5%	10.6%	42.6%	12.8%	4.3%	19.1%
2000万円～3000万円未満	53	1	2	3	2	6	17	9	13
	100.0%	1.9%	3.8%	5.7%	3.8%	11.3%	32.1%	17.0%	24.5%
3000万円以上	77	2	0	0	4	6	11	46	8
	100.0%	2.6%	0.0%	0.0%	5.2%	7.8%	14.3%	59.7%	10.4%
無回答	158	8	4	4	5	2	0	4	131
	100.0%	5.1%	2.5%	2.5%	3.2%	1.3%	0.0%	2.5%	82.9%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

図表Ⅱ-2-5 夫婦貯蓄額とあなたの預貯金額(65歳以上)【金融編】

<単身世帯>

(上段:件数,下段:横計に対する割合)

夫婦貯蓄額 \ 預貯金額	計	なし	～100万円	100～500万円未満	500～1000万円未満	1000～2000万円未満	2000～3000万円未満	3000万円以上	無回答
計	330	53	14	53	27	30	15	8	130
	100.0%	16.1%	4.2%	16.1%	8.2%	9.1%	4.5%	2.4%	39.4%
なし	50	24	5	2	1	1	0	0	17
	100.0%	48.0%	10.0%	4.0%	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	34.0%
100万円未満	52	11	8	11	0	0	0	0	22
	100.0%	21.2%	15.4%	21.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.3%
100万円～500万円未満	56	5	1	29	3	2	1	0	15
	100.0%	8.9%	1.8%	51.8%	5.4%	3.6%	1.8%	0.0%	26.8%
500万円～1000万円未満	36	1	0	8	15	2	0	0	10
	100.0%	2.8%	0.0%	22.2%	41.7%	5.6%	0.0%	0.0%	27.8%
1000万円～2000万円未満	29	3	0	1	6	10	2	0	7
	100.0%	10.3%	0.0%	3.4%	20.7%	34.5%	6.9%	0.0%	24.1%
2000万円～3000万円未満	20	1	0	2	1	8	8	0	0
	100.0%	5.0%	0.0%	10.0%	5.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%
3000万円以上	29	3	0	0	1	7	4	8	6
	100.0%	10.3%	0.0%	0.0%	3.4%	24.1%	13.8%	27.6%	20.7%
無回答	58	5	0	0	0	0	0	0	53
	100.0%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	91.4%

<夫婦のみ世帯>

夫婦貯蓄額 \ 預貯金額	計	なし	～100万円	100～500万円未満	500～1000万円未満	1000～2000万円未満	2000～3000万円未満	3000万円以上	無回答
計	894	107	37	152	112	91	44	37	314
	100.0%	12.0%	4.1%	17.0%	12.5%	10.2%	4.9%	4.1%	35.1%
なし	58	23	3	3	0	1	0	1	27
	100.0%	39.7%	5.2%	5.2%	0.0%	1.7%	0.0%	1.7%	46.6%
100万円未満	65	22	9	9	3	0	1	0	21
	100.0%	33.8%	13.8%	13.8%	4.6%	0.0%	1.5%	0.0%	32.3%
100万円～500万円未満	153	21	14	67	14	1	1	0	35
	100.0%	13.7%	9.2%	43.8%	9.2%	0.7%	0.7%	0.0%	22.9%
500万円～1000万円未満	121	10	7	31	30	11	0	1	31
	100.0%	8.3%	5.8%	25.6%	24.8%	9.1%	0.0%	0.8%	25.6%
1000万円～2000万円未満	120	9	2	19	33	32	4	0	21
	100.0%	7.5%	1.7%	15.8%	27.5%	26.7%	3.3%	0.0%	17.5%
2000万円～3000万円未満	97	3	1	11	11	22	20	8	21
	100.0%	3.1%	1.0%	11.3%	11.3%	22.7%	20.6%	8.2%	21.6%
3000万円以上	112	8	0	10	13	21	17	27	16
	100.0%	7.1%	0.0%	8.9%	11.6%	18.8%	15.2%	24.1%	14.3%
無回答	168	11	1	2	8	3	1	0	142
	100.0%	6.5%	0.6%	1.2%	4.8%	1.8%	0.6%	0.0%	84.5%

<その他世帯>

夫婦貯蓄額 \ 預貯金額	計	なし	～100万円	100～500万円未満	500～1000万円未満	1000～2000万円未満	2000～3000万円未満	3000万円以上	無回答
計	834	115	39	132	106	67	35	31	309
	100.0%	13.8%	4.7%	15.8%	12.7%	8.0%	4.2%	3.7%	37.1%
なし	101	38	7	4	0	0	0	0	52
	100.0%	37.6%	6.9%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	51.5%
100万円未満	92	27	17	21	0	0	0	0	27
	100.0%	29.3%	18.5%	22.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	29.3%
100万円～500万円未満	150	21	2	71	11	2	1	1	41
	100.0%	14.0%	1.3%	47.3%	7.3%	1.3%	0.7%	0.7%	27.3%
500万円～1000万円未満	109	9	4	14	49	12	2	0	19
	100.0%	8.3%	3.7%	12.8%	45.0%	11.0%	1.8%	0.0%	17.4%
1000万円～2000万円未満	94	2	3	13	28	20	8	2	18
	100.0%	2.1%	3.2%	13.8%	29.8%	21.3%	8.5%	2.1%	19.1%
2000万円～3000万円未満	53	3	2	4	4	11	12	4	13
	100.0%	5.7%	3.8%	7.5%	7.5%	20.8%	22.6%	7.5%	24.5%
3000万円以上	77	5	0	1	9	20	11	23	8
	100.0%	6.5%	0.0%	1.3%	11.7%	26.0%	14.3%	29.9%	10.4%
無回答	158	10	4	4	5	2	1	1	131
	100.0%	6.3%	2.5%	2.5%	3.2%	1.3%	0.6%	0.6%	82.9%

出所)NRI「生活者1万人アンケート【金融編】」より集計

図表Ⅱ-2-6 あなたの預貯金額とあなたの金融資産総額(65歳以上)〔金融編〕

＜単身世帯＞

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

金融資産総額 預貯金額	計	なし	～100万円	100～500 万円未満	500～1000 万円未満	1000～2000 万円未満	2000～3000 万円未満	3000万円 以上	無回答
計	330	34	16	51	23	21	25	30	130
	100.0%	10.3%	4.8%	15.5%	7.0%	6.4%	7.6%	9.1%	39.4%
なし	53	34	4	7	2	1	1	4	0
	100.0%	64.2%	7.5%	13.2%	3.8%	1.9%	1.9%	7.5%	0.0%
100万円未満	14	0	12	2	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
100万円～500万円未満	53	0	0	42	7	2	2	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	79.2%	13.2%	3.8%	3.8%	0.0%	0.0%
500万円～1000万円未満	27	0	0	0	14	6	4	3	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	51.9%	22.2%	14.8%	11.1%	0.0%
1000万円～2000万円未満	30	0	0	0	0	12	11	7	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	36.7%	23.3%	0.0%
2000万円～3000万円未満	15	0	0	0	0	0	7	8	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	46.7%	53.3%	0.0%
3000万円以上	8	0	0	0	0	0	0	8	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
無回答	130	0	0	0	0	0	0	0	130
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

＜夫婦のみ世帯＞

金融資産総額 預貯金額	計	なし	～100万円	100～500 万円未満	500～1000 万円未満	1000～2000 万円未満	2000～3000 万円未満	3000万円 以上	無回答
計	894	76	27	137	93	107	59	81	314
	100.0%	8.5%	3.0%	15.3%	10.4%	12.0%	6.6%	9.1%	35.1%
なし	107	76	4	13	3	8	1	2	0
	100.0%	71.0%	3.7%	12.1%	2.8%	7.5%	0.9%	1.9%	0.0%
100万円未満	37	0	23	13	1	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	62.2%	35.1%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
100万円～500万円未満	152	0	0	111	24	8	7	2	0
	100.0%	0.0%	0.0%	73.0%	15.8%	5.3%	4.6%	1.3%	0.0%
500万円～1000万円未満	112	0	0	0	65	32	9	6	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	58.0%	28.6%	8.0%	5.4%	0.0%
1000万円～2000万円未満	91	0	0	0	0	59	18	14	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	64.8%	19.8%	15.4%	0.0%
2000万円～3000万円未満	44	0	0	0	0	0	24	20	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	54.5%	45.5%	0.0%
3000万円以上	37	0	0	0	0	0	0	37	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
無回答	314	0	0	0	0	0	0	0	314
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

＜その他世帯＞

金融資産総額 預貯金額	計	なし	～100万円	100～500 万円未満	500～1000 万円未満	1000～2000 万円未満	2000～3000 万円未満	3000万円 以上	無回答
計	834	85	42	129	86	75	43	65	309
	100.0%	10.2%	5.0%	15.5%	10.3%	9.0%	5.2%	7.8%	37.1%
なし	115	85	8	10	5	1	2	4	0
	100.0%	73.9%	7.0%	8.7%	4.3%	0.9%	1.7%	3.5%	0.0%
100万円未満	39	0	34	4	1	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	87.2%	10.3%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
100万円～500万円未満	132	0	0	115	12	5	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	87.1%	9.1%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%
500万円～1000万円未満	106	0	0	0	68	30	5	3	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	64.2%	28.3%	4.7%	2.8%	0.0%
1000万円～2000万円未満	67	0	0	0	0	39	17	11	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	58.2%	25.4%	16.4%	0.0%
2000万円～3000万円未満	35	0	0	0	0	0	19	16	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	54.3%	45.7%	0.0%
3000万円以上	31	0	0	0	0	0	0	31	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
無回答	309	0	0	0	0	0	0	0	309
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

(1)世帯類型別収入階級別にみた預貯金額の状況

世帯類型別収入階級別に夫婦貯蓄額の分布を見ていく。

まず、高齢単身世帯で所得要件を満たすうち、夫婦貯蓄額が「1000万円未満」の割合は、年収「100万円未満」を住民税非課税世帯とみた場合 79.7%、年収「200万円未満」を住民税非課税世帯とみた場合 72.8%となる。これを高齢単身世帯全体に対する割合でみると、年収「100万円未満」の場合で 16.7%、年収「200万円未満」の場合で 38.2%となる。

制度改正により新たに補足給付対象外となる夫婦貯蓄額「1000万円以上」の割合は、年収「100万円未満」でみた場合で 8.7%、年収「200万円未満」の場合で 14.5%となる。

次に、夫婦のみ世帯を見ると、夫婦貯蓄額「2000万円未満」の割合は、年収「200万円未満」を住民税非課税世帯とみた場合 78.6%、年収「300万円未満」を住民税非課税世帯とみた場合 77.0%となる。これを高齢夫婦のみ世帯全体に対する割合でみると、年収「200万円未満」の場合で 4.9%、年収「300万円未満」の場合で 13.1%となる。

制度改正により新たに補足給付対象外となる夫婦貯蓄額「2000万円以上」の割合は、年収「200万円未満」でみた場合で 10.7%、年収「300万円未満」の場合で 7.2%となる。

同様に、高齢その他世帯では、夫婦貯蓄額「2000万円未満」の割合は、年収「200万円未満」を住民税非課税世帯とみた場合 83.2%、年収「300万円未満」を住民税非課税世帯とみた場合 81.6%となる。これを高齢その他世帯全体に対する割合でみると、年収「200万円未満」の場合で 21.9%、年収「300万円未満」の場合で 28.7%となる。

制度改正により新たに補足給付対象外となる夫婦貯蓄額「2000万円以上」の割合は、年収「200万円未満」でみた場合で 3.6%、年収「300万円未満」の場合で 6.1%となる。

以上のことから、所得要件を満たす世帯のうち、単身世帯の 70～80%程度、夫婦のみ世帯の 75～80%、その他世帯の 80～85%、高齢者全体に対する割合でみると 15～23%程度が資産要件①を満たし、資産要件②の審査対象となると想定される。

また、制度改正に伴い、新たに対象外となる「B」に該当するのは、所得要件を満たす世帯のうち、単身世帯の 8～15%、夫婦のみ世帯の 7～11%、その他世帯の 3～7%程度と見込まれる。これを、高齢者全体に対する割合に換算すると、2～5%程度となる。

図表Ⅱ-2-7 世帯類型別収入階級別 夫婦貯蓄額(65歳以上)〔金融編〕

<単身世帯>

(上段:件数, 下段:総計に対する割合)

集計対象: 65歳以上(単身世帯)

年収	(夫婦)貯蓄額		貯蓄額階級							無回答
	計	50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～200万円未満	200万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円～2000万円未満	2000万円～3000万円未満	3000万円以上	
計	330	74	28	23	33	36	29	20	29	58
	100.0%	22.4%	8.5%	7.0%	10.0%	10.9%	8.8%	6.1%	8.8%	17.6%
収入はない	12	6	0	1	0	2	2	0	1	0
	3.6%	1.8%	0.0%	0.3%	0.0%	0.6%	0.6%	0.0%	0.3%	0.0%
100万円未満	57	27	7	4	5	3	1	2	0	8
	17.3%	8.2%	2.1%	1.2%	1.5%	0.9%	0.3%	0.6%	0.0%	2.4%
100万円～200万円未満	104	17	14	10	14	16	12	5	2	14
	31.5%	5.2%	4.2%	3.0%	4.2%	4.8%	3.6%	1.5%	0.6%	4.2%
200万円～300万円未満	55	10	0	3	4	8	6	6	6	12
	16.7%	3.0%	0.0%	0.9%	1.2%	2.4%	1.8%	1.8%	1.8%	3.6%
300万円～400万円未満	22	1	4	0	4	2	3	1	4	3
	6.7%	0.3%	1.2%	0.0%	1.2%	0.6%	0.9%	0.3%	1.2%	0.9%
400万円～500万円未満	10	2	1	1	0	0	2	1	3	0
	3.0%	0.6%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.3%	0.9%	0.0%
500万円以上	12	0	0	0	1	0	0	2	9	0
	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	2.7%	0.0%
わからない・無回答	58	11	2	4	5	5	3	3	4	21
	17.6%	3.3%	0.6%	1.2%	1.5%	1.5%	0.9%	0.9%	1.2%	6.4%

<夫婦のみ世帯>

集計対象: 65歳以上(夫婦のみ世帯)

年収	(夫婦)貯蓄額		貯蓄額階級							無回答
	計	50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～200万円未満	200万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円～2000万円未満	2000万円～3000万円未満	3000万円以上	
計	894	86	37	56	97	121	120	97	112	168
	100.0%	9.6%	4.1%	6.3%	10.9%	13.5%	13.4%	10.9%	12.5%	18.8%
収入はない	21	9	2	0	0	2	3	0	3	2
	2.3%	1.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.0%	0.3%	0.2%
100万円未満	7	2	2	2	0	0	0	1	0	0
	0.8%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
100万円～200万円未満	28	7	4	3	3	4	1	1	1	4
	3.1%	0.8%	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%	0.4%
200万円～300万円未満	96	29	4	7	14	12	7	4	1	18
	10.7%	3.2%	0.4%	0.8%	1.6%	1.3%	0.8%	0.4%	0.1%	2.0%
300万円～400万円未満	142	11	7	12	20	25	28	14	6	19
	15.9%	1.2%	0.8%	1.3%	2.2%	2.8%	3.1%	1.6%	0.7%	2.1%
400万円～500万円未満	143	5	3	8	19	20	32	23	26	7
	16.0%	0.6%	0.3%	0.9%	2.1%	2.2%	3.6%	2.6%	2.9%	0.8%
500万円以上	262	5	7	17	29	40	42	42	59	21
	29.3%	0.6%	0.8%	1.9%	3.2%	4.5%	4.7%	4.7%	6.6%	2.3%
わからない・無回答	195	18	8	7	12	18	7	12	16	97
	21.8%	2.0%	0.9%	0.8%	1.3%	2.0%	0.8%	1.3%	1.8%	10.9%

<その他世帯>

集計対象: 65歳以上(その他世帯)

年収	(夫婦)貯蓄額		貯蓄額階級							無回答
	計	50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～200万円未満	200万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円～2000万円未満	2000万円～3000万円未満	3000万円以上	
計	834	141	52	53	97	109	94	53	77	158
	100.0%	16.9%	6.2%	6.4%	11.6%	13.1%	11.3%	6.4%	9.2%	18.9%
収入はない	25	16	1	2	1	2	0	0	1	2
	3.0%	1.9%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%
100万円未満	64	25	10	4	5	10	2	0	0	8
	7.7%	3.0%	1.2%	0.5%	0.6%	1.2%	0.2%	0.0%	0.0%	1.0%
100万円～200万円未満	131	25	16	10	27	16	11	5	2	19
	15.7%	3.0%	1.9%	1.2%	3.2%	1.9%	1.3%	0.6%	0.2%	2.3%
200万円～300万円未満	73	12	8	8	11	14	3	8	2	7
	8.8%	1.4%	1.0%	1.0%	1.3%	1.7%	0.4%	1.0%	0.2%	0.8%
300万円～400万円未満	69	13	4	4	10	7	10	4	10	7
	8.3%	1.6%	0.5%	0.5%	1.2%	0.8%	1.2%	0.5%	1.2%	0.8%
400万円～500万円未満	100	11	5	7	13	16	14	9	11	14
	12.0%	1.3%	0.6%	0.8%	1.6%	1.9%	1.7%	1.1%	1.3%	1.7%
500万円以上	134	14	3	9	17	15	25	15	27	9
	16.1%	1.7%	0.4%	1.1%	2.0%	1.8%	3.0%	1.8%	3.2%	1.1%
わからない・無回答	238	25	5	9	13	29	29	12	24	92
	28.5%	3.0%	0.6%	1.1%	1.6%	3.5%	3.5%	1.4%	2.9%	11.0%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

参考までに、「生活者1万人アンケート〔消費財編〕」の集計結果と比較すると(消費財編では夫婦貯蓄額は把握されていないため、世帯貯蓄額を用いて集計)、新たに補足給付対象外となる割合は、以下のとおり、金融編の集計結果よりやや低い割合となった。

- ・単身世帯では、本人年収「100万円未満」でみた場合で2.5%、本人年収「200万円未満」でみた場合で5.7%
- ・高齢夫婦のみ世帯では、世帯年収「200万円未満」でみた場合で1.9%、世帯年収「300万円未満」の場合で4.3%
- ・高齢その他世帯では、世帯年収「200万円未満」でみた場合で0.7%、世帯年収「300万円未満」の場合で2.0%

《参考》世帯類型別収入階級別 夫婦貯蓄額(65歳以上)〔消費財編〕(1/2)

<単身世帯>

(上段:件数, 下段:総計に対する割合)

集計対象 : 65歳以上(単身)

本人年収	世帯貯蓄	計	50万円未満	50万円～ 100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 500万円未満	500万円～ 1000万円未満	1000万円～ 2000万円未満	2000万円～ 3000万円未満	3000万円～ 5000万円未満	5000万円～ 1億円未満	1億円以上	無回答
計		279	38	11	20	37	27	26	15	10	6	対象外	89
		100.0%	13.6%	3.9%	7.2%	13.3%	9.7%	9.3%	5.4%	3.6%	2.2%	0.0%	31.9%
収入はない		51	12	2	3	6	3	1	0	1	0	0	23
		18.3%	4.3%	0.7%	1.1%	2.2%	1.1%	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	8.2%
100万円未満		48	9	2	3	6	5	1	2	2	0	0	18
		17.2%	3.2%	0.7%	1.1%	2.2%	1.8%	0.4%	0.7%	0.7%	0.0%	0.0%	6.5%
100万円～200万円未満		75	14	3	11	13	13	6	2	1	0	0	12
		26.9%	5.0%	1.1%	3.9%	4.7%	4.7%	2.2%	0.7%	0.4%	0.0%	0.0%	4.3%
200万円～300万円未満		57	3	3	3	10	4	11	5	5	2	0	11
		20.4%	1.1%	1.1%	1.1%	3.6%	1.4%	3.9%	1.8%	1.8%	0.7%	0.0%	3.9%
300万円～400万円未満		13	0	1	0	2	1	3	4	0	0	0	2
		4.7%	0.0%	0.4%	0.0%	0.7%	0.4%	1.1%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
400万円～500万円未満		3	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0
		1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.7%	0.0%	0.0%
500万円～700万円未満		2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
		0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%
700万円～1000万円未満		1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
		0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1000万円～1500万円未満		2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
		0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%
1500万円～2000万円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2000万円以上		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答		27	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	23
		9.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.7%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	8.2%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔消費財編〕」より集計

【参考】世帯類型別収入階級別 夫婦貯蓄額(65歳以上)〔消費財編〕(2/2)

＜夫婦のみ世帯＞

(上段:件数, 下段:総計に対する割合)

集計対象 : 65歳以上(夫婦のみ)

世帯年収	世帯貯蓄	計	50万円未満	50万円～ 100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 500万円未満	500万円～ 1000万円未満	1000万円～ 2000万円未満	2000万円～ 3000万円未満	3000万円～ 5000万円未満	5000万円～ 1億円未満	1億円以上	無回答
計		1,052	76	56	79	131	182	139	82	83	39	7	178
		100.0%	7.2%	5.3%	7.5%	12.5%	17.3%	13.2%	7.8%	7.9%	3.7%	0.7%	16.9%
収入はない		127	22	10	13	17	23	8	4	5	1	0	24
		12.1%	2.1%	1.0%	1.2%	1.6%	2.2%	0.8%	0.4%	0.5%	0.1%	0.0%	2.3%
100万円未満		37	10	2	4	2	4	2	1	2	0	0	10
		3.5%	1.0%	0.2%	0.4%	0.2%	0.4%	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	1.0%
100万円～200万円未満		111	16	10	17	21	15	11	3	2	2	0	14
		10.6%	1.5%	1.0%	1.6%	2.0%	1.4%	1.0%	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	1.3%
200万円～300万円未満		243	19	16	28	36	59	39	13	10	1	1	21
		23.1%	1.8%	1.5%	2.7%	3.4%	5.6%	3.7%	1.2%	1.0%	0.1%	0.1%	2.0%
300万円～400万円未満		185	4	8	6	29	44	32	25	19	8	0	10
		17.6%	0.4%	0.8%	0.6%	2.8%	4.2%	3.0%	2.4%	1.8%	0.8%	0.0%	1.0%
400万円～500万円未満		108	2	5	5	11	16	24	18	19	3	0	5
		10.3%	0.2%	0.5%	0.5%	1.0%	1.5%	2.3%	1.7%	1.8%	0.3%	0.0%	0.5%
500万円～700万円未満		69	1	2	2	6	7	13	10	12	8	1	7
		6.6%	0.1%	0.2%	0.2%	0.6%	0.7%	1.2%	1.0%	1.1%	0.8%	0.1%	0.7%
700万円～1000万円未満		38	0	1	2	1	7	5	6	8	7	1	0
		3.6%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.7%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.1%	0.0%
1000万円～1500万円未満		18	1	1	0	0	1	3	0	3	6	1	2
		1.7%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.0%	0.3%	0.6%	0.1%	0.2%
1500万円～2000万円未満		4	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0
		0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%
2000万円以上		6	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2	0
		0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%
無回答		106	1	1	2	8	5	1	2	1	0	0	85
		10.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.8%	0.5%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	8.1%

＜その他世帯＞

集計対象 : 65歳以上(その他世帯)

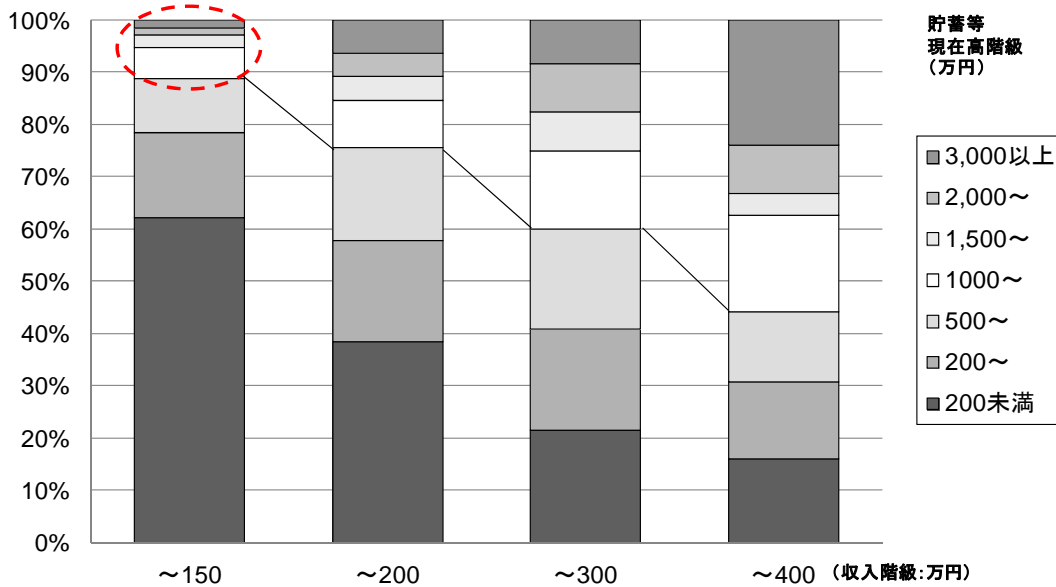
世帯年収	世帯貯蓄	計	50万円未満	50万円～ 100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 500万円未満	500万円～ 1000万円未満	1000万円～ 2000万円未満	2000万円～ 3000万円未満	3000万円～ 5000万円未満	5000万円～ 1億円未満	1億円以上	無回答
計		1,164	96	71	70	172	162	144	82	84	34	2	247
		100.0%	8.2%	6.1%	6.0%	14.8%	13.9%	12.4%	7.0%	7.2%	2.9%	0.2%	21.2%
収入はない		49	9	4	5	5	3	5	0	3	0	0	15
		4.2%	0.8%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	1.3%
100万円未満		38	14	5	4	2	7	2	1	0	0	0	3
		3.3%	1.2%	0.4%	0.3%	0.2%	0.6%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
100万円～200万円未満		73	14	11	6	15	12	4	2	1	1	0	7
		6.3%	1.2%	0.9%	0.5%	1.3%	1.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.6%
200万円～300万円未満		144	24	13	18	29	21	15	10	4	1	0	9
		12.4%	2.1%	1.1%	1.5%	2.5%	1.8%	1.3%	0.9%	0.3%	0.1%	0.0%	0.8%
300万円～400万円未満		156	16	12	11	37	33	14	11	11	1	0	10
		13.4%	1.4%	1.0%	0.9%	3.2%	2.8%	1.2%	0.9%	0.9%	0.1%	0.0%	0.9%
400万円～500万円未満		122	8	8	8	27	20	25	7	10	4	0	5
		10.5%	0.7%	0.7%	0.7%	2.3%	1.7%	2.1%	0.6%	0.9%	0.3%	0.0%	0.4%
500万円～700万円未満		142	5	4	7	19	30	32	19	13	3	0	10
		12.2%	0.4%	0.3%	0.6%	1.6%	2.6%	2.7%	1.6%	1.1%	0.3%	0.0%	0.9%
700万円～1000万円未満		140	2	7	4	22	26	26	18	21	8	0	6
		12.0%	0.2%	0.6%	0.3%	1.9%	2.2%	2.2%	1.5%	1.8%	0.7%	0.0%	0.5%
1000万円～1500万円未満		68	1	0	3	8	5	10	10	12	9	1	9
		5.8%	0.1%	0.0%	0.3%	0.7%	0.4%	0.9%	0.9%	1.0%	0.8%	0.1%	0.8%
1500万円～2000万円未満		13	0	0	0	1	0	2	2	4	3	1	0
		1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%
2000万円以上		13	0	0	1	2	1	1	0	2	3	0	3
		1.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.3%	0.0%	0.3%
無回答		206	3	7	3	5	4	8	2	3	1	0	170
		17.7%	0.3%	0.6%	0.3%	0.4%	0.3%	0.7%	0.2%	0.3%	0.1%	0.0%	14.6%

※世帯類型不明を含む。

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔消費財編〕」より集計

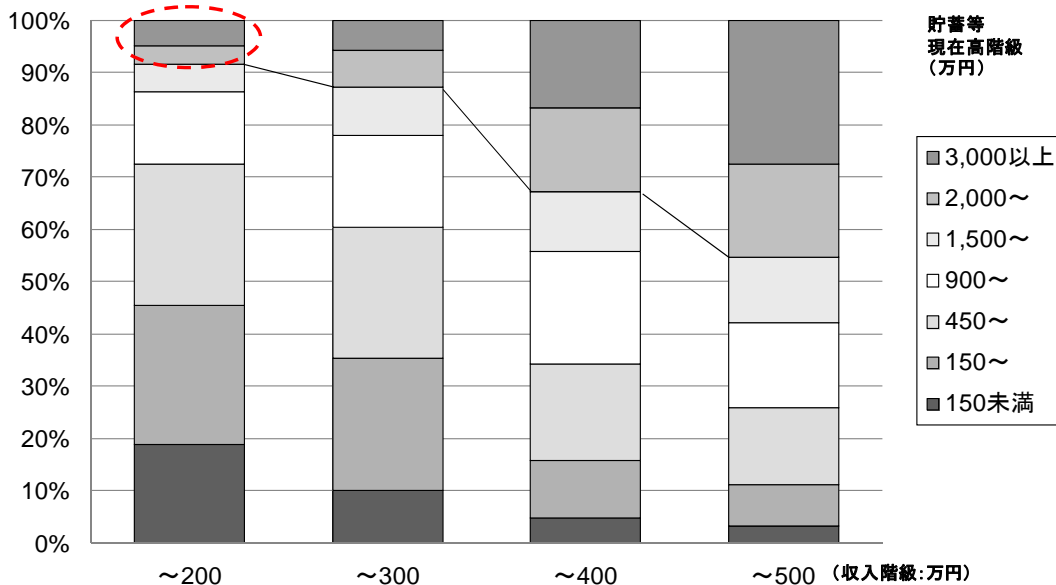
また、「国民生活基礎調査」の特別集計や「全国消費実態調査」を用いた社会保障審議会介護保険部会資料では、年収 150 万円未満の高齢単身世帯で貯蓄等が 1000 万円以上の世帯の割合は約 11%、年収 200 万円未満の高齢夫婦世帯で貯蓄等が 2000 万円以上の世帯の割合は約 8%となっている。これは、「生活者1万人アンケート〔金融編〕」による集計結果とも近い傾向となっており、新たに制度適用外となる割合の想定は、一定の確からしさを満たしていると考えられる。

《参考》 高齢単身世帯の貯蓄等保有状況



出所) 社会保障審議会介護保険部会(第 49 回)(2013 年 9 月 25 日)資料より
 (原出典:平成 22 年国民生活基礎調査の特別集計より厚生労働省作成)
 注)「高齢者単身世帯」とは 65 歳以上の単身世帯を指す

《参考》 高齢夫婦世帯の貯蓄等保有状況



出所) 社会保障審議会介護保険部会(第 49 回)(2013 年 9 月 25 日)資料より
 (原出典:平成 21 年全国消費実態調査より厚生労働省作成)
 注)「夫婦高齢者世帯」とは 65 歳以上の夫婦のみの世帯を指す

(2)資産要件①の基準額の妥当性について

「生活者1万人アンケート[金融編]」の生活の程度に関する設問を用い、これと夫婦貯蓄額とのクロス集計、さらに年収と夫婦貯蓄額の双方を加味した集計により、補足給付の対象となり得る水準の預貯金を有する層において、生活の程度を「下」と認識している人の割合を確認することなどにより、資産要件①の基準額と主観的な生活感の関係性の確認を行った。

まず、夫婦貯蓄額と生活の程度のカロス集計結果をみると、単身の場合、貯蓄額「1000万円未満」の層では、生活の程度を「下」と回答する割合が3割以上見られるのに対し、それ以上では約1割まで減少する。夫婦のみ世帯やその他世帯では、夫婦貯蓄額「2000万円未満」の層では生活の程度を「下」と回答する割合が10～14%程度であるのに対し、それ以上の層では数%程度に下がっている。

これらから、貯蓄額に関し、単身の場合「1000万円未満」、夫婦世帯やその他世帯では「2000万円未満」を、資産が少ないことを示す要件とすることは、主観的な生活感との関係からみて一定の妥当性があると考えられる。

図表Ⅱ-2-8 夫婦貯蓄額と生活の程度(65歳以上)〔金融編〕

<単身世帯>

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

集計対象 : 65歳以上(単身世帯)

夫婦貯蓄額	生活の程度						
	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計	330 100.0%	2 0.6%	20 6.1%	119 36.1%	99 30.0%	75 22.7%	15 4.5%
1000万円未満	194 100.0%	0 0.0%	6 3.1%	55 28.4%	63 32.5%	61 31.4%	9 4.6%
1000万円以上	78 100.0%	2 2.6%	11 14.1%	37 47.4%	18 23.1%	8 10.3%	2 2.6%
わからない・無回答	58 100.0%	0 0.0%	3 5.2%	27 46.6%	18 31.0%	6 10.3%	4 6.9%

<夫婦のみ世帯>

集計対象 : 65歳以上(夫婦のみ世帯)

夫婦貯蓄額	生活の程度						
	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計	894 100.0%	4 0.4%	97 10.9%	462 51.7%	234 26.2%	66 7.4%	31 3.5%
2000万円未満	517 100.0%	0 0.0%	34 6.6%	246 47.6%	174 33.7%	51 9.9%	12 2.3%
2000万円以上	209 100.0%	4 1.9%	46 22.0%	126 60.3%	28 13.4%	3 1.4%	2 1.0%
わからない・無回答	168 100.0%	0 0.0%	17 10.1%	90 53.6%	32 19.0%	12 7.1%	17 10.1%

<その他世帯>

集計対象 : 65歳以上(その他世帯)

夫婦貯蓄額	生活の程度						
	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計	834 100.0%	6 0.7%	50 6.0%	402 48.2%	248 29.7%	79 9.5%	49 5.9%
2000万円未満	546 100.0%	2 0.4%	26 4.8%	238 43.6%	183 33.5%	73 13.4%	24 4.4%
2000万円以上	130 100.0%	3 2.3%	17 13.1%	79 60.8%	27 20.8%	0 0.0%	4 3.1%
わからない・無回答	158 100.0%	1 0.6%	7 4.4%	85 53.8%	38 24.1%	6 3.8%	21 13.3%

出所)NRI「生活者1万人アンケート[金融編]」より集計

さらに、年収と夫婦貯蓄額を、要件との関係をから、以下の5つのカテゴリに整理した上で、それと生活の程度の集計を行った。

- ・所得要件・資産要件①適合 = 所得基準額(単身 200 万円、夫婦のみ・その他 300 万円) 以下、かつ、貯蓄基準額(単身 1000 万円、夫婦のみ・その他は夫婦で 2000 万円) 以下
- ・所得要件適合・資産要件①非適合 = 所得基準額(単身 200 万円、夫婦のみ・その他 300 万円) 以下、かつ、貯蓄基準額(単身 1000 万円、夫婦のみ・その他は夫婦で 2000 万円) 以上
- ・所得要件非適合・資産要件①適合 = 所得基準額(単身 200 万円、夫婦のみ・その他 300 万円) 以上、かつ、貯蓄基準額(単身 1000 万円、夫婦のみ・その他は夫婦で 2000 万円) 以下
- ・所得要件・資産要件①ともに非適合 = 所得基準額(単身 200 万円、夫婦のみ・その他 300 万円) 以上、かつ、貯蓄基準額(単身 1000 万円、夫婦のみ・その他は夫婦で 2000 万円) 以上
- ・所得または貯蓄額が不明・無回答

その結果をみると、単身の場合、所得要件・資産要件①とも適合(所得 200 万円以下、貯蓄額 1000 万円以下)の場合、生活の程度を「下」と回答する割合が 38.9%見られるのに対し、所得要件適合・資産要件①不適合の場合のこの割合は 24.0%、所得要件非適合・資産要件①適合の場合は 14.6%、所得要件・資産要件①とも非適合は 4.7%となった。

夫婦のみ世帯やその他世帯では、所得要件・資産要件①とも適合(所得 300 万円以下、貯蓄額 2000 万円以下)の場合、生活の程度を「下」と回答する割合が約2割見られるのに対し、それ以外のカテゴリでは、生活の程度を「下」と回答する割合は1割未満となった。

これらから、所得要件・資産要件①を共に満たす場合には、それ以外のケースと比較して主観的な生活感が低く、主観的な生活感との関係からみて所得要件・資産要件①の基準額には定の妥当性があるとことも確認ができた。ただし、単身世帯の場合は、所得要件を満たし、資産要件①を満たさない層でも、主観的な生活感がやや低いことから、リスク感度がやや高いと考えられ、預貯金を使ったことにより入所中に資産要件①を満たす状態になった場合、補足給付が受けられることを丁寧に説明する等の配慮が必要と考えられる。

図表Ⅱ-2-9 所得要件・資産要件①の適合状況と生活の程度(65歳以上)〔金融編〕(1/2)

＜単身世帯＞

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

集計対象 : 65歳以上(単身世帯)

所得×貯蓄額	生活の程度						
	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計	330	2	20	119	99	75	15
	100.0%	0.6%	6.1%	36.1%	30.0%	22.7%	4.5%
所得要件・資産要件① ともに適合	126	0	1	30	40	49	6
	100.0%	0.0%	0.8%	23.8%	31.7%	38.9%	4.8%
所得要件適合、 資産要件①非適合	25	0	1	11	6	6	1
	100.0%	0.0%	4.0%	44.0%	24.0%	24.0%	4.0%
所得要件非適合、 資産要件①適合	41	0	3	18	12	6	2
	100.0%	0.0%	7.3%	43.9%	29.3%	14.6%	4.9%
所得要件・資産要件① ともに非適合	43	1	9	22	8	2	1
	100.0%	2.3%	20.9%	51.2%	18.6%	4.7%	2.3%
所得もしくは貯蓄額が 不明・無回答	95	1	6	38	33	12	5
	100.0%	1.1%	6.3%	40.0%	34.7%	12.6%	5.3%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

図表Ⅱ-2-9 所得要件・資産要件①の適合状況と生活の程度(65歳以上)〔金融編〕(2/2)

＜夫婦のみ世帯＞

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

集計対象 : 65歳以上(夫婦のみ世帯)

生活の程度 所得×貯蓄額	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計	894 100.0%	4 0.4%	97 10.9%	462 51.7%	234 26.2%	66 7.4%	31 3.5%
所得要件・資産要件① ともに適合	117 100.0%	0 0.0%	6 5.1%	41 35.0%	44 37.6%	23 19.7%	3 2.6%
所得要件適合、 資産要件①非適合	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 72.7%	3 27.3%	0 0.0%	0 0.0%
所得要件非適合、 資産要件①適合	339 100.0%	0 0.0%	24 7.1%	179 52.8%	107 31.6%	22 6.5%	7 2.1%
所得要件・資産要件① ともに非適合	171 100.0%	1 0.6%	36 21.1%	108 63.2%	22 12.9%	2 1.2%	2 1.2%
所得もしくは貯蓄額が 不明・無回答	256 100.0%	3 1.2%	31 12.1%	126 49.2%	58 22.7%	19 7.4%	19 7.4%

＜その他世帯＞

集計対象 : 65歳以上(その他世帯)

生活の程度 所得×貯蓄額	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計	834 100.0%	6 0.7%	50 6.0%	402 48.2%	248 29.7%	79 9.5%	49 5.9%
所得要件・資産要件① ともに適合	239 100.0%	0 0.0%	8 3.3%	88 36.8%	84 35.1%	48 20.1%	11 4.6%
所得要件適合、 資産要件①非適合	18 100.0%	0 0.0%	1 5.6%	13 72.2%	4 22.2%	0 0.0%	0 0.0%
所得要件非適合、 資産要件①適合	216 100.0%	1 0.5%	12 5.6%	102 47.2%	75 34.7%	19 8.8%	7 3.2%
所得要件・資産要件① ともに非適合	80 100.0%	1 1.3%	10 12.5%	47 58.8%	19 23.8%	0 0.0%	3 3.8%
所得もしくは貯蓄額が 不明・無回答	281 100.0%	4 1.4%	19 6.8%	152 54.1%	66 23.5%	12 4.3%	28 10.0%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

3)資産要件②の適合者・非適合者像

改正案では、所得要件及び資産要件①を満たした人に対し、「不動産資産が一定額以下」であることを新たに資産要件②して加味する方向で検討されている。また、このときの基準額は、「固定資産税評価額で2000万円(公示価格等で約3000万円)以上の不動産を想定」という案が提示されている。

そこで、本分析では、世帯類型別・収入要件・資産要件①の適合状況(下記5カテゴリ)別に、保有不動産の評価額の分布を把握することによって、資産要件②に適合しない割合を把握していくこととする。

- ・所得要件・資産要件①適合 = 所得基準額(単身200万円、夫婦のみ・その他300万円)以下、かつ、貯蓄基準額(単身1000万円、夫婦のみ・その他は夫婦で2000万円)以下
- ・所得要件適合・資産要件①非適合 = 所得基準額(単身200万円、夫婦のみ・その他300万円)以下、かつ、貯蓄基準額(単身1000万円、夫婦のみ・その他は夫婦で2000万円)以下
- ・所得要件非適合・資産要件①適合 = 所得基準額(単身200万円、夫婦のみ・その他300万円)以上、かつ、貯蓄基準額(単身1000万円、夫婦のみ・その他は夫婦で2000万円)以下
- ・所得要件・資産要件①ともに非適合 = 所得基準額(単身200万円、夫婦のみ・その他300万円)以上、かつ、貯蓄基準額(単身1000万円、夫婦のみ・その他は夫婦で2000万円)以上
- ・所得または貯蓄額が不明・無回答

「生活者1万人アンケート[金融編]」では、不動産に関連する設問として、「あなたが保有する不動産の評価額」を設けている。改正案では、本人及び配偶者の名義の不動産を対象おとすることが想定されているが、ここでは、本人名義のものしか把握できないため、この指標で代替して分析を行うこととする。

なお、このとき、住宅ローン等の負債をどう扱うかという点も本来は重要な視点となるが、以下のとおり、「負債はない」や「住宅ローンなし・既に完済した」が大多数を占めるため、ここでは考慮外として扱った。

図表Ⅱ-2-10 世帯類型別 夫婦負債額(65歳以上)〔金融編〕

(上段:件数,中段:縦計に対する割合,下段:総計に対する割合)

夫婦負債額	世帯類型	合計	単身	夫婦のみ	その他 (無回答を含む)
計		2,058	330	894	834
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		100.0%	16.0%	43.4%	40.5%
負債はない		1,653	281	726	646
		80.3%	85.2%	81.2%	77.5%
		80.3%	13.7%	35.3%	31.4%
100万円未満		88	12	34	42
		4.3%	3.6%	3.8%	5.0%
		4.3%	0.6%	1.7%	2.0%
100万円～200万円未満		33	2	15	16
		1.6%	0.6%	1.7%	1.9%
		1.6%	0.1%	0.7%	0.8%
200万円～500万円未満		41	1	20	20
		2.0%	0.3%	2.2%	2.4%
		2.0%	0.0%	1.0%	1.0%
500万円～1000万円未満		34	4	15	15
		1.7%	1.2%	1.7%	1.8%
		1.7%	0.2%	0.7%	0.7%
1000万円～2000万円未満		21	1	10	10
		1.0%	0.3%	1.1%	1.2%
		1.0%	0.0%	0.5%	0.5%
2000万円以上		23	2	14	7
		1.1%	0.6%	1.6%	0.8%
		1.1%	0.1%	0.7%	0.3%
わからない・無回答		165	27	60	78
		8.0%	8.2%	6.7%	9.4%
		8.0%	1.3%	2.9%	3.8%

出所)NRI「生活者1万人アンケート[金融編]」より集計

図表Ⅱ-2-11 世帯類型別 自分名義の住宅ローン残高(65歳以上)〔金融編〕

(上段:件数, 中段:縦計に対する割合, 下段:総計に対する割合)

世帯類型 自分名義の住宅ローン残高	合計	単身	夫婦のみ	その他 (無回答を含む)
計	2,058 100.0% 100.0%	330 100.0% 16.0%	894 100.0% 43.4%	834 100.0% 40.5%
住宅ローンなし・既に完済した	1,870 90.9% 90.9%	311 94.2% 15.1%	808 90.4% 39.3%	751 90.0% 36.5%
500万円未満	42 2.0% 2.0%	1 0.3% 0.0%	20 2.2% 1.0%	21 2.5% 1.0%
500万円～1000万円未満	27 1.3% 1.3%	4 1.2% 0.2%	12 1.3% 0.6%	11 1.3% 0.5%
1000万円～1500万円未満	10 0.5% 0.5%	0 0.0% 0.0%	4 0.4% 0.2%	6 0.7% 0.3%
1500万円～2000万円未満	3 0.1% 0.1%	0 0.0% 0.0%	1 0.1% 0.0%	2 0.2% 0.1%
2000万円以上	6 0.3% 0.3%	1 0.3% 0.0%	4 0.4% 0.2%	1 0.1% 0.0%
わからない・無回答	100 4.9% 4.9%	13 3.9% 0.6%	45 5.0% 2.2%	42 5.0% 2.0%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

(1)世帯類型別世収入要件・資産要件①の適合状況別にみた不動産評価額の状況

世帯類型別収入要件・資産要件①の適合状況別に自分名義の不動産評価額の分布を見ていく。

所得要件・資産要件①をともに満たしている場合の、自分名義の不動産評価額が「2000万円未満」の割合は、高齢単身世帯全体の33.6%、高齢夫婦のみ世帯全体の11.3%、高齢その他世帯の22.7%(所得要件・資産要件①をともに満たしている場合の88.1%、86.3%、79.1%)に相当する。

制度改正により、新たに補足給付の対象外となり、死後回収の対象となる、所得要件・資産要件①をともに満たし、自分名義の不動産評価額が「2000万円未満」の割合は、高齢単身世帯全体の1.8%、高齢夫婦のみ世帯全体の0.3%、高齢その他世帯の1.9%(所得要件・資産要件①をともに満たしている場合の4.8%、2.6%、6.7%)と見込まれる。

以上のことから、制度改正に伴い、新たに補足給付適用対象外となり、死後回収の対象となる「C」に該当するのは、所得要件・資産要件①を満たす世帯のうち3~8%程度、改正後も継続して補足給付対象となる「D」に該当するのは、所得要件・資産要件①を満たす世帯の80~95%程度、高齢者全体の11~22%程度となると見込まれる。

図表Ⅱ-2-12 世帯類型別所得要件・資産要件①適合状況別 自分名義の不動産評価額〔金融編〕(1/2)

<単身世帯>

(上段:件数, 下段:総計に対する割合)

集計対象 : 65歳以上(単身世帯)

自分名義の不動産評価額 所得×貯蓄	計	保有資産 なし	~1000万円	1000~2000 万円未満	死後回収の対象			評価額不明 ・無回答
					2000~3000 万円未満	3000~5000 万円未満	5000万円 以上	
計	330	151	48	33	13	16	11	58
	100.0%	45.8%	14.5%	10.0%	3.9%	4.8%	3.3%	17.6%
所得要件・資産要件① ともに適合	126	87	16	8	1	5	0	9
	38.2%	26.4%	4.8%	2.4%	0.3%	1.5%	0.0%	2.7%
所得要件適合、 資産要件①非適合	25	6	7	4	3	1	1	3
	7.6%	1.8%	2.1%	1.2%	0.9%	0.3%	0.3%	0.9%
所得要件非適合、 資産要件①適合	41	17	7	5	3	2	2	5
	12.4%	5.2%	2.1%	1.5%	0.9%	0.6%	0.6%	1.5%
所得要件・資産要件① ともに非適合	43	4	5	10	3	3	6	12
	13.0%	1.2%	1.5%	3.0%	0.9%	0.9%	1.8%	3.6%
所得もしくは貯蓄額が 不明・無回答	95	37	13	6	3	5	2	29
	28.8%	11.2%	3.9%	1.8%	0.9%	1.5%	0.6%	8.8%

<夫婦のみ世帯>

集計対象 : 65歳以上(夫婦のみ世帯)

自分名義の不動産評価額 所得×貯蓄	計	保有資産 なし	~1000万円	1000~2000 万円未満	死後回収の対象			評価額不明 ・無回答
					2000~3000 万円未満	3000~5000 万円未満	5000万円 以上	
計	894	368	160	100	64	54	17	131
	100.0%	41.2%	17.9%	11.2%	7.2%	6.0%	1.9%	14.7%
所得要件・資産要件① ともに適合	117	73	22	6	2	1	0	13
	13.1%	8.2%	2.5%	0.7%	0.2%	0.1%	0.0%	1.5%
所得要件適合、 資産要件①非適合	11	6	1	3	0	1	0	0
	1.2%	0.7%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
所得要件非適合、 資産要件①適合	339	138	71	43	29	19	4	35
	37.9%	15.4%	7.9%	4.8%	3.2%	2.1%	0.4%	3.9%
所得要件・資産要件① ともに非適合	171	55	35	28	16	21	5	11
	19.1%	6.2%	3.9%	3.1%	1.8%	2.3%	0.6%	1.2%
所得もしくは貯蓄額が 不明・無回答	256	96	31	20	17	12	8	72
	28.6%	10.7%	3.5%	2.2%	1.9%	1.3%	0.9%	8.1%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

図表Ⅱ-2-12 世帯類型別所得要件・資産要件①適合状況別 自分名義の不動産評価額〔金融編〕(2/2)

＜その他世帯＞

(上段:件数, 下段:総計に対する割合)

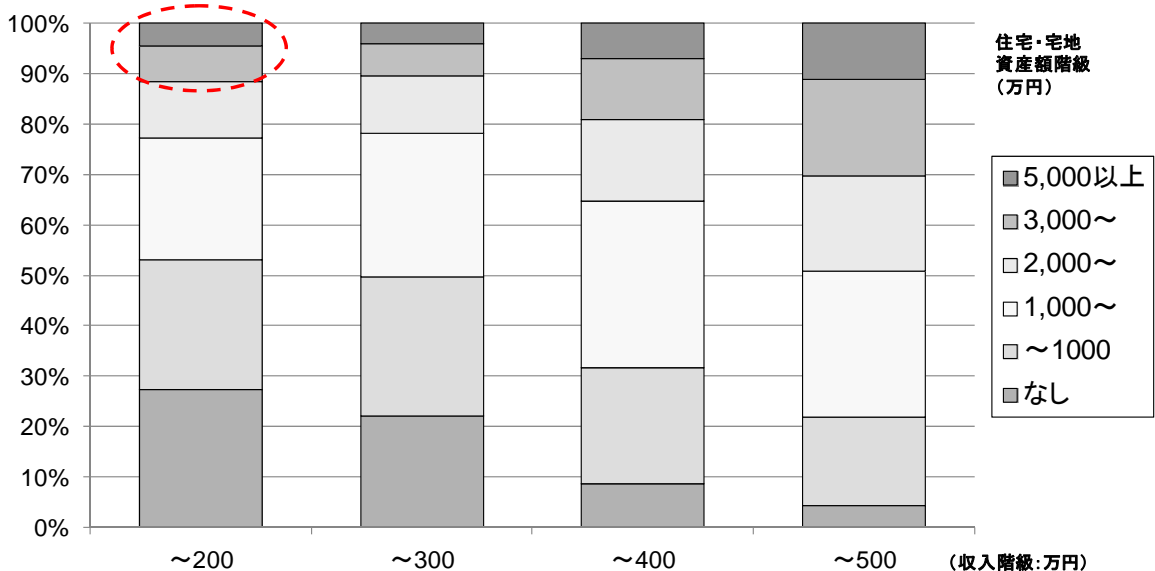
集計対象 : 65歳以上(その他世帯)

自分名義の不動産評価額 所得×貯蓄	計	保有資産 なし	死後回収の対象					評価額不明 ・無回答
			～1000万円	1000～2000 万円未満	2000～3000 万円未満	3000～5000 万円未満	5000万円 以上	
計	834	359	127	95	41	42	30	140
	100.0%	43.0%	15.2%	11.4%	4.9%	5.0%	3.6%	16.8%
所得要件・資産要件① ともに適合	239	121	39	29	6	9	1	34
	28.7%	14.5%	4.7%	3.5%	0.7%	1.1%	0.1%	4.1%
所得要件適合、 資産要件①非適合	18	4	4	4	2	2	0	2
	2.2%	0.5%	0.5%	0.5%	0.2%	0.2%	0.0%	0.2%
所得要件非適合、 資産要件①適合	216	92	36	26	9	7	8	38
	25.9%	11.0%	4.3%	3.1%	1.1%	0.8%	1.0%	4.6%
所得要件・資産要件① ともに非適合	80	28	12	8	7	14	7	4
	9.6%	3.4%	1.4%	1.0%	0.8%	1.7%	0.8%	0.5%
所得もしくは貯蓄額が 不明・無回答	281	114	36	28	17	10	14	62
	33.7%	13.7%	4.3%	3.4%	2.0%	1.2%	1.7%	7.4%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

参考までに、「全国消費実態調査」を用いた社会保障審議会介護保険部会資料では、年収 200 万円未満の高齢夫婦世帯で、住宅・宅地資産額が 3000 万円以上の世帯の割合は約 12%となっている。これは、「生活者1万人アンケート〔金融編〕」による集計結果とも近い傾向となっており、新たに補足給付適用外・死後回収対象となる割合の想定は、一定の確からしさを満たしていると考えられる。

《参考》 高齢夫婦世帯の住宅・宅地資産額状況



出所) 社会保障審議会介護保険部会(第49回)(2013年9月25日)資料より

(原出典:平成21年全国消費実態調査より厚生労働省作成)

注)「夫婦高齢者世帯」とは65歳以上の夫婦のみの世帯を指す

参考までに、自分名義の不動産の内容を詳細に見ると、いずれの世帯類型でも「自宅(戸建て)」と「自宅(マンション)」で過半数を占め、「不動産なし」の割合も3～4割を占めている。

単現在の住まいが「持ち家」である割合は、単身世帯で63.0%、夫婦のみ世帯で85.3%、その他世帯で86.6%となっている。本調査では、集合住宅の回答比率が低くなっていることに留意が必要であるが、現在の住まいが「持ち家」である場合、6割以上が自分名義の資産として「自宅」を挙げている。

「自宅」以外の「セカンドハウス・別荘」「事業用不動産」「賃貸・投資目的の不動産」は、そもそも保有している比率が低い(0.6～7.3%)が、現在の住まいが「賃貸住宅」や「社宅、寮、官舎」の場合にはほとんど見られなかった。

これらを総合的に考えると、夫婦が保有する不動産を把握する場合には、「夫婦のいずれかまたは共有名義の不動産の評価額」を把握すべきだが、一次的に「現在の住まい」が持ち家か否かを確認して評価額確認対象を絞り込むと効率的ではないかと考えられる。

【参考】世帯類型別 現在の住まいの形態別 自分名義の保有不動産(65歳以上)〔金融編〕(1/2)

<単身世帯>

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

*表頭項目は複数回答

自分名義の不動産 現在の住まい	計	自宅 (戸建て)	自宅 (マンション)	セカンドハウス・ 別荘	事業用不動 産	賃貸・投資目 的の不動産	不動産なし	無回答
計	330 100.0%	133 40.3%	50 15.2%	2 0.6%	16 4.8%	24 7.3%	132 40.0%	19 5.8%
持ち家 (一戸建)	147 44.5%	119 81.0%	3 2.0%	0 0.0%	13 8.8%	15 10.2%	18 12.2%	8 5.4%
持ち家 (マンションなど集合住宅)	61 18.5%	7 11.5%	47 77.0%	1 1.6%	1 1.6%	9 14.8%	8 13.1%	2 3.3%
民間の賃貸住宅	68 20.6%	7 10.3%	0 0.0%	1 1.5%	2 2.9%	0 0.0%	55 80.9%	6 8.8%
公団・公社・公営の賃貸住宅	45 13.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	42 93.3%	3 6.7%
社宅、寮、官舎	0 0.0%	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
その他	8 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%	0 0.0%
無回答	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%

<夫婦のみ世帯>

*表頭項目は複数回答

自分名義の不動産 現在の住まい	計	自宅 (戸建て)	自宅 (マンション)	セカンドハウス・ 別荘	事業用不動 産	賃貸・投資目 的の不動産	不動産なし	無回答
計	894 100.0%	418 46.8%	104 11.6%	17 1.9%	44 4.9%	42 4.7%	303 33.9%	65 7.3%
持ち家 (一戸建)	623 69.7%	390 62.6%	8 1.3%	15 2.4%	38 6.1%	30 4.8%	171 27.4%	40 6.4%
持ち家 (マンションなど集合住宅)	140 15.7%	20 14.3%	92 65.7%	2 1.4%	4 2.9%	8 5.7%	32 22.9%	7 5.0%
民間の賃貸住宅	66 7.4%	2 3.0%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.0%	52 78.8%	10 15.2%
公団・公社・公営の賃貸住宅	54 6.0%	3 5.6%	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.9%	44 81.5%	6 11.1%
社宅、寮、官舎	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
その他	8 0.9%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	3 37.5%	2 25.0%
無回答	2 0.2%	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

注)「計」列の斜字体の割合は、縦100%で算出したもの

《参考》世帯類型別 現在の住まいの形態別 自分名義の保有不動産(65歳以上)〔金融編〕(2/2)

＜その他世帯＞

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

*表頭項目は複数回答

自分名義の不動産 現在の住まい	計	自宅 (戸建て)	自宅 (マンション)	セカンドハウス・ 別荘	事業用不動 産	賃貸・投資目 的の不動産	不動産なし	無回答
計	834	421	42	10	46	38	303	56
	100.0%	50.5%	5.0%	1.2%	5.5%	4.6%	36.3%	6.7%
持ち家 (一戸建)	650	399	5	8	44	32	204	31
	77.9%	61.4%	0.8%	1.2%	6.8%	4.9%	31.4%	4.8%
持ち家 (マンションなど集合住宅)	72	8	36	1	2	3	24	4
	8.6%	11.1%	50.0%	1.4%	2.8%	4.2%	33.3%	5.6%
民間の賃貸住宅	47	2	0	0	0	2	36	7
	5.6%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	76.6%	14.9%
公団・公社・公営の賃貸住宅	37	3	0	0	0	0	25	9
	4.4%	8.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	67.6%	24.3%
社宅、寮、官舎	3	1	0	0	0	0	2	0
	0.4%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%
その他	12	2	1	1	0	1	9	1
	1.4%	16.7%	8.3%	8.3%	0.0%	8.3%	75.0%	8.3%
無回答	13	6	0	0	0	0	3	4
	1.6%	46.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.1%	30.8%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

注)「計」列の斜字体の割合は、縦100%で算出したもの

《参考》自分名義の不動産とその評価額(65歳以上)〔金融編〕

＜単身世帯＞

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

自分名義の不動産評価額 自分名義の不動産	計	保有資産 なし	～1000万円	1000～2000 万円未満	2000～3000 万円未満	3000～5000 万円未満	5000万円 以上	評価額不明 ・無回答
全体	330	151	48	33	13	16	11	58
	100.0%	45.8%	14.5%	10.0%	3.9%	4.8%	3.3%	17.6%
自宅(戸建て)	133	0	40	20	9	12	8	44
	100.0%	0.0%	30.1%	15.0%	6.8%	9.0%	6.0%	33.1%
	40.3%	0.0%	83.3%	60.6%	69.2%	75.0%	72.7%	75.9%
自宅(マンション)	50	0	8	14	4	4	5	15
	100.0%	0.0%	16.0%	28.0%	8.0%	8.0%	10.0%	30.0%
	15.2%	0.0%	16.7%	42.4%	30.8%	25.0%	45.5%	25.9%

＜夫婦のみ世帯＞

自分名義の不動産評価額 自分名義の不動産	計	保有資産 なし	～1000万円	1000～2000 万円未満	2000～3000 万円未満	3000～5000 万円未満	5000万円 以上	評価額不明 ・無回答
全体	894	368	160	100	64	54	17	131
	100.0%	41.2%	17.9%	11.2%	7.2%	6.0%	1.9%	14.7%
自宅(戸建て)	418	0	124	75	50	40	14	115
	100.0%	0.0%	29.7%	17.9%	12.0%	9.6%	3.3%	27.5%
	46.8%	0.0%	77.5%	75.0%	78.1%	74.1%	82.4%	87.8%
自宅(マンション)	104	0	25	25	17	16	3	18
	100.0%	0.0%	24.0%	24.0%	16.3%	15.4%	2.9%	17.3%
	11.6%	0.0%	15.6%	25.0%	26.6%	29.6%	17.6%	13.7%

＜その他世帯＞

(上段:件数, 下段:総計に対する割合)

自分名義の不動産評価額 自分名義の不動産	計	保有資産 なし	～1000万円	1000～2000 万円未満	2000～3000 万円未満	3000～5000 万円未満	5000万円 以上	評価額不明 ・無回答
全体	834	359	127	95	41	42	30	140
	100.0%	43.0%	15.2%	11.4%	4.9%	5.0%	3.6%	16.8%
自宅(戸建て)	421	0	111	78	39	38	28	127
	100.0%	0.0%	26.4%	18.5%	9.3%	9.0%	6.7%	30.2%
	50.5%	0.0%	87.4%	82.1%	95.1%	90.5%	93.3%	90.7%
自宅(マンション)	42	0	7	15	3	3	3	11
	100.0%	0.0%	16.7%	35.7%	7.1%	7.1%	7.1%	26.2%
	5.0%	0.0%	5.5%	15.8%	7.3%	7.1%	10.0%	7.9%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

注)「計」列の斜字体の割合は、縦100%で算出したもの

(2)資産要件②の基準額の妥当性について

「生活者1万人アンケート[金融編]」の生活の程度に関する設問を用い、これと自分名義の不動産評価額とのクロス集計により、介護保険部会で示された水準の不動産を有しない層における生活の程度を「下」と認識している人の割合を確認することなどにより、資産要件②の基準額と主観的な生活感の関係性の確認を行った。

単身の場合、保有不動産なしの場合、生活の程度を「下」と回答する割合が37.1%見られるのに対し、不動産を保有している場合、評価額「2000万円未満」の層でも、「下」と回答する割合は12.3%、それ以上では1割未満まで減少する。

夫婦のみ世帯やその他世帯も、同様に、不動産なしの場合、生活の程度を「下」と回答する割合が10～15%見られるのに対し、不動産評価額「2000万円未満」の層でも、生活の程度を「下」と回答する割合は1割未満、それ以上の層ではさらにそれより低くなっている。

これらから、不動産評価額「2000万円以上」を、一定の資産を保有する層と捉える要件とすることは、主観的な生活感との関係からみて妥当性があると考えられる。

図表Ⅱ-2-13 自分名義の不動産評価額と生活の程度(65歳以上)〔金融編〕(1/2)

<単身世帯>

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

集計対象 : 65歳以上(単身世帯)

生活の程度 不動産評価額	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計	330 100.0%	2 0.6%	20 6.1%	119 36.1%	99 30.0%	75 22.7%	15 4.5%
保有不動産なし	151 100.0%	0 0.0%	5 3.3%	29 19.2%	51 33.8%	56 37.1%	10 6.6%
2000万円未満	81 100.0%	0 0.0%	6 7.4%	37 45.7%	27 33.3%	10 12.3%	1 1.2%
2000万～3000万円未満	13 100.0%	0 0.0%	1 7.7%	8 61.5%	3 23.1%	1 7.7%	0 0.0%
3000万円以上	27 100.0%	2 7.4%	4 14.8%	11 40.7%	6 22.2%	2 7.4%	2 7.4%
評価額不明・無回答	58 100.0%	0 0.0%	4 6.9%	34 58.6%	12 20.7%	6 10.3%	2 3.4%

<夫婦のみ世帯>

集計対象 : 65歳以上(夫婦のみ世帯)

生活の程度 不動産評価額	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計	894 100.0%	4 0.4%	97 10.9%	462 51.7%	234 26.2%	66 7.4%	31 3.5%
保有不動産なし	368 100.0%	0 0.0%	29 7.9%	181 49.2%	101 27.4%	39 10.6%	18 4.9%
2000万円未満	260 100.0%	1 0.4%	27 10.4%	141 54.2%	74 28.5%	14 5.4%	3 1.2%
2000万～3000万円未満	64 100.0%	0 0.0%	10 15.6%	34 53.1%	17 26.6%	2 3.1%	1 1.6%
3000万円以上	71 100.0%	2 2.8%	22 31.0%	38 53.5%	7 9.9%	0 0.0%	2 2.8%
評価額不明・無回答	131 100.0%	1 0.8%	9 6.9%	68 51.9%	35 26.7%	11 8.4%	7 5.3%

出所)NRI「生活者1万人アンケート[金融編]」より集計

図表Ⅱ-2-13 自分名義の不動産評価額と生活の程度(65歳以上)〔金融編〕(2/2)

＜その他世帯＞

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

集計対象 : 65歳以上(その他世帯)

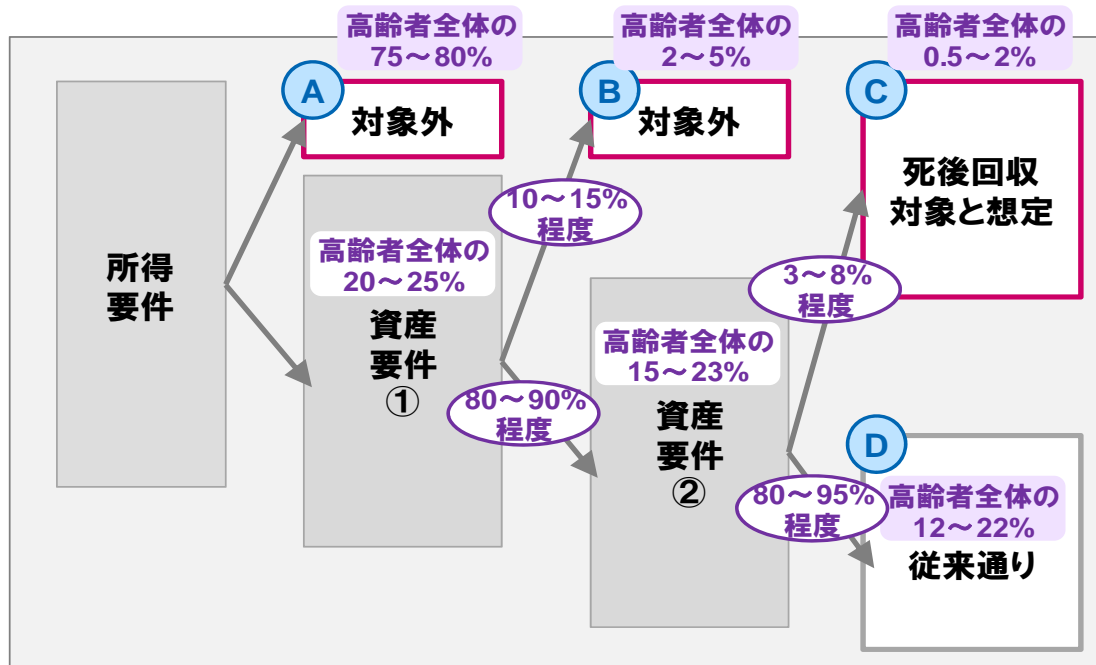
生活の程度 不動産評価額	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計	834 100.0%	6 0.7%	50 6.0%	402 48.2%	248 29.7%	79 9.5%	49 5.9%
保有不動産なし	359 100.0%	0 0.0%	14 3.9%	153 42.6%	113 31.5%	53 14.8%	26 7.2%
2000万円未満	222 100.0%	1 0.5%	13 5.9%	112 50.5%	70 31.5%	15 6.8%	11 5.0%
2000万～3000万円未満	41 100.0%	1 2.4%	5 12.2%	24 58.5%	9 22.0%	1 2.4%	1 2.4%
3000万円以上	72 100.0%	3 4.2%	13 18.1%	39 54.2%	13 18.1%	3 4.2%	1 1.4%
評価額不明・無回答	140 100.0%	1 0.7%	5 3.6%	74 52.9%	43 30.7%	7 5.0%	10 7.1%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

3. 制度設計(基準額設定等)への示唆

以上のような結果から、改正案で検討されている基準をもとに、各要件を満たす対象高齢者数を想定すると以下の図のようにまとめられる。

図表Ⅱ-2-14 各要件を満たす対象高齢者数の想定



出所) 各種分析結果をもとに NRI 作成

○所得要件について

まず、住民税非課税世帯であることを要件とする所得要件によって、高齢者の75~80%は補足給付適用外(A)となる。

単身で年収155万円未満、夫婦世帯・その他世帯で年収290万円未満の場合に住民税非課税世帯となることを踏まえると、この要件を満たさない世帯では生活の程度を「下」と回答する割合が低いことから、この基準は主観的な生活感との関係からみて概ね妥当と考えられる。

ただし、改正案にある「世帯分離している配偶者も住民税非課税」という要件によって新たに対象外となる高齢者の割合は、本分析では把握できていない。

○資産要件①について

次に、改正案にある資産要件①によって新たに対象外となる(B)割合は、高齢者全体の2~5%程度、現在の補足給付受給者の10~15%程度と想定される。

単身で貯蓄額1000万円未満、夫婦世帯・その他世帯で2000万円未満の世帯では生活の程度を「下」と回答する割合が低いが、単身世帯では、所得要件を満たし資産要件①を満たさない層で生活の程度を「下」と回答する割合が比較的高いため、そういった者が預貯金を使い、資産要件①を満たすようになった場合には、補足給付の対象となり、給付を受けることができることを丁寧に説明する必要があると考えられる。

なお、この層は、流動資産として使えるお金を有しているため、仮に補足給付対象外となっても、当面すぐに居住費や食費の支払いができなくなるわけではないことから、制度の実現に向けての課題は、以下の2点に集約してよいと考えられる。

- ①制度設計上、長生きリスク(預貯金を使い果たした場合)への対応方法等の設定
- ②制度変更の主旨や内容に関する説明の徹底(納得性の確保のための取り組み)

○資産要件②と死後回収について

さらに、改正案にある資産要件②によって補足給付の対象外となり、死後回収対象となる(C)割合は、高齢者全体の0.5～2%程度、現在の補足給付受給者2～7%程度、資産要件②も満たし、補足給付の適用を受ける層(D)は高齢者全体の12～22%程度と想定される。介護保険施設入所者約90万人とショートステイ利用者約3.8人の合計人数の2%として計算すると、制度導入(移行)時で、死後回収対象となる高齢者(C)は約1.9万人、特別養護老人ホームの毎年の新規入所率は20%程度であることを考慮すると、移行後の年間新規適用者数は3800人程度と推定される。高齢者人口全体が約3000万人、要支援・要介護高齢者が約580万人であることから考えると、その出現率は極めて低い。

社会保障審議会介護保険部会(第52回, 2013年11月14日)の「資料1 費用負担の公平化について」で提示された「制度改正の財政影響の推計」でも、補足給付の見直しに伴う財政節約効果は年間700億円程度と試算されている。利用者負担分を含む費用額ベースで年間約8兆円にのぼる財政の規模感と比べ、効果は限定的なものであるという試算結果と言える。

そのため、死後回収の仕組みを導入する場合、財政節約効果よりも、「負担の公平性」を担保するための改正と位置付ける方がふさわしく、また、新たな仕組みにかかる費用や手間が、効果に見合ったレベルになるよう、簡易化を図る必要がある。

また、リバースモーゲージ制度そのものの認知度や利用度がまだまだ低い(図表Ⅱ-2-15 参照)ことにも配慮し、死後回収の仕組みを導入に先駆けて、同制度の普及啓発の取り組みを行うことが必須となる。

なお、評価額200万円以上の資産を保有する世帯では、生活実感として「下」と回答する割合が低いことから、改正案で検討されている基準額は主観的な生活感との関係からみて概ね妥当と考えられる。

○各要件設定の妥当性について

「生活者1万人アンケート[金融編]」の生活の程度に関する設問を用い、最終的な各要件の適合状況別の類型(A～D)とのクロス集計により、活の程度を「下」と認識している人が補足給付適用の対象外となっていないことの確認を通じて、資産要件②の基準額の妥当性の確認を行った。

まず、夫婦のみ世帯やその他世帯では、所得要件及び資産要件①②のいずれにも適合せず、改正後も補足給付の対象となる層(D)では生活の程度を「下」と回答する割合が20%を超えているのに対し、それ以外では生活の程度を「下」と回答する割合は概ね1割未満となっている。ただし、その他世帯の所得要件と資産要件①を満たし、資産要件②のみ非適合の場合(C)に、生活の程度を「下」と回答する割合が12.5%となっていることに、やや留意が必要である(ただし、サンプル数が少なく、誤差が大きいことも念頭におく必要がある)。

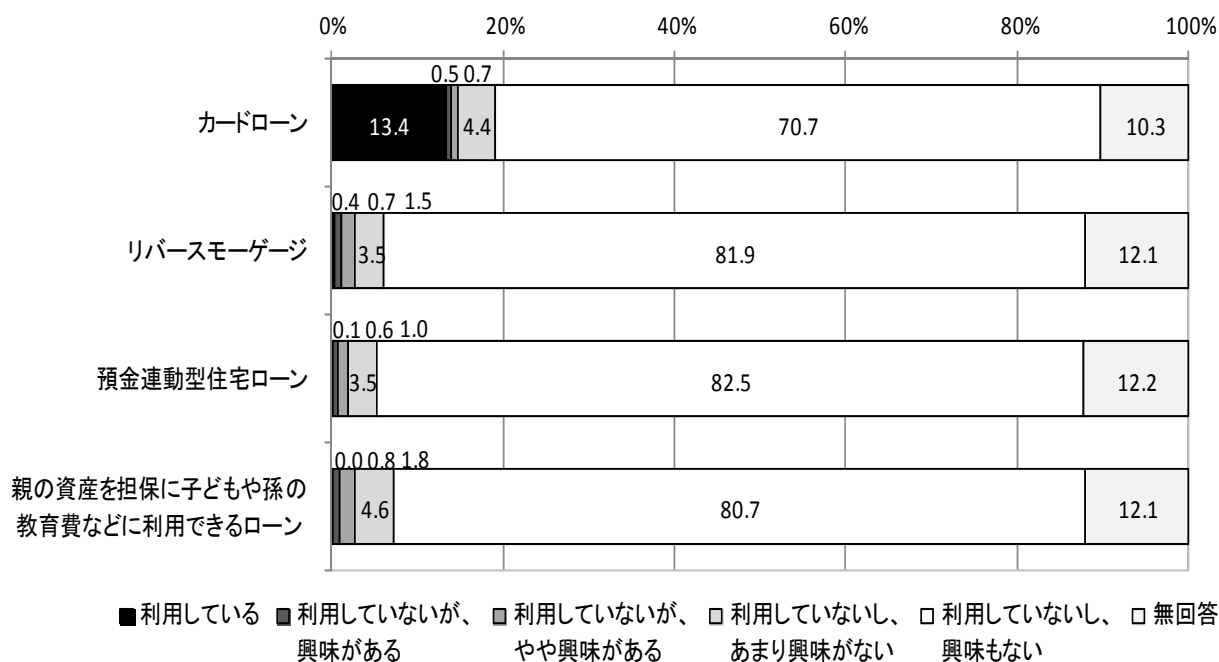
一方、単身世帯の場合、改正後も補足給付を受給できる層(D)では、生活の程度を「下」と回答する割合が42.3%と、夫婦のみ世帯やその他世帯の倍近くにのぼる高い割合を示した。また、所得要件は適合するが資産要件①に適合しない層(B)で、生活の程度を「下」と回答する割合が24.0%とやや高めの結果となった(ただし、サンプル数が少なく、誤差が大きいことに留意が必要)。さらに、所得要件と資産要件①を満たし、資産要件②のみ非適合の場合(C)や、所得要件に適合しないが資産要件①に適合する場合(A-2; 所得は住民税課税レベルだが預貯金がない世帯)でも、生活の程度を「下」と回答する割合が15%前後見られている(ただし、サンプル数が少なく、誤差が大きいことに留意が必要)。

これらの結果を踏まえると、各要件の設定には、ある程度の妥当性があると考えられるが、単身世帯は自己の資産を頼みの綱とする人が多いと推察され、夫婦のみ世帯やその他世帯に比べリスクに対する感度が高いと考えられる。こうした点も踏まえ、制度改正にあたっては、当初は預貯金等を保有するために当初補足給付を受けられなかった場合でも、入所中に預貯金等を使ったことによって基準額を下回った場合には、補足給付の対象となること等を適切に説明する必要があると考えられる。

図表Ⅱ-2-15 リバースモーゲージ制度の利用経験・関心度〔金融編〕

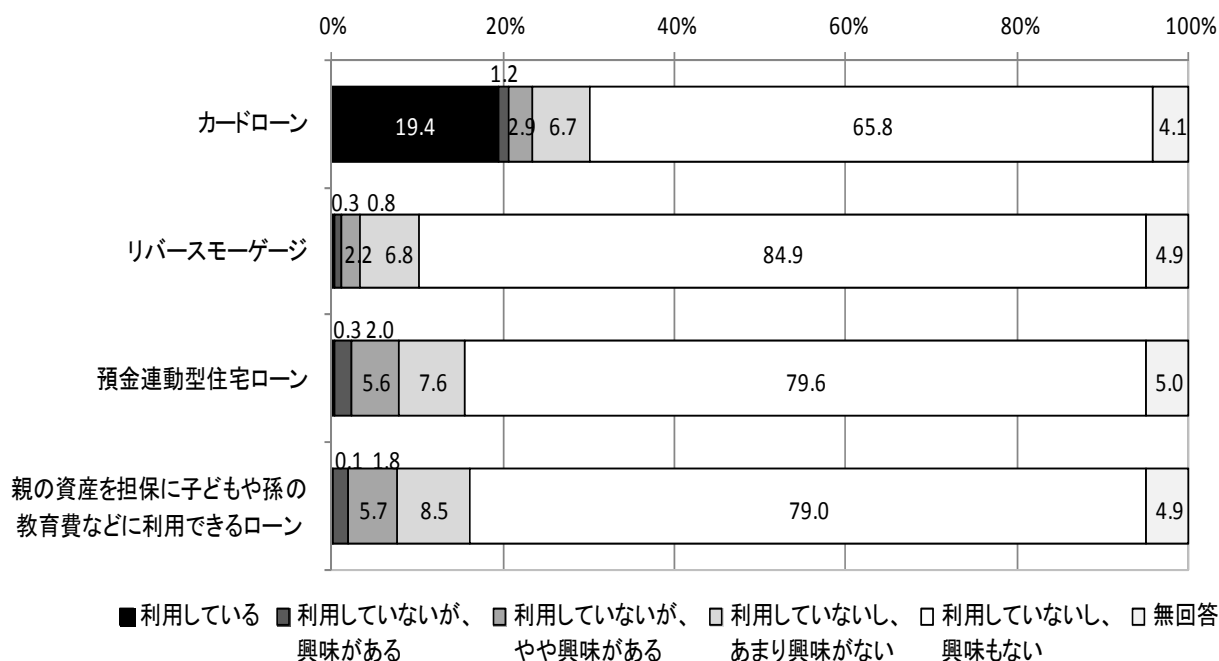
<65歳以上>

(N=2,058)



<全年齢>

(N=10,073)



出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

図表Ⅱ-2-16 各要件の適合状況と生活の程度(65歳以上)〔金融編〕(1/2)

＜単身世帯＞

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

集計対象 : 65歳以上(単身世帯)

要件適合状況	生活の程度	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計		330	2	20	119	99	75	15
		100.0%	0.6%	6.1%	36.1%	30.0%	22.7%	4.5%
A-1 所得要件・資産要件① ともに非適合		43	1	9	22	8	2	1
		100.0%	2.3%	20.9%	51.2%	18.6%	4.7%	2.3%
A-2 所得要件非適合、 資産要件①適合		41	0	3	18	12	6	2
		100.0%	0.0%	7.3%	43.9%	29.3%	14.6%	4.9%
B 所得要件適合、 資産要件①非適合		25	0	1	11	6	6	1
		100.0%	0.0%	4.0%	44.0%	24.0%	24.0%	4.0%
C 所得要件・資産要件①適合、 資産要件②非適合		6	0	0	3	1	1	1
		100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	16.7%	16.7%	16.7%
D 所得要件・資産要件①② いずれも非適合		111	0	1	22	36	47	5
		100.0%	0.0%	0.9%	19.8%	32.4%	42.3%	4.5%
所得要件・資産要件①適合、 不動産額が不明・無回答		9	0	0	5	3	1	0
		100.0%	0.0%	0.0%	55.6%	33.3%	11.1%	0.0%
所得もしくは貯蓄額が 不明・無回答		95	1	6	38	33	12	5
		100.0%	1.1%	6.3%	40.0%	34.7%	12.6%	5.3%

＜夫婦のみ世帯＞

集計対象 : 65歳以上(夫婦のみ世帯)

要件適合状況	生活の程度	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計		894	4	97	462	234	66	31
		100.0%	0.4%	10.9%	51.7%	26.2%	7.4%	3.5%
A-1 所得要件・資産要件① ともに非適合		171	1	36	108	22	2	2
		100.0%	0.6%	21.1%	63.2%	12.9%	1.2%	1.2%
A-2 所得要件非適合、 資産要件①適合		339	0	24	179	107	22	7
		100.0%	0.0%	7.1%	52.8%	31.6%	6.5%	2.1%
B 所得要件適合、 資産要件①非適合		11	0	0	8	3	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	72.7%	27.3%	0.0%	0.0%
C 所得要件・資産要件①適合、 資産要件②非適合		3	0	1	2		0	0
		100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%
D 所得要件・資産要件①② いずれも非適合		101	0	4	35	37	22	3
		100.0%	0.0%	4.0%	34.7%	36.6%	21.8%	3.0%
所得要件・資産要件①適合、 不動産額が不明・無回答		13	0	1	4	7	1	0
		100.0%	0.0%	7.7%	30.8%	53.8%	7.7%	0.0%
所得もしくは貯蓄額が 不明・無回答		256	3	31	126	58	19	19
		100.0%	1.2%	12.1%	49.2%	22.7%	7.4%	7.4%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

図表Ⅱ-2-16 各要件の適合状況と生活の程度(65歳以上)〔金融編〕(2/2)

＜その他世帯＞

(上段:件数, 下段:横計に対する割合)

集計対象 : 65歳以上(その他世帯)

要件適合状況	生活の程度	合計	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
計		834	6	50	402	248	79	49
		100.0%	0.7%	6.0%	48.2%	29.7%	9.5%	5.9%
A-1 所得要件・資産要件① ともに非適合		80	1	10	47	19	0	3
		100.0%	1.3%	12.5%	58.8%	23.8%	0.0%	3.8%
A-2 所得要件非適合、 資産要件①適合		216	1	12	102	75	19	7
		100.0%	0.5%	5.6%	47.2%	34.7%	8.8%	3.2%
B 所得要件適合、 資産要件①非適合		18	0	1	13	4		
		100.0%	0.0%	5.6%	72.2%	22.2%	0.0%	0.0%
C 所得要件・資産要件①適合、 資産要件②非適合		16	0	0	10	3	2	1
		100.0%	0.0%	0.0%	62.5%	18.8%	12.5%	6.3%
D 所得要件・資産要件①② いずれも非適合		189	0	8	65	65	43	8
		100.0%	0.0%	4.2%	34.4%	34.4%	22.8%	4.2%
所得要件・資産要件①適合、 不動産額が不明・無回答		34	0	0	13	16	3	2
		100.0%	0.0%	0.0%	38.2%	47.1%	8.8%	5.9%
所得もしくは貯蓄額が 不明・無回答		281	4	19	152	66	12	28
		100.0%	1.4%	6.8%	54.1%	23.5%	4.3%	10.0%

出所)NRI「生活者1万人アンケート〔金融編〕」より集計

Ⅲ. 自治体にかかる実務負担の推定

1. 調査・分析方法

1) インタビュー対象

現行の自治体業務の範囲では、生活保護制度や国民健康保険料算定における資産割、独自に設定する介護保険サービス利用料の助成等で資産が勘案されている。また、特別区(東京 23 区)においては、固定資産税の課税は自治体ではなく東京都が担っているという特徴がある。これらを勘案し、また、都市規模に偏りがないよう留意した結果、下記の属性を持つ合計 4 の基礎自治体にご協力を頂き、インタビューを行った。

- ・政令指定都市
- ・中核市
- ・特別区
- ・国民健康保険料算定において資産割を導入している自治体
- ・独自の介護保険サービス利用料助成を実施している自治体

さらに、各自治体の中でも、目的別に3つの部署を対象にインタビューを行った。

図表Ⅲ-1-1 対象部署とインタビュー目的

対象部署	インタビュー目的
生活保護担当部署	・現状の資産調査の実施に伴う業務内容の把握
介護保険関連	・補足給付制度(負担限度額認定制度)の現状把握 ・固定資産税データとの突合を行う場合に発生することが想定される新たな業務内容と、それにかかる手間・負担等の把握 ・不動産担保型貸付業務を自治体が行う場合に想定される窓口・貸付業務の担当部署や、そこでの業務内容、手間・負担等の把握
固定資産税関連	・生活保護制度の資産調査を行う際の業務面の手間・負担等の把握 ・介護保険利用者についても資産の把握を行う場合に発生する、技術面の課題や業務面の手間・負担等の把握

2) インタビュー項目

対象部署ごとに下記のインタビュー項目とした。また、国民健康保険料算定において資産割を導入している自治体、独自の介護保険サービス利用料助成を実施している自治体に対しては、それぞれ、国民健康保険料算定の際の固定資産税・固定資産評価額の参照方法、独自の助成制度における資産勘案の方法についてもインタビューを行った。

①生活保護担当部署へのインタビュー項目

- 現状の生活保護受給申請における資産把握の際の業務内容、ご担当者(市役所本体/福祉事務所など)、必要時間や手間、必要書類
 - ・面接・相談
 - ・戸籍照会
 - ・資産照会
 - ・金融資産(預貯金・有価証券など)の場合
 - －申告内容を基にした確認
 - －金融機関への照会
 - ・不動産資産の場合
 - －課外(税務課)への照会(業務の内容・照会先・業務負担)
 - －参考)市外に保有している不動産資産の把握方法
 - －参考)固定資産税データの参照の有無・方法など
 - ・資産状況の変化の把握方法

②介護保険(補足給付)担当部署へのインタビュー項目

- 補足給付受給者の状況
 - ・補足給付受給者の人数規模
 - ・補足給付受給者の介護保険利用者に対する割合(所得段階別)
- 現状の補足給付申請の際の業務
 - ・担当係
 - ・書式・把握する内容
 - ・課外への照会内容・業務負荷
- 現状の介護保険利用者の税情報の参照について
 - ・担当係
 - ・書式・把握する内容
 - ・課外への照会内容・業務負荷
- 現状の介護保険利用者の税情報の参照について
 - ・介護保険の保険料所得段階を決める際の税情報の取得方法
- 補足給付受給者の資産把握について(今後想定される業務)
 - ・金融資産の把握
 - ・不動産資産の把握
 - －課外(税務課)への照会業務の方法
- 補足給付受給者に対する、不動産を担保とした貸付業務について(今後想定される業務)
 - ・窓口業務、実際の貸付業務を現状の組織で行う場合の担当部署
 - ・貸付業務を行う場合
 - －新たに発生する業務の負担
 - －貸付業務を外部に事務委託する際の業務負担

③固定資産税担当部署へのインタビュー項目

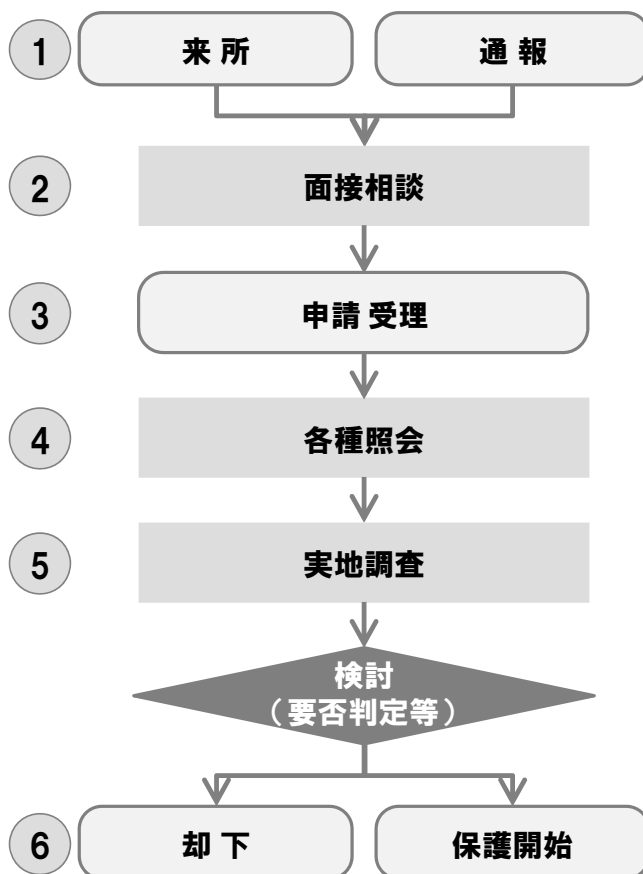
- 生活保護申請時以外に、固定資産税情報の参照を求められる業務
 - ・照会元の部署
 - ・固定資産税を参照する必要がある業務
 - ・当該業務に関する開示範囲
- 固定資産税について情報更新ができないことにより発生している問題
 - ・納税者が死亡した際の滞納
 - ・市外の固定資産税の把握が必要になる業務 など

2. 現行生活保護制度における資産把握の実態とその実務負担

1) 標準的な実務フロー

生活保護制度の受給申請から受給開始までの実務フローは概ね次図の通りである。なお、担当職員の常勤・非常勤を勘案しない場合で、職員 1 人当たりの年間のべ相談件数は 30 から 45 件、職員 1 人当たり新規受給申請件数は 10 から 14 件であった。なお、今回の調査対象である 4 自治体の中では、人口規模の大きな自治体の方が、職員 1 人当たりの件数が多い傾向が見られた。

図表Ⅲ-2-1 生活保護申請に関わる自治体業務の実務フロー



①来所・通報

<内容>

生活保護受給申請のために、申請者本人が市役所などに設置されている福祉事務所に来所する場合もある。一方で、独居高齢者が入院中に医療費を支払えなくなったために病院のケースワーカーが相談に来たり、紹介者が申請者本人を連れて来所したりするケースもある。

②面接相談

<内容>

これまでの経歴・職歴などを聞き取り、必要に応じて、生活保護法ではなく障害者自立支援法や介護保険法など、他の制度の適用可否も判断したり、当該部署への問合せなどを行う。

<業務負荷>

面接相談には、概ね 1 申請当たり少なくとも 1 時間を要している。また、面接相談の実施後には、面接記録票を作成する必要があるため、これにも面接相談 1 件当たり、30 分から 2 時間程度を要し

ている。

職員の不正操作を防ぐために、面接相談を担当する職員と、申請後の各種照会業務や保護開始後の継続支援を担当する職員をそれぞれ配置している場合もある。

＜留意すべき事例＞

面接相談の段階で、申請日当日の生活費がないなど、急を要することが判明した場合には、各種照会の結果を待たずに生活保護費の給付を開始し、各種照会を給付と平行して進めることが多い。

③申請受理

＜内容＞

面接相談を経て受給申請をすることになると、面接相談員の指導のもと、申請書の記載等を進める。受給申請の際には、「資産調査に関する同意書」「収入申告書」「資産申告書」を基本とする申請書類一式に記入してもらうこととなる。

これらに記載する内容の証明として、預貯金通帳や預貯金の残高照会結果、保有不動産の登記簿等、その他資産に関する資料も提出してもらう。なお、「資産調査に関する同意書」は資産調査全般に対する同意書としている。各機関への照会時には、この同意書のコピーに福祉事務所印を押印して使用している。

＜業務負荷＞

1 申請当たり 1 時間から半日を要する。

＜留意すべき事例＞

しかも生活保護受給は世帯単位での申請となるため、申請について来所者が同居者と相談する場合や、付随する資料を準備する場合には、再度来所してもらう必要が生じることもある。

独居入院の場合で、病院に全て持ってきていなかったために通帳等の提出資料を自宅から探しだして持ち出す必要が生じるような場合には、これまで本人と関係のあった地域包括支援センターの職員や親族などに提出を依頼する。

④各種照会

＜内容＞

生活保護受給申請の場合には、大きく分けて下記5つの照会を実施している。生活保護受給申請に特有の照会事項もある。しかし、本調査研究の目的に沿った照会事項についてのみ次に示す。

- ・戸籍照会
- ・扶養義務照会
- ・収入照会(年金照会を含む)
- ・資産照会(預貯金照会、生命保険照会、固定資産照会を含む)
- ・病状照会

これらの照会を行うため、生活圏や生活歴に応じた照会先の決定、照会文書の作成、照会文書一式の封入・発送を行う。必要に応じて、自治体内の他部署に直接確認を行うために出向く場合もある。

また、外部機関からの照会結果は早い場合で1～2週間程度で得られる。遅い場合には半年かかる場合もあり得る。照会結果が得られた後は、申請内容と相違ないか確認する。

＜業務負荷＞

照会文書の作成、照会文書一式の封入・発送には1件の申請あたり、システム化による効率化を図っている場合で短くて10分程度、そうでない場合で30分程度を要している。

⑤実地調査

<内容>

申請書等の内容や申請者・世帯の生活状況を把握するため、ケースワーカーによる実地調査を実施している。

⑥却下/保護開始

<内容>

保護開始後の継続的な状況確認を次のように行っている自治体もある一方、継続的な資産照会には、本来的には都度、本人の同意書を取得する必要があるため対応が難しいという状況も見られた。

- ・受給者に収入申告書を毎月提出してもらっている。
- ・受給者の課税状況を1年に1回、自治体内他部局に確認している。
- ・受給者の扶養義務者に、扶養届出書を1年に1回提出してもらっている。

2)各種照会の内容

①扶養義務照会

<内容>

世帯を共にしていない親族などの別居している家族や援助をしてくれる者を対象に、申請者・世帯を扶養する意志や扶養(支援)方法、家族構成や収入・資産状況などの世帯の状況を確認している。照会先が自治体内であれば、ケースワーカーが訪問して照会することもある。自治体外であったり遠方であったりする場合には、文書での照会をしている。その際、照会先への配慮として、公的な照会文書に加えて、ケースワーカーが背景説明等の文書を作成して添付する自治体も見られた。

<業務負荷>

該当者を訪問する場合には、該当者が在宅する時間に合わせる必要があるなど、数時間を要する場合もある。

<留意すべき事例>

離婚した配偶者が申請時に内縁関係にあったり、内縁関係にある者がいたりする場合には、該当者への扶養義務照会をしたり、扶養してもらおうよう指導したりすることもある。

②収入照会

<内容>

主に、課税対象となる所得額や、継続的な収入源の把握を目的としている。勤労していても源泉徴収票や預金口座への銀行振込などでの給与額の確認ができない場合に、勤務先に所得額を問合せしている。また、自治体内の税務部門に対して、課税所得額を照会している。

<業務負荷>

同じ自治体内の税務部門を訪問し、担当者に課税台帳を確認してもらおう。同じ自治体内であるため、30分以下で確認することができる。

③年金照会

<内容>

受給している年金の種類・受給額等を把握するために、福祉事務所の地域を受け持つ年金事務所に照会を行う。

＜留意すべき事例＞

申請時に受給していない場合でも、受給漏れの場合も多いため、受給資格の有無も合わせて照会する。

加入期間がわずかに足りないが後納により受給が可能となる場合は、自治体が不足分の支払いを行って年金受給資格を得て、年金を受給できるようにし、生活保護を適用しなくてすむよう工夫する場合もある。

④預貯金資産照会

＜内容＞

申請者・世帯の資産状況を把握するとともに、申請者の生活状況を把握することも目的となるため、口座の有無、残高の他、一定期間の明細の開示を金融機関に求める場合もある。

今回の調査対象自治体では、照会先の金融機関は 6～16 機関に上る。2013 年より実施可能となった本店一括照会の対象となる全国銀行協会加入行以外にも、信用金庫や生活協同組合なども、生活圈・生活歴に応じて対象に含む場合もある。

なお、光熱費の振込や年金や給与の受給などの生活感のある預金通帳が申請時にあれば、それ以外の口座についての照会を行わないとする自治体も見られた。この自治体では、預貯金資産照会は、口座番号が分からないケース、支出・収入の状況が不透明なケースを中心に実施している。そのため、実際に預貯金資産照会を実施するケースは、申請件数の 3～4 割程度である。

＜業務負荷＞

照会文書の作成、照会文書一式の封入・発送には 1 件の申請あたり、システム化による効率化を図っている場合で短くて 10 分程度、そうでない場合で 30 分程度を要している。

正確に照会してもらうために、前住所地や旧姓、フリガナは照会内容に含める必要がある。

また金融機関によっては、照会文書フォーマットが全国銀行協会の定めるものと異なる場合がある。さらに、発行手数料が必要な機関もある。

＜留意すべき事例＞

申請者が把握していない、以前に親などが開設した預金口座が見つかる場合もある。

⑤生命保険照会

＜内容＞

生活のために活用可能な資産を把握するために、加入している保険の有無と、加入している保険の内容の照会を行う。

今回の調査対象自治体では、照会先の保険会社数は 17～28 社に上る。

＜業務負荷＞

④預貯金資産照会と同時に行うことが多いため、業務負荷は④に含まれる。

⑥固定資産照会

＜内容＞

生活のために活用可能な資産を把握するために、内容によりいくつかの照会を行っている。不動産資産の場合には法務局及び自治体内固定資産税担当部署に、自動車については自動車税事務所に、申請者・世帯が分譲マンションを保有・居住している場合には必要に応じてマンションの管理組合に照会を行う。

なお、東京 23 区の場合には、固定資産税業務は東京都の業務範囲であるため、都税事務所に照会を行う。

申請者の親族などが保有する不動産に申請者・世帯が居住している場合もあるため、申請者・世帯員の名前及び住所の両者から課税台帳を調べる。

＜業務負荷＞

申請者・世帯は生活困窮者がほとんどであるため、実際に不動産資産を保有しているケースは少ない。また保有している場合でも、居住しているために生活のために活用できる資産でないことが多い。そのため、不動産資産の照会を行うケースは、申請件数の 10%強に留まるという自治体も見られた。

同じ自治体内の税務部門を訪問し、担当者に課税台帳を確認してもらう場合は、同じ自治体内であるため、30 分以下で確認することができる。

この他、自治体内の法務局に訪問して登記情報を確認する。

＜留意すべき事例＞

他市町村に保有している固定資産の状況把握は、本人からの申請がある場合、または実際に申請者が納税書を提出した場合に限られる。

相続権はあるものの、実際には親族間での調整がついておらず、保有していない場合もある。

登記簿謄本から、申請前に子供などに贈与していないかどうか確認し、もし贈与していた場合、子供に扶養してもらい、もしくは、現状復帰する(再度申請者の所有に戻す)よう指導することになる。

⑦その他資産照会

＜内容＞

債務を持っている場合、保有資産と相殺する必要があるため、申請内容に基づき調査を行う。また、有価証券や農協・信金等の出資金などは、申請内容を基に、保有の蓋然性が高い場合に、資産の種類、額面、評価概算額等を把握するための調査を行う。

＜業務負荷＞

株・債権などの有価証券を保有していることは少ないため、照会を行うケースはまれである。

図表Ⅲ-2-2 照会事項と照会先・方法

	照会事項	申請者からの申請内容(例)	自治体での確認事項	照会先	照会方法
①	扶養義務照会	「別居家族」の ・ 氏名、住所 「援助してくれる者」の ・ 氏名、住所 ・ 世帯主との関係 ・ 受けている援助の内容	扶養(支援)意思の有無 や扶養(支援)方法 世帯の状況(家族構成・ 収入・資産・負債・健康 保険等の加入状況	申請者の親族 (親子・兄弟)	訪問 または 照会文書、 同意書 +福祉事務所印
②	収入照会	・ 勤務先 ・ 仕事の内容 ・ 勤労日数・時間 ・ 勤労収入額 ・ 必要経費 ・ 純収入額 ・ 仕送りによる収入・仕送り 者の氏名 ・ 生命保険等の給付金の内 容・収入額 ・ 財産収入(土地・家屋の賃 貸料等)の内容・収入額	課税対象の所得額	(自治体内) 税務部門	税務部門に訪問 し、担当者に確 認を依頼して課 税台帳を確認し てもらう。
				申請者の勤務先	照会文書、 同意書 +福祉事務所印
③	年金照会	・ 職歴 ・ 年金・手当種類 ・ 受給開始年月 ・ 受給額	受給年金の種類・額 (受給していない場合) 受給資格の有無	年金事務所	照会文書、 同意書 +福祉事務所印
④	預貯金 資産照会	預貯金の ・ 口座名義人 ・ 預貯金先 ・ 口座種類 ・ 口座番号 ・ 預貯金	口座の有無 一定期間の明細、 残高	金融機関	照会文書、 同意書 +福祉事務所印
⑤	生命保険 照会	生命保険等の給付金につい ての ・ 種類 ・ 契約先 ・ 保険契約者名	加入保険の有無 契約内容	保険会社	照会文書、 同意書 +福祉事務所印
⑥	固定資産 照会	土地・家屋の賃貸料等につ いての ・ 区分 ・ 延べ面積 ・ 所有者氏名 ・ 所在地 ・ 担保権設定の有無	固定資産評価額	(自治体内) 固定資産税 担当部署 または 都税事務所 (東京 23 区の 場合)	※照会方法は 自治体の状況 により異なる。
⑦	その他 資産照会	・ 債務 有価証券の ・ 種類 ・ 額面 ・ 評価概算額	(保有の蓋然性が高い 場合に実施)	-	-

3)自治体の諸条件によって生じる相違点

(1)人員体制

生活保護担当部署の人員体制により、業務負担の軽減や効率化の状況が異なる。

ある自治体では、ケースワーカー6人に対して、事務担当職員1人を配置し、ケースワーカーの業務負担軽減及び効率化を図っている。事務担当職員が担う業務は、ケースワーカーの指示に従って、各種照会の際に必要な照会文書の打ち出し、照会先への照会文書・本人の資産調査に対する同意書・返信用封筒等の一式の封入・発送業務が主である。

別の自治体では、上記のような事務業務及び面接相談を嘱託職員(ケースワーカー10人強に対して1人)の業務として、ケースワーカーの業務負担軽減を図っている。

(2)システムによる業務の効率化

ケース記録や照会文書の作成など、ケースワーカーや面接相談員による書類作成の業務量は、システム化によっても削減されていることが分かった。

いくつかの自治体ではシステム化により、面接記録票の作成をPCで実施して、引き続き、当該申請ケースに関わる各種照会に必要な書式を一括して打ち出せるようにしている。ただし、各種照会の際には、申請者の同意書の内容を証明する意味で福祉事務所長印の押印が必要である。

また全庁的にシステム化が進められている自治体では、金融機関等外部機関への照会実施の際に必要な本人の同意書への福祉事務所長印に電子印影を用いて効率化を図っている。

(3)特別区特有の状況

特別区(東京23区)の場合、固定資産税については特別区ではなく東京都主税局が管理している。そのため、基礎自治体と異なり、固定資産税の照会を区内他部署ではなく、都税事務所に対して行う必要が生じている。特別区では固定資産照会の際、都税事務所に対して「土地家屋名寄帳」の照会を実施している。

都税事務所への照会の場合には、金融機関等外部機関への照会実施の際と同様に、文書により照会をしている。ただし東京23区の場合、同意書は不要である。なお、土地家屋名寄帳に記載される固定資産は、照会先の都税事務所が管轄する、特別区の地域内に保有される固定資産に限定される(例えば、千代田区都税事務所へ照会を行った場合には、千代田区都税事務所へ回答できる範囲は、千代田区内に保有される固定資産についての情報に留まる)。

3. その他の既存制度における資産把握の実態とその実務負担

1) 国民健康保険料の資産割における資産把握

国民健康保険料の算定に資産割を導入している自治体では、固定資産税(土地・家屋)を用いている。都市計画税、固定資産税(償却資産)は含めていない。固定資産の評価額は居住用資産と非居住用資産で差はないが、居住用資産については、固定資産税額を算出する際に、地方税法上の特例により税額が軽減されることになっている。今回調査対象とした自治体では、固定資産税部門と連携させる情報を最低限に留めるために、固定資産評価額ではなく固定資産税額を指標としている、とのことであった。

算定の際には、市内で市民1人に1つ付与している番号(住基番号とは異なる。市民の行政事務管理用の番号)を用いて、システム上で一括参照している。ただし、マンションや共有名義のために持ち分がある場合には、持分割合を手入力している。

2) 自治体独自の助成制度における資産把握

自治体が独自に、介護保険サービス利用料の自己負担額に対して助成する制度を設けている場合がある。今回調査対象とした自治体では、この助成制度に収入・資産要件を設定している。

この制度の利用申請時には、申請者は申請書と合わせて、年金振込(支払)通知書や給与明細書などの収入見込み額が分かる書類や預金通帳などの資産の状況が分かる書類を提出する必要がある。自治体では、預貯金通帳は可能な範囲で申請時にコピーを取得している。ただし特に親族が申請に来た場合など、コピーの提出を拒否されることがある。資産要件にあたる土地面積等は、ほとんどの申請者が該当しないため、申請内容を原則とし、別途の照会をすることはほとんどない。助成制度の利用を続けるためには毎年の更新手続きを義務付けている。

この助成制度においては、非課税収入を含めた収入や預金通帳、不動産資産等を要件にしているため、助成制度の説明・確認や預貯金通帳のコピーの取得、預貯金通帳のコピーを取得できない場合の閲覧による確認などの申請受理手続きに、1人の申請者あたり1時間以上の時間を要する場合がある。

図表Ⅲ-3-1 独自助成制度の収入・資産要件

	収入要件	金融資産の要件	不動産資産の要件
単身世帯	住民税非課税世帯で、世帯の年間の収入見込額が 150 万円以下	現金、預貯金、有価証券が 350 万円以下	居住用土地 (200 平米以下) 及び居住用の家屋以外の不動産を所有しないこと
複数人世帯	世帯の年間の収入見込額が 150 万円に、当該被保険者を除く世帯員 1 人につき 50 万円を加えた額以下	現金、預貯金、有価証券が 350 万円に、当該被保険者を除く世帯員 1 人につき 100 万円を加えた額以下	

4. 税務部門における資産把握と情報連携の実態

1) 中核市のケース

①固定資産税部門の保有・管理データ

A市の固定資産税部署では、登記情報(法務局の登記簿に掲載されている事項と同じもの)を保有・管理している。登記情報については、業務に必要であると申請があった部署に対し、固定資産税部署がシステムでの閲覧を許可している。なお、固定資産税の課税基準日が1月1日であるため、システムで閲覧できるのは、最新情報ではなく、1月1日現在のものである。課税情報も1月1日現在のものである。次年度賦課のための最新の登記情報や課税情報、過年度の課税情報は、閲覧することはできない。

所有者番号には、市内の者であれば住基データと同じ番号としている。市外在住者や共有で資産を保有しているものについては、市独自の所有者番号を設定している。

なお、資産の所有者が死亡している場合は、登記情報に加え課税のために、相続人に対する相続登記が済むまでの間、納税通知書・納付書を受け取る現所有者(相続代表者)の情報を別に有している。

市民が市外に保有する固定資産の情報は固定資産税の課税には不要なため、市内の固定資産の情報のみ把握している。

②他課からの参照状況

登記情報(法務局の登記簿に掲載されている事項)については、業務に必要であると申請があった部署に対し、固定資産税部署がシステム上での閲覧を許可している。

固定資産税の課税情報(評価額、課税標準額、税額、相続人代表者、現所有者等)については、地方税法第22条を解除できる法令根拠を有する限られた部署に対してのみ開示している。また、そのような開示先でも、ログインIDを付与された職員のみ参照できるようにしている。開示する項目は細かく定義しており、開示できない項目は開示先の部署から参照できないようにしている。

システム上の設定で開示範囲を変えられるため、固定資産税部署へ事前に申請し許可が得られれば、システム設定を管轄している情報政策担当部署が変更し、情報の開示が可能である。併せて開示先(課税情報を利用する部署)は、情報政策担当部署へ、個人情報収集に際しての利用申請を提出し、自治体の個人情報保護審査会での審査を受ける必要がある。

2) 東京都のケース

東京都の場合、東京都主税局の下、東京23区のそれぞれに都税事務所が存在し、都税事務所が固定資産税業務を行っている。そのため、各区は区内居住者の固定資産税は把握しておらず、必要に応じて都税事務所への照会を行っている。B区でも、システム上での固定資産税データの都税事務所との連携はなされていない。

生活保護業務の場合、申請者・世帯が固定資産を保有している場合は多くないため、固定資産税情報については、照会が発生する都度、法務局で取得する登記簿謄本から家屋番号、地番等を照会文書に記載した上で、都税事務所に対して「土地・家屋名寄帳」の発行を依頼している。

「土地・家屋名寄帳」は、納税義務者ごとにその土地及び家屋に関する登録事項を一覧にした帳簿で、保有する土地・家屋の地目や固定資産税額が記載されているものである。他の基礎自治体で自治体内の固定資産税部署に対して、申請者・世帯の名前及び住所から固定資産の状況を照会する場合と同様に、この照会結果を申請内容と比較し、生活保護受給の要否判定の材料としている。

5. 補足給付制度に資産把握を導入する場合の課題

1) 新たに発生する業務とその実務負担

① 補足給付受給者の発生状況

今回の調査対象自治体においては、補足給付受給者の数は、生活保護受給世帯数の4割から7割であった。またC市では、補足給付受給申請件数の生活保護受給申請件数に対する割合は、7割程度に上がることが分かった。なお生活保護制度においては、地域にもよるが今回の調査対象自治体においては、単身高齢者世帯の月額受給額(住宅扶助と生活扶助の合計額)は概ね12～3万円程度であるのに対し、補足給付制度の受給額は1人あたり3～4万円程度であることが分かった。

② 資産把握の実施に伴い発生する業務

<補足給付制度と資産把握実施の利用者への説明>

本事業で調査した生活保護行政実務においては、申請者との面談時に、生活保護制度の位置づけ(あくまでも他法が優先であり、セーフティネットであること、不正受給の際の措置など)の説明を行うとともに、各種照会への同意書の取得が行われている。面接相談には、概ね1申請当たり少なくとも1時間を要している。さらに受給申請を行う場合には、さらに1～2時間を要しているのが現状である。

現在、補足給付受給申請の際には、介護保険料段階を用いて受給資格の判断が行われている。補足給付制度内で資産要件を追加した場合には、これまで同様の補足給付に関する説明に加えて、資産勘案の内容等の説明を利用者や家族に対して行う必要が生じる。

<資産調査への同意書取得>

各種照会には本人の同意が必要となるため、上記の説明とともに、各種照会のための同意書を取得する必要がある。

<銀行・信金、生命保険会社への照会業務>

補足給付受給申請者の資産把握を行うため、預貯金額の照会のため、銀行・信金等に残高確認や必要に応じて一定期間の明細請求等を行う業務が発生する。なお、本調査でも明らかになったとおり、この照会業務は、照会する範囲により業務量が大きく異なる。

<固定資産税の照会業務>

現在検討されている不動産資産勘案のために、固定資産税の課税状況を、同じ自治体内(特別区の場合は都税事務所)の固定資産税部署の保有する情報を照会する必要が生じる。

③ 不動産担保型貸付に伴い、自治体業務として新たに発生する業務

不動産担保型貸付を行う場合に発生する業務の全体像については第4章で記述するが、公的な給付である補足給付との関係を含めて制度の説明と合わせて不動産担保型貸付制度の説明も行うことが想定されることから、貸付制度の基本的な説明は、介護保険の保険者である自治体の実施することが望ましいと考えられる。その上で、金融商品としての説明については、金融機関等が行うといった役割分担が想定される。

2) 制度導入に向けて必要となる準備

① 制度上で取り扱いを明確にすべき事項

<資産照会を可能にするための法整備>

生活保護制度の場合には、生活保護法第29条を根拠として資産照会が行われている。補足給付制度でも同様の資産照会を行う場合には、同じように金融機関や自治体内税務担当部門への照会を可能とする必要があるが、この点は介護保険の給付の要件に資産等を追加すれば、介護保険法第203条の活用が可能であると考えられる。

<本人の同意書が取得出来ない場合の対応方法>

補足給付制度では、申請者本人が要介護者であり、同時に認知症を発症している場合も少なくないと見られる。そのため、申請時点での資産照会や、資産要件に該当した場合の不動産担保型貸付制度の利用の際の本人の意思確認に支援が必要なケースが発生することが想定される。申請時点での資産照会については本人の資産の活用・処分には当たらないため、家族や後見人の支援により同意をすることが考えられるが一方、不動産担保型貸付制度の場合には、本人の資産の活用・処分に当たるため、より慎重に対応方法を定めておく必要がある。

本事業の調査時にも、固定資産評価額は必ずしも実勢価格と整合しないことが指摘されたが、この差額が著しく大きい場合の取扱方法も勘案する必要があると思われる。

<資産照会業務の要否と実施範囲>

第Ⅱ章でも言及したとおり、資産要件の導入による財政節約効果は限定的なものになると推計されている。これらのことから、過度な行政コストを生じさせず、合理的な対応とするためにも、財政圧縮効果と介護保険制度における公平性に対して、バランスのとれる人員体制の拡充に留める必要があり、これを念頭に、補足給付の資産勘案の運用について、その詳細を検討していく必要がある。

不動産資産については、本人・配偶者以外の共有名義人がいる場合や、生前贈与により本人・配偶者名義ではない場合も想定されるため、対応を定めておく必要がある。また、預貯金資産の照会内容も、現在残高のみに限定することが想定される。

<書類の取扱(保管義務等)>

資産照会の結果は、秘匿性の高い個人情報であるが、適切な運営が行われていることを示すとともに更新申請時の参考とするために一定期間の保管が必要と考えられる。そのための適切な保管期限と保管場所の確保を定めておく必要がある。

②基礎自治体において必要となる準備

<実施フローの設計>

資産照会の実施には上記の通り新たな業務が発生することから、人員体制を変更する際の検討材料として、また、資産照会の実施範囲に応じて効率的に業務を進めるために実施フローの設計が必要と考えられる。その際には、現行の生活保護行政実務の実施フローが参考になると考えられる。

<対応するための体制づくり>

業務の実施フローに応じて、平常時の適切な体制を組むとともに、資産要件の導入時には現状受給者の資産照会が必要となると考えられることから、導入に向けた体制づくりも必要と思われる。その際も、現行の生活保護行政の状況(受給者数や新規申請者数と福祉事務所の体制)が参考になると考えられる。

<業務全体のためのシステムの見直し/システム化の検討>

資産照会には本人の同意書、外部機関照会文書等のフォーマットを整備する必要がある。また、本調査でも明らかになったとおり、生活保護行政実務においては、これらのフォーマット整備とともにシステム化を行い、業務効率化を図っている。補足給付制度においても、資産照会の範囲や対象者の規模によるが、照会件数が一定程度以上となる場合には、同様のシステム化による業務効率化を図ることも検討に値する。

補足給付受給者の人数規模にもよるが、一定程度以上的人数規模の場合には、固定資産税を参照するためのシステム改修を行う必要が生じる。またその際には、自治体ごとの個人情報の管理ルールに則り個人情報保護審査会での承認を得るなど、情報取扱環境の整備を行う必要がある。

IV. 金融機関からみた不動産担保型貸付制度への参入条件

1. 調査・分析方法

1) インタビュー対象

リバースモーゲージに代表される不動産担保型貸付またはそれに近いサービスを実施している金融機関を中心にインタビューを行った。今回検討している不動産担保型貸付制度への参入条件についてのインタビューを行うために、以下の条件から対象となる金融機関にご協力を頂き、インタビューを行った。

- ・公的機関、民間機関の両方の商品内容、意向を聞けるようインタビュー対象を選定する
- ・現在サービスを実施している機関を主な対象としながら、サービス終了機関にもインタビューを行う
- ・民間機関については、業態やサービス内容を複数比較できるよう対象を選定する
- ・民間金融機関のインタビューではサービスを取り扱うリテール部門を対象者として想定する

現在サービス実施中でインタビューに協力いただいた金融機関を以下に示す。

図表IV-1-1 インタビュー対象

種別		インタビュー対象
リバースモーゲージ(公的)		住宅金融支援機構
リバースモーゲージ(民間)	一般層向け(銀行)	東京スター銀行 群馬銀行
	一般層向け(信用金庫)	世田谷信用金庫
住み替え支援(公的)		移住・住みかえ支援機構

2) インタビュー項目

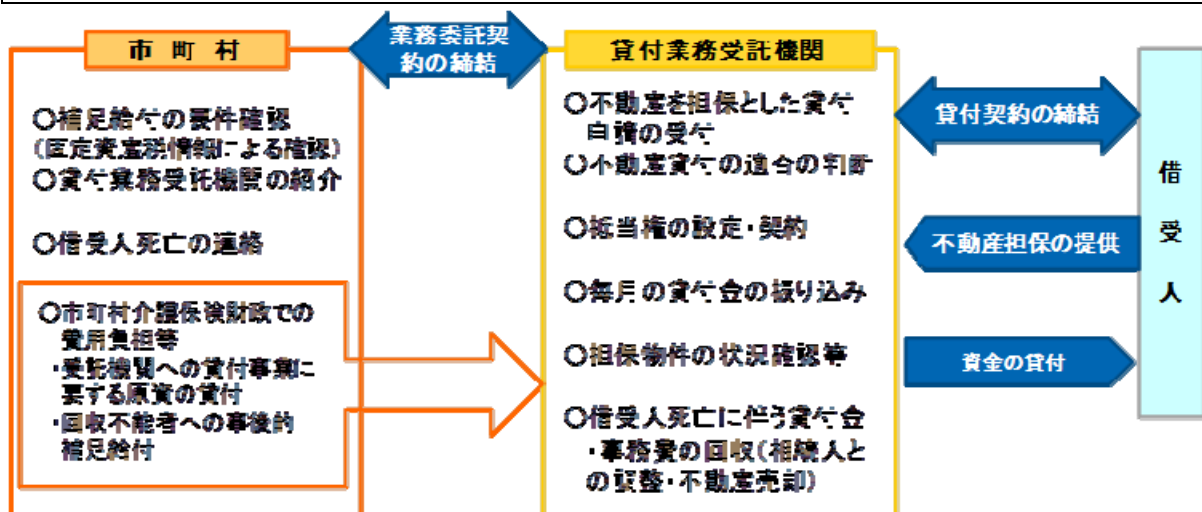
下記をインタビュー項目としてインタビューを行った。サービスを実施していない金融機関に対しては、その理由や今後のサービス参入意欲の有無についてインタビューを行った。

- (1) リバースモーゲージ関連サービスの実施の背景
 - ・サービス実施の狙い、戦略上の位置づけ
- (2) 当該サービス利用者の特徴
 - ・現在のサービス利用状況
 - ・主な利用者の特徴
 - －性・年代、家族構成、収入、居住地、対象物件、資産規模など
 - ・利用者のサービス利用理由
 - －資金の活用先
- (3) 当該サービス提供における業務上の負担
 - ・サービス提供に関わる主体者とその業務内容
 - ・実務上の負荷の高い業務内容とシステム導入等の負荷軽減策
- (4) 当該サービスにおける現状の課題と今後の戦略
 - ・現在当該サービス展開上感じている課題
 - ・今後の当該サービスの推進・発展に向けた戦略
 - ・資産に着目した金融商品・サービス市場についての今後の展望
- (5) 貸付業務受託機関としての参入可能性・条件
 - ・不動産を担保とした貸付制度イメージに対する参入可能性
 - ・参入を意思決定するための条件

不動産担保型貸付制度案については、社会保障審議会介護保険部会資料の下記の部分を用いて説明を行った。

図表Ⅳ-1-2 不動産を担保とした貸付制度のイメージ(案)

- 実施に当たっては、市町村の事務負担を踏まえ可能な限り簡便な仕組みとし、外部への委託を可能とする方向で検討することとしてはどうか。
- 不動産貸付事業は流動性を確保できる一定の価値以上の不動産が存在する市町村において一定の価値以上の不動産を対象に実施し、最終的に不動産が処分できなかった場合の事後的な補足給付などを介護保険財政で負担する方向で検討することとしてはどうか。
- 具体化に向けて、制度の対象者や事務的なコストも含めた費用対効果の面や、委託先の確保にも留意して実施方法を検討するべきではないか。



出所) 社会保障審議会介護保険部会(第49回)(2013年9月25日)資料

2. 調査対象の商品の概要と特性

1) 金融機関別商品比較表

不動産を担保とした貸付制度について、公的サービスと民間サービスそれぞれをまとめた。公的サービスはリバースモーゲージと住み替え支援に大きく分類できる。いくつかの自治体でリバースモーゲージが実施されている。一方で、最近になって終了する自治体も出てきている。

民間では富裕層向けと一般層向けのリバースモーゲージに分類できる。近年は一般層向けのリバースモーゲージを展開する金融機関が増えてきている。リバースモーゲージの特殊な形態として家賃担保型のものも存在する。一般のリバースモーゲージが土地・建物を担保とするのに対し、不動産を転貸する家賃を担保とするものである。

図表IV-2-1 既存の資産に着目した金融商品・サービス

分類	主体	名称	利用対象者	利用用途	担保	融資限度額
リバースモーゲージ (公的)	武蔵野市	福祉資金貸出事業 (見直し検討中)	市内に1年以上居住で概ね65歳以上、福祉公社の家事援助等サービス利用者	福祉公社の在宅福祉サービス、生活費、医療費、住宅改良費等	マンションは専有面積50㎡以上、築年数13年以内 担保評価額の下限なし	土地評価額の80%以内、 マンションは評価額の50%以内
	中野区	資産活用福祉資金	中野区内に1年以上居住する65歳以上、および身体障害者手帳(1~3級)または愛の手帳(1~2度)保有者	日常生活費は月額13万円まで、医療費は月70万円まで、住宅改修費は1件当たり100万円まで、その他費用は、区が認めた額	固定資産税評価額が50,000,000円以上	担保物件の評価額の80% (マンションの場合は50%)
	長期生活支援資金制度	都道府県社会福祉協議会	65歳以上世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯	生活資金	戸建住宅のみ 土地評価額1,000万円以上 目安	土地評価額の70%程度 1月当たり30万円以内
	兵庫県伊丹市	ふれあい福祉資金あつせん融資事業	平成24年3月31日をもって終了			
	兵庫県神戸市	高齢者くらしの充実資金貸付	平成22年3月31日をもって終了			

分類	主体	名称	利用対象者	概要
住み替え支援 (公的)	一般社団法人 移住・住みかえ 支援機構	マイホーム 借上げ制度	50歳以上	1人目の入居者決定以降は、空室が発生しても規定の最低賃料を保証(査定賃料下限の85%が目安)
	横浜市	民間住宅 あんしん入居事業	家賃等の支払能力があるものの 連帯保証人がいないことを理由に 民間賃貸住宅への入居を断られて しまう高齢者	「入居支援」と「居住支援」を行う 「入居支援」では具体的には、協力不動産店による物件のあっせんを取扱保証会社による家賃保証を行う
	文京区	高齢者世帯向け 住み替え家賃助成	65歳以上のひとり暮らし又は、65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成される世帯 区内1年以上居住者	転居後の家賃(所得による負担額と転居前の家賃を比較して高い方の額)により、2年間まで上限2万円の助成を行う 移転費用も上限15万円で助成を行う
	富山市	高齢者の持家活用による住み替え支援事業	まちなかに居住する高齢者世帯 (60歳以上)	貸借契約に係る仲介手数料(上限6万円)、入居者を募るためのリフォーム等に要した費用(上限6万円)、家賃(上限1万円/月)

分類	主体	名称	利用対象者	利用用途	担保	融資限度額
富裕層向け リバース モーゲージ	三井住友信託 銀行	リバースモー ゲージ	原則自宅に1人暮らし、または、夫婦2人暮らしで満60歳以上満84歳未満 東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・愛知県・ 大阪府・京都府・兵庫県のみ 土地付き戸建のみ	自由 (事業性資金 以外)	土地評価額が原則8,000万円以上	個別設定
	みずほ銀行	みずほ プライムエイジ	自宅に夫婦2人暮らし、または1人暮らしで満55歳以上 1都3県内の戸建	自由	土地評価額4,000万円以上	1,000万円以上2億円以内 (100万円単位)、かつ自宅 の土地評価額以内
一般層向け リバース モーゲージ	東京スター銀行	充実人生	55歳~80歳 戸建では全国、マンションは、東京都 神奈川 県 埼玉県 千葉県、大阪府 京都市 神戸 市(東灘区・灘区・中央区・兵庫区)を対象	自由	担保評価額の下限なし	500万円以上1億円(マンシ ョンは5000万円)以内
	武蔵野銀行	むさしの リバース モーゲージ	55歳~80歳 安定継続収入があり、前年度税込年収1,200千円以上 自宅に1人暮らし、または夫婦2人暮らし 埼玉県内の路線価のある地域の戸建	自由	担保評価額の下限なし	100万円以上3,000万円以下 で自宅の土地評価額の50% 以内
	西武信用金庫	生きいきライフ	営業地区内に居住または勤務する個人で年齢は満55歳以上80歳未満 戸建のみ	自由 (老後生活 安定のため)	担保評価額の下限なし	500万円以上1億円以内 (1 万円単位) 土地評価額の70%以内(100 万円単位)を上限
	群馬銀行	夢のつづき	本人一人または配偶者と二人 群馬県・埼玉県内の原則として路線価のある 地区の戸建 60歳以上(配偶者が55歳以上) 公的年金等の安定収入がある	自由 (老後生活 安定のため)	担保評価額の下限なし	1億円以内かつ担保土地評 価額の60%以内
	世田谷 信用金庫	万歳長寿	満70歳以上 一人住みまたは、夫婦二人 公的年金などの安定した収入があること 戸建のみ	自由	担保評価額の下限なし	最高1億円で、担保不動産の うち土地の評価額の70%を 上限 毎月の融資上限が20万円
	りそな銀行	高齢者一括返 済型リフォーム ローン	営業エリア内在住 満60歳以上80歳以下	自己所有住宅 のリフォーム 資金	担保評価額の下限なし	100万円以上1,500万円以下 でリフォーム工事費の10 0%が担保評価額の50%
家賃担保型 リバース モーゲージ	常陽銀行	住活スタイル	20歳以上の個人	自由	移住・住みかえ支援機構(JTI)を通 じて自宅を転貸する家主となり、JTI から家賃の「定額保証」を受ける	5,000万円以内

出所)ホームページ等各種資料よりNRI作成

2)各商品の概要・特性

インタビュー対象とした各金融機関の商品の概要・特性について整理する。

①住宅金融支援機構 高齢者向け返済特例制度(リバースモーゲージ)

高齢者向け返済特例制度は、満 60 歳以上の者が自ら居住する住宅に、バリアフリー工事または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合に、返済期間を申込者本人(連帯債務者を含む)の死亡時までとし、毎月の返済は利息のみとし、借入金の元金は申込者本人の死亡後に一括返済とする、住宅金融支援機構が提供する融資制度(融資の概要は下表のとおり)である。当該制度により融資を受けた場合、申込者本人(連帯債務者を含む)の死亡後、相続人が当該不動産(土地・建物)を売却する等により、一括返済する。相続人が返済可能であれば、必ずしも土地・建物の売却は必要としない。

融資対象の要件として、以下の全ての項目を満たす必要がある。

<対象者の要件>	
<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込時に満 60 歳以上であること ・借入申込者本人が居住する住宅のリフォームであること ・総返済負担率が、次の基準以下であること <ul style="list-style-type: none"> ・年収が 400 万円未満の場合 : 30%以下 ・年収が 400 万円以上の場合 : 35%以下 ・日本国籍を持つ者、または、永住許可等を受けている外国人であること 	
<対象となる住宅>	
<ul style="list-style-type: none"> ・以下の全てを満たす住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了後の住宅部分の床面積が 50 m²(共同建ての場合は 40 m²)以上の住宅 ・申込者本人、配偶者、本人または配偶者の親族が所有する住宅 ・工事完了後、物件検査を受け、適合証明書等が交付される住宅 	
<対象となる工事>	
<ul style="list-style-type: none"> ・部分的バリアフリー工事または耐震改修工事のいずれかの基準に適合する工事 <ul style="list-style-type: none"> ・部分的バリアフリー工事(床の段差解消、廊下幅及び居室の出入口の幅員の確保、浴室及び階段の手すり設置のいずれかの、基準に適合する工事) ・耐震改修(都道府県や市区町村の認定を受けた耐震改修計画にしたがって行う工事)、または、耐震補強(住宅金融支援機構の定める耐震性に関する基準に適合する工事)のいずれかに該当する工事 ・部分的バリアフリー工事もしくは耐震改修工事と併せて実施する改築工事、増築工事、修繕・模様替え 	

融資限度額	1,000 万円(住宅部分の改修工事費)、または、住宅金融支援機構が承認している保証機関(一般財団法人高齢者住宅財団)が保証する額のいずれか低い額
融資金利	借入申込時の金利を全期間固定で適用(毎月改定)
返済期間	申込者本人(連帯債務者を含む)の死亡時までの期間
返済方法	毎月の返済額＝融資金額×融資金利÷12 (1 円未満切り捨て) 元金は申込者本人(連帯債務者を含む)の死亡時一括償還
担保	土地・建物に第1順位の抵当権を設定 建物には、特約火災保険またはそれ以外の住宅金融支援機構が定める要件を満たす火災保険を設定し、その保険金請求権に第1順位の質権を設定
保証人	住宅金融支援機構が承認している保証機関(一般財団法人高齢者住宅財団) 保証料 : 融資金額の 1.5% 事務手数料 : 融資金額が 100 万円以上の場合 36,750 円(消費税込) 融資金額が 100 万円未満の場合 融資金額の 3.5%(消費税込)

本制度の申込手続きは、カウンセリング及び事前相談を受けるところから始まる。これは、制度に関して説明を受け、理解した上で利用する必要があることとともに、リフォーム事業者や工事の内容が、住宅金融支援機構が定める基準に適合しているかどうか、事前確認・相談が要となるためである。

また、融資申込の前に、担保物件となる当該不動産(土地・建物)について、不動産鑑定士による評価を受け、保証機関である高齢者住宅財団から保証限度額証明書を手入手する必要がある。

その後、融資申込と保証申込を同時に行う。融資申込に必要な書類は、以下のとおりである。

なお、申込手続きの過程で発生する、担保評価や物件検査にかかる費用(手数料等)は、申込者の負担となる。

- リフォーム融資借入申込書
- 申込内容確認書
- 個人情報の取扱いに関する同意書
- リフォーム融資商品概要説明書
- 本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証または住基カードのいずれかの写し)
- 建物及び土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
- 申込本人の収入及び納税に関する公的証明書(2年間分)
- 工事請負契約書(工事内容・金額などが確認できる書類)の写し
- 保証限度額証明書
- 通知に関する申出書(申込本人または連帯債務者死亡時の報告通知の誓約書類)、住民票
- 80円切手を添付した封筒(融資承認通知書送付用)

図表IV-2-2 高齢者向け返済特例制度の申込手続きの流れ

	相談・申請先	手続きの内容
カウンセリング 事前相談	高齢者住宅財団 もしくは住宅金融支援機構(支店) 適合証明機関・技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口にて当該制度の利用に向けて相談を受付、当該制度に関する説明、アドバイスの実施 ・リフォーム事業者・工事内容の基準適合性に関し、適合証明機関・適合証明技術者と事前相談
担保評価 保証限度額決定	高齢者住宅財団	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士による担保物件の評価の受審を申請 ・保証限度額証明書を発行
融資申込 保証申込	住宅金融支援機構 高齢者住宅財団	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構に対し、融資申込書類を提出 ・高齢者住宅財団に対し、保証申込書類を提出 ・申込書類の審査を経て、融資が決定
改修工事の実施 物件検査	リフォーム事業者 住宅金融支援機構	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談内容を踏まえ、基準及び融資条件に適合した改修工事を実施 ・工事終了後、適合証明技術者の作成した調査判定書と工事完了届を提出、工事の基準適合性に関する物件検査を実施
融資契約 保証契約	住宅金融支援機構 高齢者住宅財団	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構と融資契約、高齢者住宅財団と保証契約を締結
融資金受取 金利返済開始	—	<ul style="list-style-type: none"> ・融資金を受け取り、保証料を支払う ・金利分の返済開始

出所)ホームページ等各種資料よりNRI作成

②住宅金融支援機構 住宅融資保険制度特定個人ローン保険(高齢者一括返済改良等融資型)

住宅融資保険は、住宅融資保険法に基づき、住宅金融支援機構と民間金融機関の間で保険契約を締結することにより、民間金融機関の住宅ローンが不測の事態により事故となった場合、民間金融機関は住宅金融支援機構から保険金の支払いを受けることができる制度である。

その保険商品のひとつとして、高齢者一括返済改良等融資型の特定個人ローン保険が存在する。同保険では、金融機関が融資するリバースモーゲージ型の住宅リフォーム等ローン(死亡時を融資期間の満了時期として、元金等を一括で返済するローン)について、住宅金融支援機構が未回収元金の10割を保険引受する。

融資対象の要件は、以下のとおりである。

<対象となる融資>	
<ul style="list-style-type: none"> ・満60歳以上の者が自ら居住する住宅または3年以内の定期借家契約により第三者に賃貸する住宅のリフォーム等資金 ・住み替え先となるサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金、また住み替えと併せて行う住み替え前の住宅リフォーム等資金 	
<対象となる融資の債務者>	
<ul style="list-style-type: none"> ・以下の全てを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込時の年齢が満60歳以上であること ・毎月払い方式の場合は、総返済負担率が、次の基準以下であること <ul style="list-style-type: none"> -年収が400万円未満の場合：30%以下 -年収が400万円以上の場合：35%以下 ・借入申込に当たって、金融機関からカウンセリング(融資内容の説明・アドバイス)を受けていること 	

融資限度額	(ア)リフォーム等資金を対象とする場合、以下のうちいずれか最も低い額 (a)1,500万円 (b)リフォーム等工事費の100%に相当する額 (c)担保不動産の評価額の50%に相当する額 (イ)入居一時金を対象とする場合、以下のうちいずれか最も低い額 (a)1,500万円 (b)入居一時金の額と住み替え前住宅リフォーム工事費の合算額の100%に相当する額 (c)担保不動産の評価額の50%に相当する額
返済期間	債務者(及び連帯債務者)の死亡時までの期間
返済方法	元金は債務者(及び連帯債務者)の死亡時一括返済 利息返済方法は以下のいずれかを選択 (a)毎月利払い方式 (b)元利金一括返済方式(債務者等の死亡時に元金とともに一括返済)
担保	融資対象となる土地・建物に対し、金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定(保証人は不要) 建物には、特約火災保険またはそれ以外の住宅金融支援機構が定める要件を満たす火災保険を設定し、その保険金請求権に第1順位の質権を設定
保険料率	リフォーム等資金を対象とする場合(上記ア)、年0.39% 入居一時金を対象とする場合(上記イ)、年0.61%
保険料支払方法	一括払い または 毎年払い

特定個人ローン保険(高齢者一括返済改良等融資型)は、住宅金融支援機構と民間金融機関の間で契約される保険制度であるため、付保承認申請は金融機関から住宅金融支援機構に対して行われる。

ただし、保険の設定にあたり、各金融機関が申込者に対し、融資申込み受理前に、カウンセリング(当該ローンの内容の説明やアドバイス)を実施していることが条件となる。また、相続人に対して、債務者の死亡後、融資金の全額の返済を行うことの意味確認、年1回以上の債務者への連絡・安否確認等も金融機関が行うよう義務づけられている。

なお、個人から金融機関へ融資申込みを行う際に必要となる資料は、金融機関やローンの種類によっても異なるが、一般的には、借入申込書、個人情報の取扱いに関する同意書、住民票・印鑑証明証の写し、本人確認資料(運転免許証等)、融資申込者の収入に関する資料、対象物件・工事等に関する資料などの提出が求められる。

図表IV-2-3 特定個人ローン保険(高齢者一括返済改良等融資型)の申込手続きの流れ

	相談・申請先	手続きの内容
カウンセリング 融資申込受付	申込者→金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関窓口にてリバースモーゲージ型住宅リフォーム等ローン当該制度に関する説明、アドバイスの実施 融資申込を受け、金融機関にて融資審査を実施
付保承認申請	金融機関 →住宅金融支援機構	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関から住宅金融支援機構へ、特定個人ローン保険の設定のための申請を実施 住宅金融支援機構で申請内容を審査して付保承認
(リフォーム工事等の実施)	—	<ul style="list-style-type: none"> リフォーム資金融資の場合は、リフォーム工事を実施する 入居一時金を対象とする場合は、入居物件を確認
融資契約 融資実施	申込者・金融機関間	<ul style="list-style-type: none"> 融資申込者と金融機関の間で融資契約を締結、融資の実施 入居一時金を対象とする場合は、融資実施後、入居確認を実施
貸付実行通知	金融機関・ 住宅金融支援機構間	<ul style="list-style-type: none"> 申込者への融資実施について、金融機関から住宅金融支援機構へ報告 報告を受け、住宅金融支援機構から金融機関へ保険料を請求
保険開始	—	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関から住宅金融支援機構への保険料納付とともに保険契約開始

出所)ホームページ等各種資料よりNRI作成

③東京スター銀行 新型リバースモーゲージ 充実人生

55 歳以上 80 歳以下を対象としたリバースモーゲージ。預金連動型の利息を毎月返済する方式である。ローンから預金連動の対象となる預金の合計額を差し引いた金額に対して利息が計算される。

融資対象の要件として、以下の全ての項目を満たす必要がある。

<p><利用者の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍の方または外国籍で永住権を持つ ・契約者本人が 55 歳以上 80 歳以下 (配偶者がいる場合、配偶者の年齢が 50 歳以上) ・年収 120 万円以上 (年金収入など、長期安定的に見込める年収に基づいて審査) ・以下の対象地域の自宅(本人名義)に、単身またはご夫婦で居住 戸建て：全国 マンション：東日本：東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 西日本：大阪市 京都市 神戸市(東灘区・灘区・中央区・兵庫区) ・本商品取扱店に、概ね 2 時間以内に来店できる ・契約時に判断能力を持つ <p><資金の使用用途></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人または配偶者の生活にかかる資金であれば、何にでも利用可能 事業目的の資金や投資目的の資金など、生活にかかる資金に該当しない目的の場合は、融資の対象外(借入れの際に、使いみちがわかる資料の提出が必要) 	
--	--

融 資 極 度 額	500 万円以上1億円(マンション利用の場合は 5000 万円)以内(10 万円単位)
融 資 形 式	実際の借入残高が契約の極度額に達するまで、何度でも利用可能 極度額以内であれば、資金の利用 1 回あたりの金額に制約はない
融 資 金 利	変動金利型のみであり、基準金利に調整幅を加算した金利 借入れ金利 = 基準金利 + 調整幅 2.8% 基準金利は、返済開始後 6 回目ごとの約定返済日に見直し
返 済 期 間	終身
返 済 方 法	利息部分は毎月返済(預金残高に連動して毎月変動) 元本部分は、元本返済期日(契約者死亡から6ヵ月後)における一括返済
融 資 極 度 額 の 見 直 し	年に 1 回見直し 見直し後の評価額が前年度の評価額を下回る場合、融資極度額を担保評価額と同額まで縮減することがある 融資極度額の縮減により、借入残高が極度額を上回った場合は、超えた金額について1年以内一括または分割で返済
担 保	対象となる物件に、融資極度額の 110%の金額にて当行を第一順位とする根抵当権を設定
保 証 人	保証会社や第三者による保証は原則として必要ない ただし、共有物件を担保とする場合、物件共有者(配偶者に限る)が連帯保証人となる必要がある

④群馬銀行 リバースモーゲージ 夢のつづき

60 歳以上を対象としたリバースモーゲージ。毎年一回一定の金額を受け取ることができ、利用用途は自由となっている。初回融資時に限っては、老人ホームへの入居一時金やリフォーム費用等への活用のためにまとまった資金を利用できる。

支払いは毎月利息分のみであり、返済時に自宅売却代金が借入金額を下回った場合も、不足分の請求はなされない。自宅のみが担保となり、保証人が不要となっている。

融資対象の要件として、以下の全ての項目を満たす必要がある。

<p>〈利用者の要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人一人または配偶者と二人で居住している ・群馬県・埼玉県内の原則として路線価のある地区に居住している ・一戸建ての自宅に居住している ・契約時に 60 歳以上である(配偶者が 55 歳以上) ・公的年金等の安定収入がある ・当行で遺言信託を利用しているまたは利用する ・その他、当行所定の融資基準を満たしている <p>〈資金の使用用途〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活資金等(事業・投機資金等を除く) ・初回ご融資時は、リフォーム費用、老人ホーム等への入居一時金、子・孫への教育や住宅取得のための支援資金、住宅ローン一括返済資金等にも利用可能 	
--	--

融 資 極 度 額	1 億円以内かつ担保土地評価額の 60%以内
融 資 金 利	短期プライムレートに連動する変動金利
融 資 形 式	<p>当座貸越形式</p> <p>契約時に貸越極度額を設定し、その貸越極度額の範囲内において、毎年定額の融資金を受け取ることが可能</p> <p>なお、当初契約時の年齢から 80 歳に達するまでの年数を最低必要定額融資回数とする。(配偶者がいる場合はいずれか若い方を基準)</p> <p>以下の資金用途については、初回ご融資時に限り、毎年の定額融資金に上乗せしてご利用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム費用 ・老人ホーム等への入居一時金 ・子・孫への教育や住宅取得のための支援資金 ・住宅ローン一括返済資金(一括返済に伴う諸費用含む) ・本商品の借り入れに伴う諸費用 等
返 済 期 間	満 85 歳まで。(配偶者がいる場合はいずれか若い方を基準)
返 済 方 法	<p>利息部分は毎月返済</p> <p>元本部分は、契約者死亡時・転居時に一括返済</p>
融 資 極 度 額 の 見 直 し	<p>契約後、3 年毎に、土地評価額を上限として貸越極度額を見直す</p> <p>土地評価額が下がっていた場合には土地評価額を上限として貸越極度額の見直しを行う</p>
担 保	本人が居住する自宅の土地建物に、貸越極度額の 120%以上の金額にて当行を第 1 順位とする根抵当権を設定
保 証 人	不要

⑤世田谷信用金庫 リバースモーゲージ 万歳長寿

100歳を期限とし、土地評価額の70%を上限として毎月融資を受けられる年金方式のリバースモーゲージ。担保に下限はない。借り入れ時は自宅に居住している必要があるが、契約後は営業地区内であれば老人ホーム等に入っても良いサービスとなっている。契約の際に朝日信託と信託契約を結ぶ必要があり、不動産に関する管理等の業務は朝日信託に委託されている。

<p><利用者の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員である個人もしくは会員となることができる個人 ・初回借入時の年齢が原則70歳以上 ・原則として自宅に一人または夫婦二人暮らし ・原則として自己単独所有または配偶者と共同所有の一戸建て ・公的年金等の安定した収入がある ・(株)朝日信託と不動産信託契約できる ・その他融資基準を満たしている <p><資金の使用用途></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活資金(事業・投機性資金を除く) ・自宅のリフォーム資金、高額な医療(療養)費、介護施設等費用 ・契約に生じる諸費用 	
融資極度額	10万円単位で1億円を限度とする 融資対象物件の土地の担保評価額の70%以内
融資方式	初回借入時より満100歳の誕生日10日まで借り入れた累計に利息を加えた金額が融資極度額を超過しない融資月額を限度とし、利用者が決める融資月額を当座貸越により毎月一回借り入れる。融資月額は普通預金に入金される一時利用の場合、審査の上、一時金として当座貸越により借り入れる
融資金利	随時変動金利 基準金利が改定された場合、改定後最初の当座貸越決算日の翌日から適用
返済期間	満100歳の月の10日まで
返済方法	以下の場合に残高全額を一括返済 <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が死亡した場合 ・定款で定める営業地区外に転居した場合 ・(株)朝日信託との信託契約が終了・解除となった場合 ・上記以外の期限の利益喪失事由が生じた場合
融資極度額の見直し	年に1回見直し 見直し後の評価額が前年度の評価額を下回る場合、融資極度額を担保評価額と同額まで縮減することがある 融資極度額の縮減により、借り入れ残高が極度額を上回った場合は、超えた金額について1年以内の一括または分割で返済
担保	自宅(戸建て住宅) 第一順位の根抵当権を設定
保証人	原則として不要

⑥移住・住みかえ支援機構 マイホーム借り上げ制度

マイホーム借り上げ制度は、JTIが終身で借り上げて転貸し、利用者に最低賃料を保証する制度である。利用者にとっては、売却の場合は土地のみの値段になることが多く、一方で普通借家であれば戻りたい時に戻れないといった不満を解消している。入居者は3年の定期借家契約となる。JTI は初回入居者決定後の最低賃料を保証し、終身で借り上げる。

融資対象の要件として、以下の全ての項目を満たす必要がある。

＜利用者の要件＞

・日本に居住する50歳以上であること(原則として国籍は問わない)、または海外に居住する50歳以上の日本人であること。及び両者の共同生活者(1名まで)。

＜住宅の要件＞

・利用者が単独所有または第三者と共同所有する日本国内にある住宅で、以下の条件を満たすもの。一戸建て、共同建て、マンション等の集合住宅のいずれも対象となる

1. 共同所有の場合は、登記簿に記載された共有者全員が借上げに承諾し、利用契約の当事者となること。
2. 土地について所有権ないし適法な権原(借地権、十分に長期な定期借地権等)を有していること。
3. 現在利用者以外の者が居住している場合には、原則として制度利用を申し込む時点で明け渡し完了していること。
4. JTI が指定する審査機関の建物診断を利用者の負担で受診すること。なお、1981年6月の新耐震基準以前に建築確認が申請された住宅については、原則として耐震診断が必要。
5. 建物が事業用物件でないこと。住宅の一部が店舗や事務所である場合にはその部分は原則として借り上げられない。また賃貸アパートや当初から賃貸併用(自己居住部分と賃貸部分が一体となった建物)である住宅の賃貸部分は、原則として借り上げの対象とはならない。
6. 建物が建築基準法や建築基準関係規定に適合していること

契約形態	<p>1. 終身型 対象となる住宅に問題がない限り、利用者と共同生活者の両方の死亡時まで終身で借上げ(ただし、利用者死亡時点で共同生活者が50歳に達していない場合、50歳に達するまでは家賃保証が受けられない場合がある)。</p> <p>2. 期間指定型 あらかじめ利用者が指定した期間借上げ。期間指定の場合は、中途解約は原則として認められない。</p>
借り上げ賃料 及び 最低賃料	対象住宅のある地域における賃貸市場の動向や建物の状況等から判断し、JTI協賛会社あるいはハウジングライフ(住生活)プランナーが査定し、JTIが承認することで決定。また、最低保証賃料は原則として毎年見直し、変更があった場合のみ書面で制度利用者に通知される
賃料支払い時期	マイホーム借上げ制度の利用開始時期は、最初の転借人が入居された時点からとなる。借上げ賃料が支払われるのは、その時点からとなる。制度利用の申し込みと同時に賃料が保証されるわけではない

マイホーム借り上げ制度では、JTIに協賛する不動産業者などを介して情報会員へ登録するところから始まる。協賛する不動産業者は、JTIが認定資格を持つハウジングライフ(住生活)プランナー(HLP)を置く必要があり、利用者はまずHLPと事前相談を行う。事前相談までは利用者は無料で受けることができる。制度利用申込書を提出する際に申込金が発生し、正式な申し込みとなる。申し込み時点でHLPがあらためて制度について詳しい説明を行う。

JTIが住宅を転貸するにあたって、耐震性・水周りの設備の診断が必要であり、その結果工事の必要が出た場合は、利用者負担にて補強・改修工事を実施する必要がある。その後、協賛不動産業者を通じて転借人の募集が行われ、転借人が決定した時点で契約が成立する。契約成立後、賃料保証が開始される。

図表IV-2-4 マイホーム借り上げ制度活用の流れ

	相談・申請先	手続きの内容
情報会員へ登録	利用者⇒JTI	<ul style="list-style-type: none"> 情報会員登録カードへの記入・提出 会員には会報・メルマガなどの情報提供がなされる JTI協賛の不動産業者経由での登録も多い
事前相談	JTI協賛業者が抱えるハウジングライフ(住生活)プランナー	<ul style="list-style-type: none"> HLPはJTI認定資格を持ち、制度の契約説明やカウンセリングの実務能力が認定される。 利用者はHLPに今後の資産活用法を無料で相談できる
予備診断	宅地建物取引業の資格を持つJTI協賛事業者	<ul style="list-style-type: none"> 無料で賃料査定が行われる (実際の賃料と異なる場合もある)
制度利用申込書提出	利用者⇒JTI	<ul style="list-style-type: none"> 申込金を支払い、正式に申し込みとなる 関連契約の締結・申し込みが行われる
建物診断	JTI協賛事業者	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性・水周りの設備に問題がないかを判断
(補強・改修工事)	JTI協賛事業者	<ul style="list-style-type: none"> 建物診断の結果工事の必要がある場合は、補強・改修工事が行われる。 費用は利用者が支払う必要がある
転借人の募集	JTI協賛事業者	<ul style="list-style-type: none"> 物件周辺のJTI協賛不動産事業者を通じて転借人を募集する
承認通知書発行(契約成立)	JTI⇒利用者	<ul style="list-style-type: none"> 転借人が決定すると、転借人の入居と共に賃料支払い・賃料保証が開始される

出所)ホームページ等各種資料より NRI 作成

3. 不動産担保型貸付制度のリスク・業務負担

1) 金融機関と利用者がそれぞれ抱えるリスク

高齢者向けの不動産を担保型の貸付制度の代表例であるリバースモーゲージは自宅を担保に融資を受けるサービスである。利用者が亡くなるまでは利息のみの返済か、あるいは利息も含めて生存中の返済は一切しない。利用者が亡くなった時点で不動産を処分するなどして借金を清算する。融資額の受け取り方法は一括型に加えて、年金型やカードローン型など様々存在する。

リバースモーゲージのリスクについては、以下の3大リスクがあげられることが多い。利用者金融機関がそのリスクを分担する中で、利用者がリスクを多く負うものが多いが、金融機関によっては、利用者が負うリスクを低減するものや、金融機関が多くリスクを負うようなものも存在する。

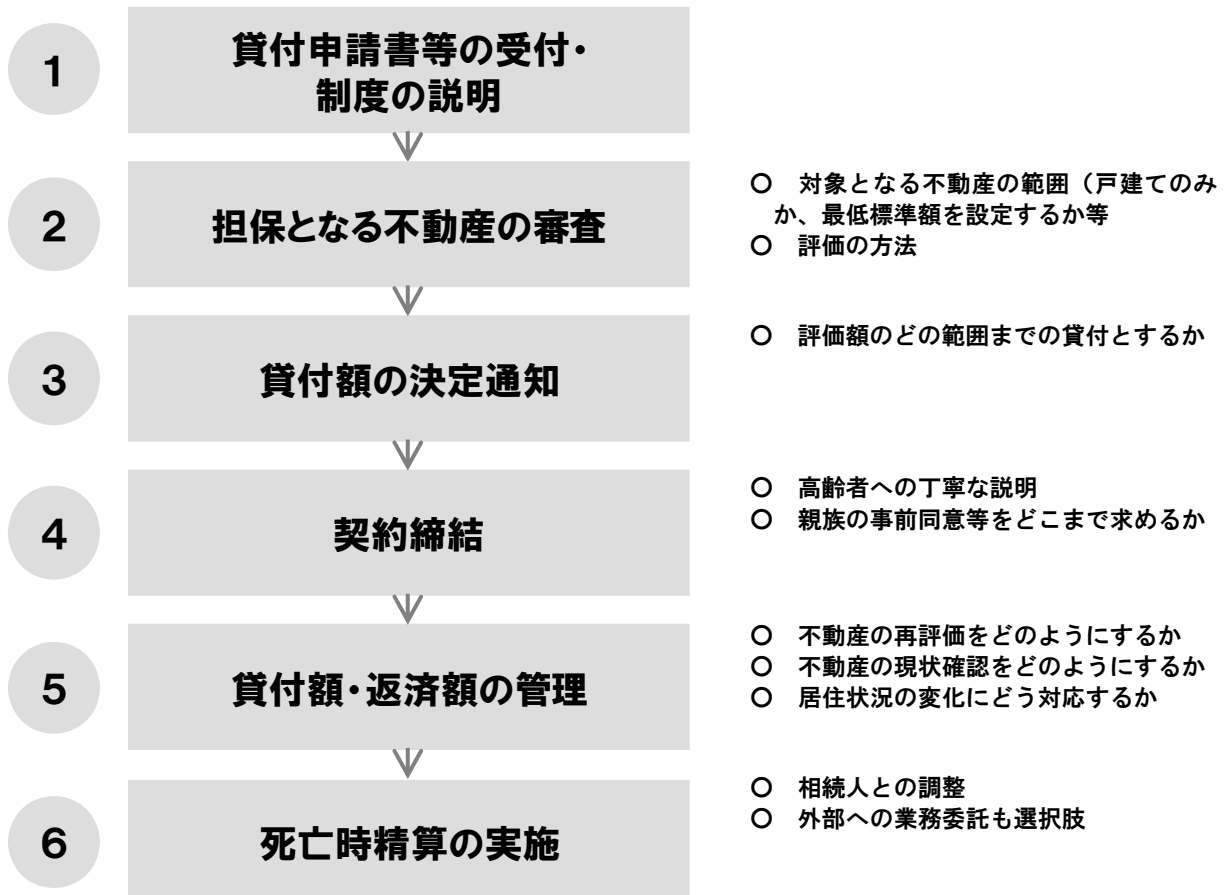
1. 金利上昇リスク
2. 不動産評価額下落リスク
3. 長生きリスク

上記リスクを金融機関と利用者でどのように分け合うのかは各サービスによって異なっている。

2) 一般的な業務フローと業務上の課題

リバースモーゲージにおける金融機関の一般的な業務フローは以下となる。

図表IV-3-1 一般的な業務フロー



①貸付申請書等の受付・制度の説明

<内容>

きっかけとしては、金融機関独自のセミナーや自治体のセミナー、新聞等の広告や記事などから利用者が直接金融機関の窓口にお問い合わせに来る場合が多い。窓口にて制度の説明を行い、金融機関によっては、申請書を受け付ける場合もある。

利用者にとって馴染みの薄い商品性であり、制度説明は丁寧に行われている。業務フロー上重要な位置づけを占めている。また、金融機関ではリバースモーゲージはひとつの選択肢と考えられるため、その他の選択肢も含めて利用者の相談に乗っている。

<課題>

リバースモーゲージの認知度がそれほど高くないことから、各金融機関ともに問い合わせ来訪者の拡大に苦勞をしている。死亡時に清算をするという内容から積極的なアピールをしにくい商品である。また、一般的な認識として家を取られるというイメージを持たれている場合もあり、その不信感の払拭が課題となっている。

制度の説明においても通常の融資に比べてリバースモーゲージでは時間がかかる。利用者にとって馴染みの薄い商品性である点が理由であるが、利用者本人だけでなく、相続人への説明も求められることがあることや利用者が死亡し配偶者のみとなった場合にどうなるかといった細かな説明が必要であることも理由である。金融機関にとっても、サービスの利用頻度が通常の融資に比べて高くない点や商品の複雑性などから商品を説明できる人材の確保が課題となっている。支店を統合するエリアに専門のサービスセンターを置きそこで対応する金融機関も存在する。

②担保となる不動産の審査

<内容>

戸建てを対象とするサービスがほとんどであり、担保となるのは土地のみの場合が多い。近年のサービスでは土地評価額の最低基準が設定されていないサービスが増えてきている。審査は路線価などの書類上で金融機関が独自に実施をすることが多く、不動産鑑定士等を活用しているところは少ない。

<課題>

金融機関としては、書類上での審査ではなく現地調査などによる物件の確認を行いたいと考えているものの、業務負荷の問題から実施できていないという課題が存在する。

③貸付額の決定通知

<内容>

土地評価額の6割～7割を借りられるサービスが多い。不動産審査結果に基づき貸付額が決定される。貸付額が利用者に知らされ、利用者は契約へ進むか否かの意思決定を行う。

④契約締結

<内容>

説明責任上、契約内容の説明は金融機関が実施する必要がある業務となる。本人の承諾をもって進める金融機関もあれば、法定相続人の承諾までを必要としている金融機関も存在する。遺言信託への加入を必須としている場合もある。

<課題>

高齢者である利用者本人への説明義務遂行の業務負荷が高いことが課題となっている。後から利用者の家族等からのクレームが発生しないような丁寧な説明が求められている。また、書類が非常に多い中、全ての読み合わせをして捺印を行う必要があるため、手続きに時間がかかる点も課題と捉えられている。

⑤貸付額・返済額の管理

<内容>

担保の見直しが定期的に行われており、そのたびに貸付額・返済額の見直しが行われる。毎月返済型のサービスでは返済額について毎月計算がなされる。不動産評価額が下がり融資額を下回る場合への対応が必要である。金融機関がごとにそのリスクの取り方は様々であるが、契約時点で評価額の下落リスクを織り込んだ融資額とすることでリスクを回避するが多い。

⑥死亡時精算の実施

<内容>

利用者の死亡時に融資額の返済が行われる。担保になっていた不動産を処分して、融資金を一括返済するが多いが、不動産を処分せずに相続人が自身の持つ金融資産から融資額を返済する場合もある。

<課題>

金融機関の業務上の課題として、通常業務とは大きく異なる担保物件の処分業務は負荷が高い点があげられる。信託業務を行う専門企業と提携し、不動産名義を移して固定資産税の支払いや売却等の手続をすべて委託することで金融機関としての事務負担を回避している場合もある。

4. 補足給付における不動産担保型貸付制度への参入条件・課題

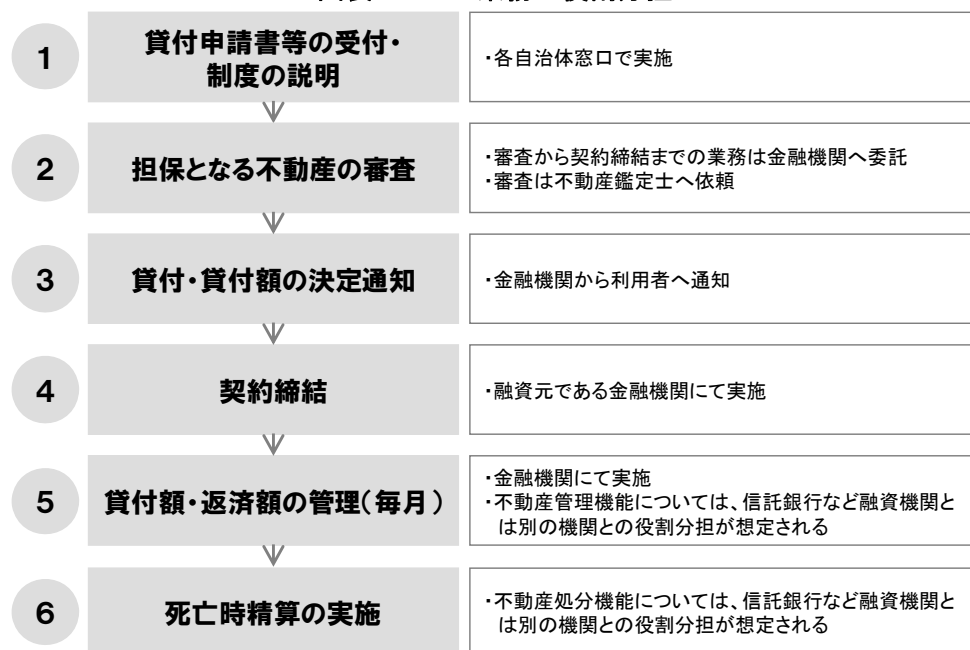
1) 新たに発生する業務とその役割分担の想定

補足給付における不動産担保型貸付制度において外部事業者への委託ができるようなスキームを想定する場合には、役割分担によって前節で整理した業務上の課題のいくつかを解決することができる。

①の貸付申請書等の受付・制度の説明においては、不動産担保型貸付制度の説明のみならず、補足給付自体の説明も必要となるため、自治体にて基本的な制度説明を行うことが望ましい。この場合、自治体窓口で実施することで、サービスへの信頼を得られる可能性がある。

⑥金融機関の業務上の負荷が高かった不動産売却業務については専門業者と提携することで金融機関の負担を減らすことを想定する必要がある。基金等を設立し、不動産売却に伴う手続きを金融機関から切り離すことも想定される。融資額より高く売れたら基金に帰属するといったかたちである。

図表IV-4-1 業務の役割分担



2) 制度設計において配慮すべきポイント

補足給付における不動産担保型貸付制度への参入条件・課題を金融機関へインタビューで聞く中で把握された、補足給付に替わる不動産を担保とした貸付の仕組みを制度設計する際に留意しなければならない基本的なポイントを整理する。

① 民間商品との役割分担

インタビューで把握されたように、まだまだ一般的とはいえないものの、民間金融機関によるリバースモーゲージ商品の数は増加している。現時点では、一般的に補足給付受給対象者のようないわゆる低所得者を主なターゲットとし、施設の居住費等を補填することを主たる目的とする商品は把握されないが、公的な仕組みとしてリバースモーゲージを検討する場合、民間企業が自発的に提供することが期待できない分野・内容であることが適当であると考えられる。

② 担保とすべき不動産の範疇

民間のリバースモーゲージ商品では、特に担保物件に現に居住することを要件としていない商品もある一方で、自宅に居住していることを条件とする商品も存在する。一方で、補足給付の対象者の多くが特養等への入所者であり、現に担保物件に居住していない者も多い。このように現に居住していない物件を担保とする場合の課題について検討を行う必要がある。

また、商品の対象として、土地のみ、一戸建てのみといった商品がある一方で、マンション等の集合住宅までも対象としている商品も存在する。それぞれの担保としての性格に応じ、各商品において対象を判断していると考えられるが、公的な仕組みとする場合、対象について一定の整理をしていく必要がある。

③ 利用者の認知の拡大

リバースモーゲージに対する一般的な認知は進んでいない点があり、実際には抵当権を実行せずに弁済をするケースも見受けられる一方で、必ず家を取られてしまうといった誤解を持たれている場合も多いと考えられる。リバースモーゲージという仕組みを活用する場合には、そもそもそういった誤った認識をもたれないようにしていく必要がある。また、これまでの高齢者の意識として、財産は子孫に残すものであるというのが一般的であるが、こうした意識が今後どのように変わっていくかという点からも影響が生じてくると考えられる。実際には、団塊世代から、自宅を子供に必ずしも相続する必要はなく、自分達の世代で活用すると考える高齢者層も増えてきていると考えられる。

④ 公平性の担保

公的な仕組みとして貸付制度を構築し、市町村から金融機関へ事務を委託することが考えられるが、民間金融機関は一般的に、一様にリスクを評価するのではなく、各機関の考え方と基準に基づき、貸し出すリスクを検討して案件ごとに審査を行って判断をしている。公平性の観点からは、対象者の間口を広げ、審査にも一定の基準が必要である。しかしながら、全国を全てカバーする貸付機関を確保することが困難である可能性も高く、いくつかの金融機関を対象にすることが想定されるが、委託先ごとに審査基準や判断内容が異なるために、標準的な方法の確立が必要である。

⑤ 金融機関での採算性の確保

補足給付対象者であり、固定資産税評価額で2000万円以上の宅地所有者を対象とした場合、対象の分布には地域差が出てくることが想定される。委託を受ける金融機関としてはある程度の利用者数を見込めない場合は、システム投資や業務負荷の観点から採算の確保が期待しづらい可能性がある。この点について、どのような形の制度とすればこうした投資に見合った仕組みとなるのか、検討が必要である。

また、市町村介護保険財政での費用負担等を想定することで採算性確保を行う場合の方法についても検討が必要である。金融機関の立場からは、①利用者が負担する手数料や利息の一部負担や、②不動産価値が下落した場合の補償を受けられることへのニーズが見られた。これについては、一定の保証料を集めておき、予定外の不動産価格の変動等に対応するようなスキームを設けることも考えられる。

⑥費用対効果の確認

利用者への補足給付費と不動産を担保とした融資額を比べると融資可能額に比べて、利用額が小さくなることが想定される。利用者は利子負担が必要となる点や、自治体での説明業務負荷などのコストがかかる点などを考慮し、費用対効果の観点から、制度化する場合の射程(貸付の対象範囲等)を検討し、必要性を見極めていく必要がある。

⑦実務面での検討課題

上記のような制度的な検討のポイントに加え、以下に例示するような実務的な検討課題があり、制度設計に際して、併せて検討する必要がある。

〔貸付の枠組み関係〕

- ・貸付対象となる不動産の要件等
- ・不動産の鑑定・評価方法
- ・貸付限度額の設定
- ・相続人との関係
- ・具体的な不動産担保の設定方法
- ・金利や手数料の設定
- ・貸付原資の確保

〔貸付開始後の管理関係〕

- ・貸付開始決定後行うことが必要な管理業務
- ・貸付金の払込等の業務処理システム
- ・不動産の状況把握等

〔本人死亡後の対応関係〕

- ・本人死亡後の費用の精算
- ・建物の取扱
- ・居住中の不動産の処分方法
- ・限度額割れとなった場合の対処方法

V. 日本における資産等を勘案した負担能力評価の実現に向けた検討課題

以上の分析を踏まえ、ステップごとに、今後の検討課題について再整理を行う。

(1) 所得要件の改正に向けて

<制度改正により対象外となる割合、基準額の妥当性>

所得要件として「住民税非課税」を基準としてきたことに関しては、生活困窮を実感している高齢者の世帯が少ない(生活の程度を「下」と回答する割合が低い)ことから、主観的な生活感との関係からみて概ね妥当と考えられる。

ただし、改正案にある「世帯分離している配偶者の住民税非課税」という要件を追加した場合に、新たに補足給付対象外となる高齢者の割合は、本分析からは把握できていない。

(2) 資産要件①の改正に向けて

<制度改正により対象外となる割合、基準額の妥当性>

改正案の資産要件①の導入によって、新たに補足給付対象外となる高齢者の割合は、現行受給者の10～15%程度と想定される。

単身世帯で貯蓄額1000万円、夫婦世帯で2000万円という基準額案は、該当する層では生活困窮を実感している世帯が少ない(生活の程度を「下」と回答する割合が低い)ことから、主観的な生活感との関係からみて概ね妥当と考えられる。ただし、単身世帯に関しては、所得要件を満たし資産要件①を満たさない層(所得が低く、預貯金がある層)では、夫婦世帯等に比べてリスク感度が高いこと等も影響し、生活困窮を実感している世帯(生活の程度を「下」と回答)がやや見られる。こうした場合については、入所中に預貯金の額が減り、基準額を下回った場合に、補足給付の対象となることについて、説明していくことが必要であると考えられる。

<預貯金等の情報の把握のために新たに発生する自治体業務>

本人の申請・申告をもって確認するのみとするのか、関連機関への照会を行い、提出資料の内容が正しいことを確認する必要があるかによって、発生する業務負荷が大きく異なる。

仮に、本人からの書類の提示を受ける場合にも、どこまで証憑を添付することとするかが、業務負担に影響する。改正案に示されたように「通帳類の写し」を残す場合も、直近の残高のみでよいとするのか、生活保護等で行われているように、一定期間トレースバックできる形で提示を求めるか、申請書に基づき現状に関する聞き取りやその内容の記録も必要なのか、等によって、業務負荷も、担保できる信頼性のレベルも異なってくる。

また、預貯金等の情報を把握するために、関連機関等への情報照会を行う場合は、まず、どの法律に準拠した行政行為かの位置づけが必要である(介護保険法第203条が相当すると考えられる)。

それとともに、本人や配偶者の情報に関し照会をかける旨の説明を行い、同意書等の形で明確に了解を得ておく必要がある。

その後、法的根拠と同意に基づき、金融機関への照会業務が発生するが、多数の金融機関(銀行・信用金庫、保険会社、証券会社等)が存在することから、漏れなく確認をとうとうとすると、照会先が30～50機関にも及ぶ可能性がある。様式の統一等、業務の定型化やシステム化等により効率を図ったとしても、一定の業務負担が発生することから、厳格な把握・不正の牽制と事務負担がトレード・オフの関係にあることを踏まえ、そのバランスに配慮しながら、全数確認を必須とするか、一定確率でのサンプリング調査とするか、どういう場合に照会を必須とするか、等のルールの設定する必要がある。

また、口座の保有状況と直近の残高のみを回答すればよいのか、一定期間トレースバックした情報が必要か等、照会を受ける金融機関側の業務負荷にも配慮した仕組みの設計が求められる。

＜制度改正に向けた検討課題＞

制度改正の具体化に向けては、以下のような点の検討・方針決定が必要と考えられる。

- 基準額の設定
- 預貯金等情報の確認方法
 - ①本人申告のみとするか、証憑添付を求めるか、情報照会確認を必要とするかの方針の明確化
 - ②添付証憑の取得レベル・保管期限等のルール化
 - ③情報照会を可能とする場合は、その根拠法の明確化
 - ④情報照会の実施確率や照会内容のレベルのルール化
 - ⑤自治体における人員体制確保のための支援策の検討
 - ⑥自治体における情報システム改修への費用補填／システム化誘導のための費用助成等の検討
 - ⑦金融機関への照会様式の設定、金融機関側の業務の具体化
 - ⑧虚偽の申告や不正が発覚した場合のペナルティのルール化
- 制度設計上、長生きリスク(預貯金を使い果たした場合)への対応方法等の設定
- 制度変更の主旨や内容に関する説明方法・役割分担・スケジュール等の設定

(3)資産要件②の改正に向けて

＜制度改正により対象外となる割合、基準額の妥当性＞

改正案の資産要件②の導入によって、新たに補足給付対象外となり、死後回収の対象となるのは、現行受給者の2～7%（高齢者全体の0.5～2%）程度と想定される。介護保険施設入所者及び短期入所利用者から算出すると、移行時に死後回収の対象となるのは約1.9万人、移行後の年間新規適用者数は3800人程度と想定される。死後回収の対象人数が少ないと想定されることは、制度変更の影響が小さいという利点がある半面、財政効果は限定的なものにとどまることも示しており、新たな業務負担を甘受しても公平性の確保のために必要と判断するか否かが論点となる。

固定資産税評価額で2000万円という基準額案は、該当する層では生活困窮を実感している世帯が少ない（生活の程度を「下」と回答する割合が低い）ことから、概ね妥当と考えられる。ただし、単身世帯に関しては、所得要件を満たし資産要件①を満たさない層（所得が低く、預貯金がある層）では、生活困窮を実感している世帯（生活の程度を「下」と回答）がやや見られることから、留意が必要と考えられ、より客観的な検討を行い設定する必要がある。

＜固定資産税情報の把握のために新たに発生する自治体業務＞

不動産に関しても、預貯金等におけるかんけいきんにどの程度紹介するのかという論点と同様に、他の市町村にある不動産について、本人の申請・申告をもって確認するのみとするのか、他の市町村への照会を行い、提出資料の内容が正しいことを確認する必要があるかによって、発生する業務負担が大きく異なる。

仮に、本人からの書類の提示を受ける場合にも、どこまで証憑を添付することとするかが、業務負担に影響する。申請書に基づき現状に関する聞き取りやその内容の記録も必要なのか、現地調査や不動産鑑定士調査を必要とするか、等によって、業務負担も、担保できる信頼性のレベルも異なってくる。

また、不動産についても、預貯金等と同様、関連機関等への情報照会を行う場合は、どの法律に準拠した行政行為かの位置づけや、本人等の情報に関し照会をかける旨の説明を行い、同意書等の形で明確に了解を得ておく等の準備が必要である。

その後、法的根拠と同意に基づき、税務部局への照会業務が発生するが、照会先は該当する不動産の所在地の自治体となる点に留意が必要である。このため、現在あるいは過去の居住自治体内への照会業務であれば申告漏れを防ぐことも容易であるが、居住地と関係のない地域に不動産を所有している場合は、一括して確認する術を持たないため、申告漏れ等の不正を発見することは難しい。同様に、本

人名義ではなく、生前贈与等で子どもやその他の親族等に名義を変更している場合も、不正を発見することは難しい。

＜制度改正に向けた検討課題＞

制度改正の具体化に向けては、以下のような点の検討・方針決定が必要と考えられる。

- 制度改正の目的の明確化
 - ・・・財政節約効果よりも「負担の公平性」を重視した目的設定、効果に見合った業務負荷となる仕組みの設計
- 基準額の設定
- 不動産評価額情報の確認方法
 - ①他の市町村に存在する不動産について、本人申告のみとするか、証憑添付を求めるか、情報照会確認を必要とするかの方針の明確化
 - ②添付証憑の取得レベル・保管期限等のルール化
 - ③情報照会を可能とする場合は、その根拠法の明確化
 - ④情報照会の実施確率や照会先の範囲、照会内容のレベル等のルール化
 - ⑤虚偽の申告や不正が発覚した場合のペナルティのルール化

(4) 死後回収の仕組みの検討に向けて

なお、死後回収(リバースモーゲージ型の新たな仕組み)に関しては、現状で一般的な認知度や利用度が低いことに配慮し、契約に関連し、利用者保護にも配慮した仕組みづくりが必要と考えられる。

＜制度改正に向けた検討課題＞

- 対象者の範囲や費用対効果の観点等からみた死後回収の仕組みの要否の方針決定
- 既存金融機関・商品等の活用のための仕組み・ルール等の設定
 - ①既存民間商品との棲み分け・役割分担
 - ②関連業務の役割分担の設定、委託スキームの具体化
 - ③連携する金融機関もしくは商品等の選定基準等のルール化
 - ④金融機関への参入インセンティブ／ディスインセンティブ排除方策の設定
- 契約に関するルールの設定、契約支援や利用者保護のための仕組みづくり
 - ①認知症等本人の判断能力が低い場合に、成年後見制度等の既存の制度を活用して、利用者が不適切な契約等から保護される仕組みづくり
 - ②契約前に説明・同意を必要とする家族・親族等の範囲のルール化
 - ③制度変更の主旨や契約内容等に関する説明方法・役割分担・スケジュール等の設定
- 死後回収制度導入に先駆けて、リバースモーゲージ制度の概念や仕組み等に関する国民への情報発信(啓発)強化

(5) 補足給付の段階設定の見直しに向けて

＜非課税年金情報の把握のために新たに発生する自治体業務＞

遺族年金や障害年金といった非課税年金については、現在、自治体の税務部門が把握している情報の中には含まれないため、受給額等を確認する必要のある制度とする場合は、年金事務所等が保有する必要情報が市町村に提供される仕組みが必要である。

＜制度改正に向けた検討課題＞

制度改正の具体化に向けては、以下のような点の検討・方針決定が必要と考えられる。

- 非課税年金の場合の取り扱いルールの設定
 - ・・・非課税年金は受給額によらず「第2段階」相当扱いにするのか、受給額の照会を必須するかの

方針の明確化

- (必要な場合は)非課税年金受給額確認の仕組みの設計
 - ①年金事務所等から市町村に情報提供する仕組みとするか等の方針の明確化
 - ②添付証憑の取得レベル・保管期限等のルール化
 - ③年金事務所等から市町村に情報提供する場合は、その根拠法の明確化、
情報提供ルート・内容・仕組み等のルール化
 - ④虚偽の申告や不正が発覚した場合のペナルティのルール化
- 制度変更の主旨や内容に関する説明方法・役割分担・スケジュール等の設定

平成 25 年度老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

資産等を勘案した補足給付の仕組みのあり方
に関する調査研究

報告書

平成 26 年 3 月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5

丸の内北口ビル

TEL : 03-5533-2111(代表)

[ユニットコード:6403859]